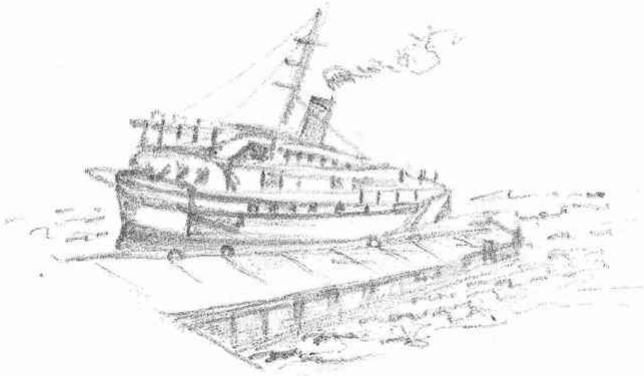


第四編 明治以降の喜入



喜入町の郷土たちも新政府の樹立に活躍し、封建的な政治体制が一新された明治政府ができます。やつとできた新政府の運動方針に反対する土族の反乱の最大で最後の乱が西南の役でした。喜入郷からもこの戦に出陣していきますが、庶民出身の多い官軍に完全に敗北し、武士中心の時代は、ここに終わりを告げます。

村々では封建時代の影響を強く残していた門割制度、町方制度かどわりがなくなり、地租改正により土地の私有が認められ、自治体も発足します。政治は今の形にやや近づき、武力でなく選出された議員の合意により行われるようになりました。

太平洋戦争後、民主主義の世の中となり男女二十歳以上の人に選挙権が与えられます。

昭和三十一年、喜入村から喜入町になります。

明治以来一〇〇年続いた週休一日制が、平成に入り週休二日制の社会へと移行していきます。

高度経済成長からバブルの崩壊により低経済成長の時代になります。

第一章 行政

第一節 維新前後の体制とその後の制度の変革

一 王政復古

元治元年（一八六四）七月十九日の蛤御門はまぐりごもんの変に続いて、長州征伐となつたが、第一回の長州征伐は、西郷隆盛あつせんの斡旋あつせんによって、戦火を交えることなく無事に解決された。しかし幕府は、諸藩と糾合して、慶応元年（一八六五）五月、再度の長州征伐の命令を下した。そのころ薩摩藩では、長州藩と融和政策が進められつつあつて、小松帯刀・西郷隆盛の両人と、長州の木戸孝九との間に慶応二年（一八六六）一月二十一日に、幕府に対抗する薩長同盟が結ばれた。この薩長両雄藩の結束によって、諸藩の中にも、幕府に反抗する気配が見られるようになり、この反幕府の勢力は、急速に高まつていった。しか

し幕府はこれにも屈せず將軍家茂自ら軍を指揮し、第二次長州征伐を強行したが、連戦連敗、ついに慶応二年（一八六六）七月二十日、家茂の死去によって中止された。

このころ土佐藩を中心として、大政奉還の運動が進められていたが、薩摩藩では、慶応三年（一八六七）六月二十二日、薩土盟約を結んで、反幕運動とともに大政奉還の運動を起こした。かくて同年十月十三日、朝廷では、薩長両藩に対して討幕の密勅が下された。一方慶喜は、今や形勢我に利のないことを悟り、土佐藩主山内豊信の勸告を容れて、十月十四日ついに大政の奉還を上奏した。かくして慶長八年（一六〇三）、家康が征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開いてから二六五年、源頼朝が建久三年（一一九二）、武家政治を創立してから六八〇有余年で、政権は再び朝廷に奉還されることになった。

すなわち慶応三年（一八六七）十二月九日、京都小御所において、王政復古の号令を發し、摂関幕府の廃止、総裁、議定、参与の三職を設置した。慶喜には辞官、納地が命ぜられ、天皇親政が宣言され明治の新政が始まつた。大政を奉還した慶喜は、大坂に退いていたが、徳川

氏の家臣らは、これを薩長の陰謀として怒り、新政府の処置を不満として、薩摩討伐に名をかりて兵を挙げ、明治元年（一八六八）正月、京都に攻め上った。しかし西郷の指揮する薩軍に敗れ、慶喜は神戸から船で江戸へ逃れた。

この大事業に参画まかした人で、喜入に縁ある人は、小松帯刀・伊牟田尚平・美玉三平らであった。

小松帯刀略伝

帯刀は、喜入第一代領主肝付兼善の第四子として天保六年（一八三五）十月十四日、鹿児島城下に生まれた（第二子兼次天折のため帯刀を第三子ともする）。幼名を尚五郎兼才と称した。幼少のときから聡明で、横山安容



小松帯刀

に儒学を学び、和歌を八田知紀に習い、昼は造士館に通い、夜は夜中でも目覚めると夜通し読書をする学問好きであった。ま

た一方では薩摩琵琶に凝り、琵琶を手放さないほどであったので、家令はこれを心配して、肝付家祖先の忠勇義烈の話をして、「祖先の功績に恥ずかしくないように」と訓戒したところ、直ちに琵琶の糸をかなぐり捨て棚に押し込み、それ以来琵琶を手にはせず、一層勉学に励み、武芸に精出すようになった。

安政二年（一八五五）一月、奥小姓で御近習番を命ぜられ、五月には江戸詰めを拝命し、藩主斉彬の薫陶を受けた。

安政三年（一八五六）、藩主斉彬公の命で小松家養子となり、吉利領主第二九代を継ぎ、名を帯刀清廉と改めた。安政五年（一八五八）十二月、当番頭に任ぜられ、国父久光の側近に仕えたが一時外回りの役へ左遷されたこともあった。

文久元年（一八六一）五月、御側役勤めとなった。このころ、久光は国家皇室に専心し、また藩士たちも大いに勤皇に徹していた。帯刀は藩主の藩政改革を助け、藩政の中心人物となり、大久保利通・中山尚之介・奈良原喜左衛門らと交わり、文久二年（一八六一）一月、大番頭、家老見習に抜擢され、久光が兵を率いて京都に上る

ときはこれに従って家臣の筆頭として、朝彦親王をはじめ近衛忠熙父子・三条実美・正親町実愛・岩倉具視などの要人の間にあってよく久光を補佐し、寺田屋事件、幕政改革、生麦事件などの難局を乗り切った。また久光が公武合体の勅使大原重徳を護衛して江戸へ下向するに際しては帯刀もこれに従った。同年十二月には家老職に任ぜられ御側詰めとなり、御勝手掛、御軍役掛、琉球掛、琉球産物掛、唐物取締掛、御製薬方掛、造士館掛、演武館掛、御改革方掛、御内用掛、佐土原掛、蒸気船掛、以上の兼務も命ぜられた。

文久三年（一八六三）六月、英国の軍艦七隻が鹿児島湾に姿を現し、生麦事件に係る補償の交渉を求めたが交渉は決裂し、戦いをはじめた。世にいう薩英戦争である。帯刀は総司令家老として側近にいて総指揮にあたった。薩英戦争は結局互角で勝負なしの戦いで終わったが、薩摩の大勝利と全国に宣伝され、薩摩の実力が認められ、その後の尊皇倒幕に非常な影響を与えることとなった。元治以降（一八六四）は京都の藩邸に多くとどまって薩摩藩の代表として活躍した。土佐の浪士坂本龍馬などの面倒をみたり、長州藩の依頼を受けて、小銃および汽

船を薩摩藩の名前でイギリス商人グラバーから購入することを斡旋あせせんしたりした。またグラバーに依頼し一九人の若者を串木野羽島から薩摩英国留学生として送り出した。英国や欧州各国に留学または視察した一行はやがてそれぞれ帰国してから各方面に貴重な足跡を残している。この薩藩の英国留学の結果が日本の文化、学術、技術、政治、軍備、教育、産業、交易などの各方面に大きな影響を及ぼすに至ったことは帯刀の功績大なりと言わねばならない。

慶応二年（一八六六）一月、京都の小松邸で坂本龍馬立ち会いのもと西郷隆盛、帯刀と木戸孝允との間に薩長同盟を成立させ、翌年城代家老にすすみ、薩土盟約を結び、將軍徳川慶喜に大政奉還をすすめ、さらに王政復古、倒幕など明治維新の実現に奔走した。

幕府が大政を奉還するや、明治元年（一八六八）一月、徴士参与職となり総裁局顧問に任せられ、外国事務局判事も兼ね外交の衝にも当たっていた。やがて官制改革によって大阪府在勤、外国官副知事、玄蕃頭となった。

明治二年（一八六九）九月、帯刀の維新の功績を賞せられ、永世賞典祿、千石が下賜され、次のような勅語を

賜った。

「小松従四位清廉積年心ヲ皇室ニ存ス。戊辰ノ春大政ニ
参与シ、日夜励精以テ中興ノ行績ヲ贊ケ候段叡感不斜仍
賞其功勞千石下賜候」

これより先、帯刀は疾病に罹^{かか}り、明治三年（一八七〇）、
官を辞し、大坂に閑居していたが、七月二十日、ついに
病没した。享年三十六歳、遺骸は大坂天王寺夕日ヶ岡に
埋葬されたが、明治九年（一八七六）十月、旧領吉利の
小松家墓地（吉利村園林寺）に改葬された。

明治二十九年（一八九六）六月、政府は帯刀の勲功を
賞し、孫帯刀を華族に列し、伯爵を授けた。

伊牟田尚平略伝

尚平は、天保三年（一八三二）五月二十五日、喜入郷
旧市の伊牟田倉左衛門の息子として生まれた。幼名を伊
勢吉と称し、長じて尚平と呼んだ。幼いときから資性豪
快、文武両道に秀でかつ長身で、歩行の速いことは衆に
ぬきんでていた。

弘化四年（一八四七）の春、鹿兒島城下へ行き、藩主
侍医の東郷泰玄の門に入り医術を修業した。尚平は医学

修業のかたわら海外の事情の研究にも励んだ。また同時
に城下の勤王の志士たちにも近づき、その指導をうけた。
嘉永五年（一八五二）の冬、泰玄は藩主の命によつて長
崎に行くことになったので、尚平も師に従つて長崎に
行った。

そのころロシア・イギリスなどの外国船が、わが国の
北辺や西海に頻々として現れ、嘉永六年（一八五三）六
月二日には突如として、アメリカの軍艦四隻が相州浦賀
の沖に停泊した。そこで幕府はにわかに沿岸各地の防備
を命じた。島津藩主も安政元年（一八五四）一月二十三
日、供衆四〇〇人を率いて上洛した。尚平もその供衆の
一人であつた。齡^{よわい}二十三歳であつた。尚平は、医学を学
ぶかたわら儒者塩谷宕陰・安井息軒などの門に入り儒学
をも学び、あるいは諸藩の憂国の志士たちや同藩の同志
大山綱良・美玉三平・高崎五六・伊地知正治などと交わ
り、秘かに国事を論じた。安政三年（一八五六）七月、
ハリスが下田に來航した時、尚平はいよいよ攘夷^{じやうい}の急を
強く感じ、次の建白書を藩主に提出した。

注 上京——帝都にのぼること、東京に出ること

上洛——地方からみやこへ出ること（京都へ行くこ

とをいう)

「おゆるしを得て、海岸防備の急務について、愚見を申し上げます。夷賊共は、従来の御処置について、わが武威において今度も至極丁寧に事を出しながらも日久しくなれば、どうなることかと憂慮致します。ところが応接商館など計策通りになりましたから、最早ひそかに併呑の気を蓄え登城難題重なりますので、彼が随意に任せては風俗ますますすたれると思われます。……」

と書き始め、さらに筆を進めて、攘夷の本論に入り次のごとく述べている。

「攘夷は、もとより所謂（以下数字不明）……の風俗であるから是非この際打ち払うは好機と存ぜられます。訓練、機械等完備の上などと申しても、これは幾年たつてもおぼつかないことであります。この度の御返答のないうちに御打払の御献策天朝に御願出されて御同志の御大名様方と御談合下され、数隻の夷攘船をとりこに致したいと存じます。……」

と大いに攘夷の即時断行の必要を論じ、さらにその黒船をとりこにする方法として次のような実に奇想天外の献策をしている。

「その夷攘船を征する方法としては、たとへば夷船一隻に

つきこちから五十人乗り込んで、一人で夷人五人つづに當ることとし、先づ我が方の船の帆柱のところに梯子様のものを賊船の高さに応じてこしらえおき、風のない日を選んで海上より押し寄せ鳥銃一、二発打放ち、また大刀・短刀の類を持って例の梯子から蛾のように賊船に飛び入り、彼等を撃刺すれば、彼等は大いに狼狽します。こうすれば夷攘船十隻もまたたく間に、一人も残らず謀殺されると思ひます」

各地の憂国の志士たちの外夷打ち払うべしとする意気込みは、ますますはげしくなり、幕府の処置を不満として反抗の氣勢を示しつつに安政の大獄へと発展していった。

尚平も身辺のあぶないことを知り、奥州に逃れて相良武振と変名して、医者を業としていたが、幕吏によつてついに発覚された。そこで安政六年（一八五九）六月、薩摩に帰藩した。喜入領主肝付左門（兼阿）は、彼に謹慎を命じた。翌万延元年（一八六〇）三月三日、桜田門外において、大老井伊直弼が誅殺されたので、島津久光は、国老関山紘を江戸に派遣し、江戸の形勢を探らせることになったが、同志の小松帯刀・大久保利通などと相謀り尚平を関山の家臣として随従せしめ、同年五月、江

戸に上がらせることにした。万延元年（一八六〇）十二月五日、麻布古川町三の橋において、米国公使館の通訳官ヒューズケンが殺害されたが、切つたのは尚平であった。この大椿事ちんじに幕府も驚き、安藤対馬守をして、国情を真実とし不問に付し、事を穏便に処置されるよう米国公使ハリスに告げさせたが、米国以外の諸外国の公使らが、日本政府の不当について抗言したので、ヒューズケンの母に銀一万ドルを贈って謝罪した。このヒューズケンの事件後は、幕府の尚平を物色することがいよいよはげしくなってきたので、文久元年（一八六一）五月、清川八郎と江戸の地を去って、武州川越在の豪士西川敬輔方に潜伏した。

後尚平は、同志の上村俊五郎と共に再度江戸に入り山岡鉄太郎を訪れたが、山岡は幕吏の追求のなおきびしいことを告げ、水戸に逃亡するよう忠告したので、水戸に走り、ここで住谷寅之助らの同藩の同志と親交を重ねた。江戸においては、老中安藤信睦らが和学者橋次郎に命じて廢帝の故事を調査させたり、また皇妹和宮親子内親王の降嫁の計画のあることを江戸のある同志が漏らしたので、尚平は住谷らと謀り、相携えて伊勢に赴き、外宮神

官山田大路陸奥守を訪れて、義挙の趣旨を告げ、十一月に京都へ入った。

京都入りした尚平は、田中河内介を訪ね青蓮院宮を奉じて、幕府を討ち、皇威の回復を図ることを決意し、清川・安積らとともに河内介の書を携えて南下し、肥後に入って松村大成らを訪ね回った。

そのころ、平野次郎・和泉守らが薩摩によって義兵を挙げようとする計画中であることを聞いた尚平は、平野とともに文久二年（一八六二）正月、帰藩して同志の士を説き小松帯刀・大久保利通・有馬新七らの諸士と会合し、志士の奮起を促した。

島津久光は、兵を率いて京都に上り、勅命を奉じて幕政を改革しようとしたが、福岡藩主黒田長溥は、久光のこの挙を中止せしめんとしていたので、尚平はこれを甚だしく憂えて、平野とともに播州大倉谷において、黒田長溥と面会し、説得することにしたが、長溥は尚平らのこの挙はあまりにも過激すぎるとして尚平には帰藩を命じ、ついに喜界島に遠流された。

文久四年（一八六四）二月七日、西郷隆盛が流地から召還され、王政復古の気運が高まるとともに尚平もやが

て許されて喜界島を出て京都に上り、西郷・大久保・桐野・村田・大山らとともに奮闘を続け、ついに維新の大業を成就した。明治元年（一八六八）の二月、西郷は大総督府参謀に任ぜられた。

鳥羽伏見の戦いの導火線となった庄内藩を主力とする三田薩摩藩屋敷焼討など、江戸攪乱については、この責任者は益満と尚平であった。

このころ京都では、この維新の大騒動の混雑に紛れて、ほとんど毎夜のように辻斬事件が起こり、しかもその下手人は薩摩の藩士であるとの風評が高まり、それは尚平らの仕業であろうと噂（うわさ）されるようになってきた。このような噂が広まってくると、薩摩藩でも黙認ができなくなってきた。下手人を出さねばならないようになってきた。



伊牟田尚平の墓

た。

尚平は、めでたく王政復古の大業も実現できた今日、何ら思い残すことはないと言って罪を一身に引き受け、京都二本松の藩邸で自刃して果てた。時に尚平三十七歳の若さであった。

明治二十二年（一八八五）二月十一日、大日本帝国憲法発布に際し大赦令が頒布され、維新以来国事に罪を得た者の罪が免ぜられたが、特に西郷隆盛に対しては賊名を除かれた上、正三位を追贈された。さらに遺子寅太郎に侯爵を授与された。また、大正五年（一九一六）四月十一日に至って、桐野利秋・篠原国幹に正五位、大山綱良・桂久武・村田新八に従五位を追贈され、ここに西郷以下の賊名は全く拭われ、維新の功績は再び輝くことになった。しかし、尚平に対しては何の恩赦もなかった。そこで、大正十二年（一九二三）八月、安楽兼道は、尚平の誕生地を永遠に後世に伝え、その偉業を景仰せんとしてその宅地跡に尚平誕生地碑を建立した。その碑文は次のとおりである。

君諱茂時、稱尚平、以天保三年五月二十五日生薩摩國喜

入郷舊市、是君宅趾也、君以憫儻之資抱尊王憂國之志、

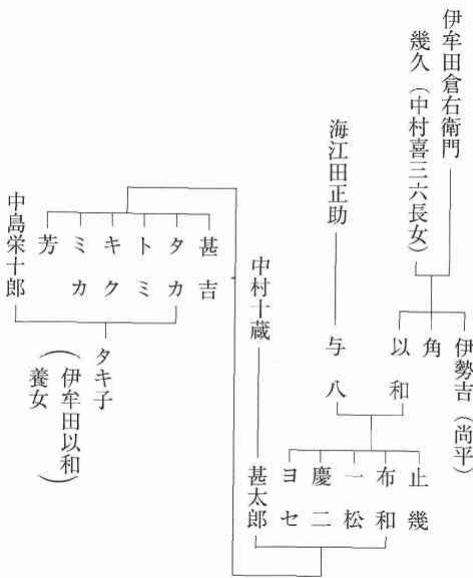
弱冠赴江戸、與四方俊傑交奔走國事、備嘗艱苦、遂被謫於南島、然存心王室百折不撓、既見赦又赴於江戸、計倒幕府復王政、明治元年維新大業將成、不幸斃于非命、時年三十有七、寔可惜也、予與君同郷、偉其志悲其死、而恐其跡或焔煙滅、於是建碑此地、以伝之永遠、使後人有所感奮興起焉

大正十二年八月 建立者 安樂兼道撰

小松文雄書

石工 竹下與次郎

伊牟田家略系



美玉三平略伝

三平は、もとは鹿児島武村の焼酎屋の子息で、幼名を高橋祐次郎と称していたが、長じて名を親輔と改めた。

岡山家の家臣となり、士分にとりたてられ美玉三平と呼ぶようになった。学を国学者栗原信充に、剣を岡田一松に学び、文武に通じていた。容姿壮大で、眼光鋭く、床の間には常に上杉謙信の画像をかかげ、次の歌をいつも口ずさんでいたと言われている。

「うば玉の世はさかしまになりしても

み鉾はすくに立てんとぞ思う」

武村の居宅を雷西館と名づけて、近隣の青年に武道を教授していた。早くから勤王攘夷の心に燃え、大山綱良・高橋五六・伊地知正治らと往来し、親交が厚かった。

文久二年（一八六二）三月、島津久光は小松帯刀や大久保などを従え、千余人の士兵を率いて京に上った。

三平もその一員として随行した。西郷・村田・森山らが捕らえられ、さらに伊牟田・平野なども捕縛されたことで西郷信吾・篠原冬一郎・大山弥助・相良三之助・有馬休八・美玉三平などは、久光の随行からぬけだし、江戸の薩摩邸を脱出した柴山愛次郎・橋口壮助などと合流

し、ついに伏見の寺田屋騒動へ発展していった。この義挙に加わった同志の中にも、大久保や奈良原・海江田などの説得で、参加を見合わせた者もあって、最後まで残って行を共にした藩士は次の三十余名であった。

有馬新七	橋口吉之丞	田中謙助
柴山竜五郎	河野四郎左衛門	篠原国幹
三島弥兵衛	徳田嘉兵衛	林正之進
相良三之助	美玉三平	富田猛二郎
吉原弥二郎	橋口壮助	町田六郎左衛門
森新兵衛	橋口伝蔵	山本勇助
有馬休八	弟子丸龍助	坂本彦右衛門
木藤市助	吉田清右衛門	是枝柳右衛門
柴山愛次郎	深見休蔵	西田直五郎
西郷従道	大脇為政	岩田三之丞
大山巖	森山新五左衛門	伊集院兼寛
是枝万助	谷元兵右衛門	岩元勇助
永山萬斉	岸良三之丞	

寺田屋事件は、次の碑文にも記されているとおり、この一波は万波を伝えて、ついに明治維新の大事業を表現するに至ったのであった。

碑文（原文は漢文である。）

大丈夫、事を挙ぐるに必ずしも身にその功を収めず、後人をして継起し、以てわが志を成さしむれば即ち元を喪い頸を断つも亦憾むところなし。これ何ぞや。志天下国家に在りて、一身の為に謀るに非ざるが故なり。往時幕府政を失い、内訌外侮、衆心離離、識者みな師を起して罪を問ひ、以て王権を復するの急務たるを知る。然れども之を士丈夫に告ぐれば即ち曰く、時機未だ至らずと。之を侯伯に告ぐれば即ち曰く、時機未だ至らずと。仍ち之を公郷に告ぐれば亦曰く、時機未だ至らずと。

嗚呼坐して時機を待つ、日また一日、いづれかよく身を挺して難を発く。ここに於て薩摩の九烈士、同志を糾合して奮って兵を挙げんと欲す。有志論し止むれども聽かず。格闘して命を伏見の口旅寺田屋におとす。世或はその徒らに死して功無きを惜む。殊に一死以て海内の士氣を鼓動するを知らず。是の素志なり。他日五条に於て、生野に於て、天王山に於て、豪傑口起し、百折不撓薩長諸藩も亦師を出して王に勤む。中興の大業の成る。果してその予期するところに違わざりき。死者にして知るあらばまさに笑を含みて□るべし。九烈士とは誰ぞ。

曰く有馬新七、曰く田中謙助、曰く橋口伝蔵、曰く柴山愛次郎、曰く弟子丸竜助、曰く橋口壮助、曰く

西田直五郎、曰く森山新五左衛門、曰く山本四郎……

(以下略)

右の記念の銅碑は、三十三回の忌辰きしんに当たつて建立されたもので、撰文は川田博士、筆額は熾仁親王によるものである。

三平はこの寺田屋事件によつて、京都で捕縛されたがひそかに脱出して亡命し、その後しばらくの間は消息不明であつた。文久三年(一八六三)八月、兵庫県但馬の生野に出現し、平野国臣らと力を合わせて、大和応援の義兵を挙げたが事成らず不幸にして敵弾で負傷し、ついに自刃して果てた。四十一歳であつた。

墓は鹿児島市南林寺町、南州寺隣の「南林寺由緒墓」にある。

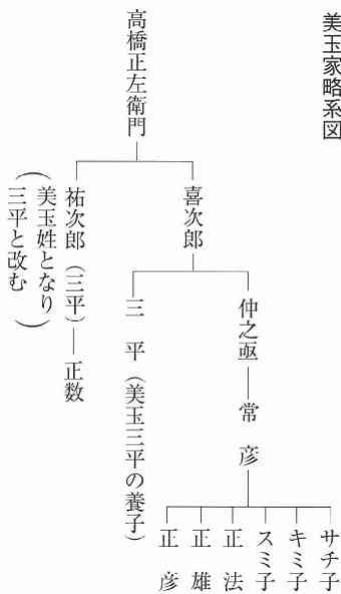


美玉三平の墓
(鹿児島市南林寺町「南林寺由緒墓」にある)

政府は、三平の維新の功績をたたえ、明治二十二年(一八八九)十一月、従四位を贈り、靖国神社ごうしに合祀した。

三平の実兄高橋喜次郎は、喜入で余生を過ごしたので、その子孫は、喜入前之浜に居住している。ここに美玉家の略系を記すと次のとおりである。

美玉家略系図



二 版籍奉還

明治元年(一八六八)十月、政府は従来の藩治職制を改めて、執政・参政・公議人の職を置いた。

次いで明治二年(一八六九)一月、薩長土肥の四藩主

は連署上奏して、従来の私有の形であった版籍の奉還を請うた。続いて他の藩主もこれにならつて版籍を奉還したので、旧藩主は、中央政府の任命によつて藩知事となり旧来の藩政は一変し、ここに天皇親政が実現されることになった。わが薩摩藩には、同年二月、「知政所」の職制が創設されることになった。この知政所は、藩の中樞をなす役所で、これを本局とし、会計・軍務・監察・きしやうめい 紀明の四局が置かれた。喜入の領主肝付兼両も明治二年（一八六九）十月、領地を返還して一介の士族となり、一門以下諸士に至るまで、その家格・称号を廃止することになったので、数百年の長きにおよぶ門閥の弊風は制度上ここで全く除かれることとなったのである。

三 地頭制と常備隊の設置

藩政改革によつて、地方政治の機関として「地頭政治」が行われるようになった。喜入郷にも明治二年（一八六九）九月から地頭所が設置された。地頭はその郷内の政治・文事・武事など一切を総掌していた。またこのころ新政府は、いまだ直属の兵力を保有していなかったため、各郷に常備隊を設置することにした。

喜入郷では、地頭所設置と同時に、常備隊も編成され、従来の組頭・横目などの諸役人を廃止して、新しく小隊長・半隊長・分隊長の職制が新設されることとなった。喜入郷の常備隊は、郷内の士族をもつて編成され、軍前方軍務所は、旧肝付飯屋（現在の喜入小学校の所在地）に置かれていた。この当時の常備隊の詳細については、その員数など不明であるが、定期の訓練日を定め中名浜や喜入浜で「英国式歩兵練法」によるきびしい兵式教練が行われていた。当時の小隊長は、松崎十兵衛であった。この小隊長以下の各隊長は名のごとく、常備隊の各長であるとともに民政の長をも兼ねていたのである。

四 廃藩置県

明治四年（一八七二）七月十四日、明治天皇は全国の藩知事を御前に召集され、右大臣三条実美をして廃藩置県の詔書を発せられ、太政官から廃藩置県の布告が出された。数百年に及ぶ長い間続いてきた封建制度は、ここで廃止されることとなって、全国に三府三〇二県が誕生することになった。やがて政府は、県の統廃合を断行して、同年十一月二十二日までに三府七二県とした。さら

にその後明治六年（一八七三）、同九年（一八七六）、十六年（一八八三）の三回にわたる統廃合の断行によって三府四三県にした。

今ここで旧薩摩・大隅・日向の事について、その大要を述べると、はじめ薩隅日の三国には、鹿児島・飫肥・佐土原・高鍋・延岡・人吉・日田の七県が置かれていたが、明治四年（一八七二）十一月十四日の統廃合によつて、この七県を統廃合して、鹿児島・美々津・都城の三県が置かれることになった。

すなわち鹿児島県は、旧薩領のうち薩摩国の一円、大隅国のうち熊毛、ごむ 駈護二郡のほか、琉球国を管轄することとなった。都城県は、旧藩領のうち大隅国の島嶼二郡を除いた始羅・あいら 肝属・きもつぎ 贈_そ（曾於）・大隅・桑原・菱刈の六郡と、日向国諸_{もろ} 諸_{かた} 県郡の大部（二一一方村）、旧日向諸藩や日田県に属していた那珂郡の大部（六六方村）ならびに宮崎郡の一部（二三方村）とを管轄することになった。美々津県は、都城県以北の旧藩領諸県郡の一七村と日向国の残部とがその管轄に配置された。翌明治五年（一八七二）五月十五日には、始羅・菱刈の両郡と、桑原郡のうち栗野・横川の両郷は、都城県から鹿児島県

に編入されることとなった。また都城県は、諸県郡のうちの須木・野尻の両郷と、小林郡のうち、東方村を美々津県から分割併合した。

次いで同年九月十四日には、鹿児島県所管の琉球国は、琉球藩として、国王尚泰が藩主に任ぜられた。やがて明治十二年（一八七九）四月には藩が廃止されて沖縄県となった。明治六年（一八七三）一月十五日、美々津・都城の両県は廃止され、旧都城県所轄の大隅国の地は、鹿児島県の所管に移され、日向国の一円をもつて、新たに宮崎県が生まれた。その後明治九年（一八七六）八月二十一日に宮崎県は廃止され、薩隅日の一円を鹿児島県としたが、明治十六年（一八八三）五月九日には、太政官通達によつて再度宮崎県が発足することになって、宮崎・那珂・児湯・白杵・諸県の五郡を鹿児島県から分割し宮崎県に編入した。その諸県郡の中の志布志・松山・大崎の三郷は、南諸県郡として、これを鹿児島県の管轄下に移した。

このようないきさつで、一市二六郡となったが、さらに明治二十九年（一八九六）四月、一市二郡に改められ、南諸県郡は、廃止されて贈_そ 郡に合併された。明治

二年（一八六九）二月、薩摩藩の職制として、知政所が設置されたことは、前に記したが、明治四年（一八七二）八月には、知政所が県庁と改名され、大山綱良が「県権参事」に任命され、さらに同七年（一八七四）十月に初代県令（県知事）となった。明治十年（一八七七）になつて、大山綱良に代わつて、県令として岩村通俊が任命され五月二日赴任した。

五 郡治所と戸長役所

明治二年（一八六九）に設置された常備隊は、明治五年（一八七二）二月に解散されることになり、諸郷に「郡制」が敷かれた。ほぼ十郷くらいを管轄する郡には「郡治所」が設置され、「郡長」「副長」「里正」「副正」「戸長」「戸長助」などの郡官員が任命され、従来の「庄屋」「名主」の名称は廃止された。この郡制の実施により、鹿児島県内には、伊作・加治木・阿久根・牛山（大口）・指宿・種子島・市来の七カ所に郡治所が置かれた。指宿の郡治所は、指宿（のちに山川）に置かれ、その管轄は、喜入・知覧・穎娃・今和泉・山川・勝目・南方・指宿の八郷で、初代の郡長は、椎原孝介であった。

鹿児島県史によると、郡長の職務は、郡政を治め・教化を敷き・庶務・聴訟・人畜・戸籍・租税・出納一切を総轄し・その他山林の管理蕃殖・開墾、物産増殖・士民職業生計の視察監督・里正・戸長の監督・旧地頭の所管の所軍役高・山野溝下高・蔵入の永作高などの収納運用・軽罪の裁判などの権限任務を負い、官林の伐木開墾・常平社倉商社の建設、他県との交易などについては、県庁の指令を請うべく、また管下の形勢を月一回県庁へ具状すべしと定めていた。

副長は、郡長の輔佐代理をなす者で、一郡治所に定員二名が置かれることになっていた。

里正・副正は、ともに定員一名で、郡長の命をうけて、民風作興・勸農殖産などのことに当たるとともに庶務一般の監督処理をなす属吏であった。

戸長は、里正に従属し、一村一里中を区別し、戸籍の長となり、土族の長と平民の長とは別々に置かれた。戸籍を正すのが主たる役で一郷に数人置かれていた。

戸長助は、戸長を助ける役であった。

これらの諸役の俸給は、郡長五〇石、副長三〇石、里正一五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石であった。

この郡制で最も重要なものは、戸長職の制であった。

この戸長職が、重要であったのは、新政府が国内の人口を把握するために、戸籍の編成を必要とし、この戸長に新しい戸籍（壬申戸籍）を編成させたことである。このときの戸籍は、番戸をもつてした。喜入では、明治五年（一八七二）五月二十二日に戸籍改正に着手し同年六月末には完了している。壬申戸籍の実施によって、これまで姓のなかった百姓にも姓（名字）がつけられた。同年（一八七二）九月には、地方は郷を大区、村を小区と称するように変わった。これに伴って今までの郡長を大区長に、副長、里正、副正を大区副戸長と改称した。戸長は従来そのまま、戸長助は副戸長と呼ぶように変わった。このころの喜入の戸長には、前田伊右衛門・中島吉兵衛副戸長には、黒岩十助・税所藤右衛門が任ぜられていた。喜入郷が五力在に区分されていたことは、前に記したが、明治三年（一八七〇）九月、この五力在を廃止して瀬々串と中名を上村に、前之浜と生見を下村としたので戸長・副戸長もこの上村・下村の各村を一名ずつで担当していたのである。続いて明治六年（一八七三）七月には、大区ごとに戸長役所が設置されることになり、同年

八月には、郡治所を廃して支庁が置かれることになった。

この支庁は「加治木」「隈之城」「垂水」「知覧」「種子島」「大島」の六カ所に設置され、行政系統も県庁から支庁へ、支庁から戸長役場へと整備されることになった。

喜入は、知覧支庁（第四支庁）の管轄下にあった。この知覧支庁の管轄に属していた郷は、阿多・田布施・永吉・吉利・日置・伊作・加世田・川辺・勝目・南方・知覧・頼娃・指宿・山川・今和泉・喜入の一六郷で、その支庁の所在地は知覧であった。この支庁では、中属の今藤宏などが交代で管内の政務を処理していた。

翌明治七年（一八七四）には、大区に区長を置くようになり、支庁は廃止されたので、行政系統も県令（県庁）から区長（区長事務所）へと変更された。鹿児島県下には、一〇九の大区が設けられたが、区長事務所が設置された場所は三三カ所で、数大区に一つの区長事務所が置かれていたのである。喜入は第十三大区（喜入・今和泉・指宿・山川）であった。このころの喜入の戸長は、新納久・志々目真幸で、副戸長は、大坪茶右衛門・岩田甚兵衛であった。

六 郡役所の設定と戸長役場

明治十一年（一八七八）の太政官布告第十七号公布によつて、従来の大小区制は廃止され、郡区町村編成法が定められ、郡には郡長を置いて、その郡内の行政事務を取り扱うことになった。鹿児島県では、明治十二年（一八七九）二月十七日に郡の区画と郡役所の位置が決定された。

それによると、給黎郡・揖宿郡・穎娃郡・川辺郡の四郡を一区画として、郡役所が設置されることになって、中心地の知覧郷郡村に設定された。その初代郡長には、上原前兵衛が任命された。同時に戸長役所は、戸長役場と改称され、喜入では、瀬々串村・中名村・前之浜村・生見の四村となった。戸長役場は、中名村ほか三村の戸長役場として、旧戸長役所の跡で一切の業務が執行されていた。なおこの時より戸長は公選となり、初代の公選戸長は、松崎十兵衛であつた。

明治十四年（一八八一）七月二十八日には、阿多・川辺・給黎・揖宿・穎娃の五郡を一区画とすることに改編され、郡役所は従前どおり知覧に置かれた。

さらに明治二十年（一八八七）五月五日には、阿多郡を分離して、給黎・揖宿・穎娃・川辺の四郡をもつて一区画とされた。これより先明治十五年（一八八二）に戸長役場を各村に分散することになり、八月一日、瀬々串村・中名村を一区画として、戸長役場は従来の四村戸長役場内に置き、生見村・前之浜村を一区域として、その戸長役場は町（現在の善行寺の地）に置かれた。このように一村あるいは二、三カ村に一戸長を置いたので、鹿児島県内（大島を除く）の戸長の数は五九九名に及んだ。しかし、小規模村では、あまたの不便が生ずると自由民権運動に対応することをも勘案して、明治十七年（一八八四）十月一日に公選戸長を一律に官選にするとともに、戸長役場区画を拡大したので、中名外三村戸長役場と改称し、一人の戸長になった。この体制は、明治二十二年（一八八九）の自治体市町村制施行まで続いた。この時の喜入の官選戸長には、松崎十兵衛が任命されている。

明治二十九年（一八九六）四月には、郡区制の改正が行われ、揖宿・穎娃の二郡と給黎郡喜入郷を合併して一区画とした揖宿郡が設置され、その郡役所は、揖宿村宮

ヶ浜に置かれた。この時点で給黎郡知覧郷は分離し、新しく川辺郡に編入されることとなった。

松崎十兵衛略伝

天保七年（一八三六）十月十三日、白浜太郎八貫実の二男として、喜入郷麓に生まれた。幼名を兼英といったが、長じて剛之亟と称した。天保十四年（一八四三）八歳の時、松崎兼太の養子となり、十兵衛と名を改めた。幼少のときより肝付氏に仕えて、小姓役となり、梅田・高田・東郷の諸氏の門に出入りして、槍・劍・弓術を学び殊に槍術においては、衆にぬきんで奥義の伝授をうけ、さらに書を横山安世に学び文武両道を兼備していた。明治元年（一八六八）十一月、島津忠義の上洛に際し、肝付兼両も供奉されたので、十兵衛もしたがって東上した。

明治維新の大業が成り、明治三年（一八七〇）九月十六日、新政府の下に各郷に地頭制が設けられ、各村に常備隊が設置され、一般村政をも兼任することになったが、この時十兵衛は小隊長に任ぜられた。さらに明治五年（一八七二）、廢藩置県が実施され常備隊は解散、戸長

が敷かれることになった。また同十二年（一八七九）、これまでの官選戸長制が廢止され、戸長は公選となったが、十兵衛は選ばれて初代の公選戸長となった。

同二十二年（一八八九）、市町村制發布とともに、喜入村が誕生したが、十兵衛は初代村長に選任され、同二十七年（一八九四）五月、職を辞するまで五年有余の在職であった。松崎村長は、常に村民の福祉の向上に努力し、特に道路網の開発に意を用い、隣村の知覧村と協議を重ね、湊田・待集越・池河内を経て知覧に通ずる道路を開発したのをはじめとして、村内の諸道路の改修に力を尽くした。

当時喜入村に來遊した人々は、皆村内道路のよく整備されていることに驚いたと言われている。

明治二十五年（一八九二）十月、政府は十兵衛の長年の勤勞を賞して藍綬褒章を贈った。

「資性温厚一郷ノ囑望スル所トナリ、嘗テ戸長ト為リ町村制実施ノ際本村長ニ挙ゲラレ能ク地方制度ノ主旨ヲ体認シ専ラ自治ノ發達ヲ計リ学校ノ維持道路ノ開發等尽力シ多年公共ノ事務ニ誠実勤勉其勞功顯著トナス、依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス」

明治二十七年（一八九四）五月九日病没す。享年五十九歳であつた。

七 戸籍の編成

明治三年（一八七〇）に平民にも姓氏が許されることとなり、翌明治四年（一八七二）四月に戸籍法が公布された。この戸籍編成が戸長職の重要な職務であつたことは前にも述べたとおりである。喜入では、明治五年（一八七二）五月二十三日からこれに着手、六月末をもつて完了したことは前記のとおりであるが、惜しいことに、その当時の壬申戸籍簿は現在残っていない。百姓には、もともと姓はなく、「何々屋敷の何兵衛」のごとく、その所属する門、屋敷を冠して呼称されていたのである。

戸籍の編成に際して、その姓は一番身近で、かつなじみの深い門や屋敷の名称を各人の姓とすることが最も身近であつたため、それぞれの門や屋敷名を姓とした人が多かつたのである。その中で、藪屋敷一門の人は浜崎姓を、前原屋敷は前畑姓を、下堀之内門は堀之内姓を名のつた。明治十二年（一八七九）作成の戸籍簿によれば、喜入各村の戸数は、次のとおりであつた。

瀬々串村は三六五戸、中名村六三五戸、前之浜村七二二戸、生見村二六〇戸で喜入の総戸数は一、九八二戸であつた。

八 徴兵令の公布

明治五年（一八七二）十一月、全国に徴兵令の詔がかんぱつ渙発され、同時に太政官告諭が發布されて国民皆兵の本が定められた。そして翌六年（一八七三）一月十日に徴兵令が公布され、身分の差別なく、満二十歳に達した男性から陸海軍の兵員が徴集されることになつたのである。その当時喜入から徴兵の要員として徴集された人名や員数などは判明していない。

陸軍の兵役は、大別して常備軍と後備軍とに分かれ、常備軍の年限は三カ年、後備軍は四カ年であつた。この後備軍は、第一、第二に分かれおのおの二カ年ずつの四年であつた。国民軍は、常備後備軍以外の男子で、満十七歳から満四十歳までの者全員で編成された。男子は満二十歳に達したとき、次のような徴兵適齢届を戸長に提出し、徴兵要員簿に記載された。また戸主は、徴兵を延期あるいは免除されていたので、戸主となつたときには、

次のような事由書を提出せねばならなかった。

徴兵適齡届
 給黎郡中名村三百三番戸住
 士族農業 室田正次郎
 明治元年五月三日生
 右者二男ニテ本年四月式拾才相成候
 間此段及御届候也
 給黎郡中名村三百三番戸住
 士族農 室田仲左エ門
 天保九年七月十八日生
 明治廿一年四月七日
 給黎郡中名村戸長
 松崎十兵衛 殿

事由書
 給黎郡前之浜村乙四百五十七番戸
 平民 亡 藤久保小右エ門
 右先代実父亡小右エ門儀明治十九年
 八月廿四日死亡、且祖父亡小右エ門
 ノ死跡ヲ継タル戸主ニテ私儀ハ明治
 十九年十一月廿二日全人ノ死跡ヲ継
 タル戸主ニ相違無御座候也
 給黎郡前之浜村乙四百五十七番戸
 平民 農
 戸主 藤久保休次郎
 明治元年三月十日生
 明治廿一年四月三日
 給黎郡前之浜村戸長
 松崎十兵衛 殿

九 地租改正

明治六年（一八七三）七月、政府は、地租改正条例を
 發布したので、鹿児島県では、明治九年（一八七六）か
 らこの地租改正に着手したが、たまたま翌十年（一八七
 七）、西南の役が勃発したので、中止のやむなきに至つ

たがこの戦乱鎮定後再開された。喜入村では、明
 治十二年（一八七九）二月よりこれに着手し、翌
 十三年（一八八〇）に一応完了した。この地租改
 正の主要な手続きとしては「字絵図野帳」の作製
 と「地価帳の整備」および「新地券の下附」の仕
 事であった。この「字絵図野帳」を整理したもの
 が現在町役場に整備保管されている「字図台帳」
 である。この当時の「字絵図野帳」を見ると現在
 の大字別に測量されたものと思われるが、その測
 量などの仕事に関係した人の名前などの詳細は全
 く判明していない。加治木町の郷土誌によると、
 加治木町では、長崎県の測量士に依頼して、明治
 十二年（一八七九）三月より九月まで測量したと
 記されている。

喜入村の場合もおそらくこのように専門の技術者に依
 頼して実施されたものと推察される。もちろんこの重要
 な作業には、喜入村の地元からも総代として幾人かの出
 役者がいたであろうことには言うまでもないことである。
 この地租改正の骨子は、従来の収穫高をもって課税の
 基準としたものを、地価課税の基準に改め、地価の百分

の三と定めて金納とすることにした。この百分の三の課税は、明治十年（一八七七）一月から百分の二・五に改変された。従来の地租は、米納であつて高何石と称し、その名称を土族領は知行高または持高と言い、百姓のものを高と称していた。貢米は土族高は石につき九升二合、在高は石につき三斗九升六合の公約（御蔵入）となつていた。このように土族には安い租税の特権が与えられていたが、この特権が廃止されて、一律に租税が課せられ徴収されるようになった。

地価帳の整理は、地券下付の前提となる重要な条件であるので、県では各戸長役場にその作成を督促した。

地券交付が明治十五年（一八八二）一月であつたからそのころまでには既に地価表の作成整備も完了していたものと推察される。

この地租改正の計画は、土地私有化の全面的容認となり、土地の所有者には、その証明書として地券の交付が行われたのである。すなわち明治十五年（一八八二）一月から、この土地所有証明書としての新地券が交付されることになった。この地券は、縦が二五・五センチ、横が三二・八センチの鳥の子紙に印刷されたものであつた。



地券表（浜崎秀吉所有）



地券裏

この地券は、明治二十三年（一八九〇）三月二十二日の法律が公布されるまでは唯一の土地所有の証明書であつたが、この新しい法律の公布によつて、政府は地券の複写謄本を回収し、これに代わつて土地所有権は、区裁判所保管の台帳に登記され裁判所の証明を受けることになった。

第二節 議会政治の発達

一 選挙法の変遷

明治二十三年（一八九〇）七月一日に行われた第一回衆議院の選挙から、大正十四年（一九二五）の選挙法改正までは、直接国税の納入基準額以上の男性のみが選挙する資格権利が与えられていた。

大正十四年（一九二五）加藤内閣は、明治半ばごろよりおこっていた普通選挙運動が、大正になっていよいよ民主的風潮の高まりと同時に全国民の政治的要望となってきたのでついに選挙法の改正を断行した。この新しい選挙法では、満二十五歳以上の男性にはすべて衆議院議員を選挙する権利が与えられ、また三十歳以上の男性は、すべて被選挙権をもつこととなった。この改正された新しい普通選挙法による第一回の衆議院議員の総選挙は、昭和三年（一九二八）に行われた。この改正によって、有権者の数は約四倍に増加した。

さらに昭和二十一年（一九四六）四月の選挙法改正によつて、満二十歳以上の男女に選挙権が認められ、初めて女性の選挙権が認められることになった。その結果最初の総選挙では、三九名の婦人議員が誕生した。

これまでの数回にわたる選挙法の改正で、直接国税納入額も一五円以上から一〇円以上に、さらに三円以上

に、しばらくして制限なしにと改められ、また男性のみの選挙権が女性にも与えられることになり、男女の平等が進められ、大いに変遷し、拡大されてきた。
近年の本町の有権者数の変遷は、次の表のようになっている。

年月		選挙		性		登録者数	有権者数	有権者計
昭三五、二	衆議院	女	男	三、七〇七	三、六九七	五、〇九九	五、〇八五	八、七八二
昭四二、四	町議会	女	男	三、三七九	三、二九四	四、六一二	四、四九三	七、七八七
昭五一、一二	衆議院	女	男	三、八九七	三、八八三	四、八四四	四、八二三	八、七〇六
平三、四	町長 町議会	女	男	四、四二七	四、三五六	五、二四八	五、一七一	九、五二七
平七、七	参議院	女	男	四、六五九	四、六五五	五、五六七	五、五六七	一〇、二二二
平一二、六	衆議院	女	男	四、七六九	四、七六六	五、六八二	五、六八一	一〇、四四七

二 国会議員の選挙

明治十四年（一八八二）十一月、政府は、民論を反映する国会開設の全国的運動の激化に応じて、国会開設と憲法制定の期日を明示した。すなわち憲法の發布を明治二十二年（一八八九）、国会開設を翌年二十三年とする旨の大詔が宣布された。そして明治二十三年（一八九〇）七月一日、第一回の衆議院議員の選挙が行われた。定員は三〇〇人で、その結果は野党の民党が一七一人で過半数を占めた。この時の選挙権の要件は、満二十五歳以上の男性で、直接国税を年一五円以上納入する者であった。また被選挙権は、満三十歳以上の男性で、直接国税一五円以上の納入者であった。この要件を備えた有権者は極めて少数で、総人口の一パーセントに過ぎない人数で

あった。

この選挙の本県の当選者は、鹿児島同志会（民党）の七人全員であった。

しかし明治二十四年（一八九一）末ごろになって、この鹿児島同志会内に内紛を生じ数人が民党を脱して、新しく独立倶楽部（吏党）を結成し、民党と吏党の激しい闘争が始まった。すなわち富国強兵を主張する吏党と国民生活の安定こそ大切であると強調する野党（民党）との攻撃闘争はますます熾烈しりつとなり、ついに議会は解散、明治二十五年（一八九三）二月十五日、第二回の総選挙が行われた。その結果、本県は吏党四人、中立一人、民党二人であったが、民党一六三人、吏党一三七人当選で民党側の勝利に終わった。

次に喜入村関係選挙区の郷土（揖宿市郡）出身の国会議員を列挙すれば次の方々である。

衆議院

回数	選挙年月	県定員	選挙区名	定員	氏名	出身地
五	明治三一、三	七	二	一	鮫島相政	穎娃村
六	三二、八	七	二	一	々	々
七	三五、八	九	三	七	志々目藤彦	喜入村
一	四五、五	九	三	七	々	々

選挙法の改正により、指宿市郡の選挙区は、谷山・大島を含め第二区に変わった。第二区の国会議員当選者は次のとおりである。

衆議院

回数	選挙年月	県定員	選挙区名	定員	氏名	出身地
四一 四二	平成 八、一〇 一、二、六		二二	一一	園田修光 徳田虎雄	鹿児島市(谷山) 徳之島町

参議院

選挙年月	選挙区	議員名	出身地
昭和二八、四 五〇、九 五二、七 五五、六 六一、七	地方区	井上知治 佐多宗二 田原武雄 川原新次郎	穎娃町 喜入町

参議院(鹿児島県関係)

選挙年月	氏名	出身地	氏名	出身地
平成元、七 四、七 七、七 一〇、七 一三、七	鎌田要人 井上吉夫 鎌田要人 森山裕人 加治屋義人	金峰町 出水市 金峰町 鹿児島市	久保亘 上山和人 久保亘 井上吉夫	始良町 川内市 始良町 出水市

喜入町の男女別有権者数とその投票率

衆参	回数	選挙期日	有権者数(人)			投票率(%)
			男	女	合計	
衆議院	23	昭22. 4. 25	4,072	5,085	9,157	74.04
	24	24. 1. 23	4,066	5,199	9,265	80.41
	25	27. 10. 1	3,935	5,275	9,210	82.38
	26	28. 4. 19	3,855	5,110	8,965	83.57
	27	30. 2. 27	3,890	5,092	8,982	83.85
	28	33. 5. 22	3,785	5,079	8,864	83.11
	29	35. 11. 20	3,697	5,085	8,782	80.71
	30	38. 11. 21	3,426	4,871	8,297	79.64
	31	42. 1. 29	3,335	4,573	7,908	83.76
	32	44. 12. 27	3,481	4,662	8,143	78.93
	33	47. 12. 10	3,587	4,685	8,272	83.29
	34	51. 12. 5	3,883	4,823	8,706	81.82
	35	54. 10. 7	4,059	4,980	9,039	81.41
	36	55. 6. 22	4,130	5,015	9,145	86.30
	37	58. 12. 18	4,269	5,173	9,442	79.22
	38	61. 7. 6	4,322	5,178	9,500	84.17
	39	平 2. 2. 18	4,401	5,217	9,618	80.49
	40	5. 7. 18	4,485	5,369	9,854	73.32
	41	8. 10. 20	4,707	5,616	10,323	74.31
	42	12. 6. 25	4,766	5,681	10,447	79.34
参議院	1	昭22. 4. 20	4,072	5,085	9,157	75.94
	補欠	22. 8. 15	4,128	5,092	9,220	62.78
	2	25. 6. 4	4,132	5,281	9,413	79.93
	3	28. 4. 24	3,855	5,110	8,965	78.53
	4	31. 7. 8	3,954	5,131	9,085	78.24
	補欠	31. 11. 30	4,017	5,207	9,224	69.59
	5	34. 6. 2	3,785	5,059	8,844	77.86
	6	37. 7. 1	3,460	4,911	8,371	76.80
	7	40. 7. 4	3,327	4,674	8,001	76.73
	8	43. 7. 7	3,371	4,624	7,995	79.56
	9	46. 6. 27	3,473	4,623	8,096	74.65
	10	49. 7. 7	3,653	4,728	8,381	83.12
	補欠	50. 9. 21	3,780	4,842	8,622	63.70
	11	52. 7. 10	3,925	4,857	8,782	80.19
	12	55. 6. 22	4,130	5,015	9,145	84.51
	13	58. 6. 26	4,249	5,189	9,438	76.24
	14	61. 7. 6	4,322	5,178	9,500	84.17
	15	平 1. 7. 23	4,397	5,243	9,640	73.77
	16	4. 7. 26	4,443	5,292	9,735	62.23
17	7. 7. 23	4,655	5,567	10,222	54.54	
18	10. 7. 12	4,735	5,633	10,368	74.28	
19	13. 7. 29	4,776	5,741	10,517	63.17	

次に総選挙（二三回より四二回まで）、参議院鹿児島県選出議員選挙（一回より一九回まで）の喜入村（町）の男女別有権者数とその投票率は次の表のとおりである。

あったが、その時も彼が陰の力となつて円満無事に解決している。人に迷惑をかけることをモットーとしていた彼は、晩年所用で郡役所に出向いている時卒倒した。周囲の人々が心配して看護しようとするのを断つて、自分で馬車を頼んで、悪路をゆられながらやっと帰宅した。車の中でふらふらになっている志々目を見て、車夫は「旦那さん、昼間からよか気嫌ごわしな」といったと言

う。
中風で数年間病床にあつた時、五十音図表を枕元に掲げさせ、鞭むちで一字一字さして会話していた。だんだんと彼の文字の指し方が熟練してきて、見る人が文字を追うのに困つたと言われている。

川原新次郎略伝

大正六年十二月二十八日、川原啓吉の三男三女の二男として瀬々串に生まれた。昭和十二年県立鹿屋農学校を卒業後、日本専売公社に就職、在勤中三十八歳の若さで県議会議員に初当選し昭和三十年から二期八年、県議会議員として活躍した。

その後、昭和三十九年四月から二四年間町農業協同組

合長、昭和四十年から八年間町森林組合長として、昭和四十二年から二一年間町漁業協同組合長、昭和四十年五月から勇退する昭和五十年五月までの三期一〇年間、喜入町長として活躍した。在任中の昭和四十二年、日本石油基地株式会社喜入基地の誘致、昭和四十四年喜入港の単独開港のため奮闘し、今日の町の豊かな財政基盤の確立を成し遂げた。

そのほか、町紋章と喜入音頭の制定、養護老人ホーム開園、給食センターによる学校給食の開始、町民会館や老人憩いの家の建設、町内三中学校の統合など、教育の振興、農林水産商工業の発展振興のため精魂を傾け尽力した。

これらの数々の功績により、昭和五十年三月、喜入町名誉町民の第一号として称号を贈られた。

また、県果樹農業振興審議会長、県農業協同組合連合会理事、県農業会議副会長、揖宿郡たばこ耕作組合長ならびに県たばこ耕作組合理事、県森林組合連合会理事などの要職にあり、昼夜を分かたず活躍した。

当時、町長室の壁に「ひたすらに耐え忍び、時いたらば炎と燃えん」という座右の銘が掲げられていた。まさ

にそのとおり、昭和五十五年六月に推されて参議院議員に立候補当選し、参議院議員として二期連続二年間、国政の場で、農林水産政務次官、沖縄北方特別委員長などを歴任、卓越した識見のもと、敏腕を振るい従四位勲二等瑞宝章を受章した。

この三七年間にわたる偉大な功績は、本町の歴史に永く残り、町民の忘れ得ぬところである。

最後まで自己の信念に基づいてひたすら生き抜かれた得難い政治家であり、経済家であり、町政、県政、国政の発展向上の貢献者であった。

平成七年十二月四日死去、享年七十九歳であった。町では平成七年十二月二十日、町葬を執り行った。

三 県会の設置と県会議員

明治十一年（一八七八）七月、太政官布告を以て、府県会規則が公布された。これによると、府県会は地方税をもつて支弁すべき経費の予算やその徴収法を議定するもので、その議案はすべて府知事、県令が提案権をもっていた。この会は、通常会と臨時会の二つに分かれていた。

本県では、明治十三年（一八八〇）五月、初めて県会

が創立され、以来年一回の通常会と、その年によって一回または、数回の臨時議会が開会された。本県の最初の県会議員の選挙は、明治十三年（一八八〇）二月に行われ、四〇人の議員が選出され誕生した。この選挙に、選挙権が与えられたものは、満二十歳以上の男性で、その郡区内に本籍を有し、地租五円以上を納める者であった。

また被選挙権は、満二十五歳以上の男性で、その県内に本籍を有し、かつ満三年以上その県に居住し、地租年一〇円以上を納める者でなければならぬと定めていた。議員の任期は四年で、その半数を二年ごとに改選することになっていた。明治十四年（一八八一）二月には、議員定数が一人増加され、南薩地区の定員は、次のように改められ、次の人などが選出されている。

給黎郡は一人で新納久、揖宿郡は一人で徳永喜左衛門、穎娃郡は一人で池田八次郎、川辺郡は三人で今給黎彦七、日高人志、緒方靖の方々であった。

明治二十三年（一八九〇）に、府県制の公布があったが、本県のこれの施行は、明治三十一年（一八九八）九月からで、その間の選挙は、府県会規則に基づいて行われた。また明治三十二年（一八九九）三月には、府県制

の改正が行われた。各選挙区から選出された議員をもつて府県会は組織されることになり、直接選挙制となった。

この改正によって、三十一年（一八九八）、複選法で選出された議員も全員改選することとなり、九月二十五日に選挙が行われ、前の定員三九名が、二名減員の三七名となった。これが明治の末年まで続いて、四年ごとに選挙が行われてきた。その後大正三年（一九一四）と大正十一年（一九二二）にさらに府県制は改正され、選挙資格の直接国税三円以上が直接国税の納入者に改正され、また被選挙権についても、直接国税一〇円以上であったものが、選挙権と同じく納税額は限定しないことに改められた。さらに大正十五年（一九二六）六月の第四次の府県制の改正により、普通選挙が行われることに

郷土（揖宿市郡）選出県議会議員

回数	選挙年月	議員数	選挙区		選出議員	出身地
			地域	定員		
一	明治一三、四	四〇	揖宿郡 給黎郡 川辺郡 頼娃郡	五	佐多嘉祝 緒方靖 平山栄蔵 西郷百左衛門 肥後綴喜	知覧郷郡村 川辺郷平山村

なり、今までの直接国税納税資格を撤廃し、二十五歳以上の男性に全員選挙権を与え、選挙人名簿も市町村議会議員選挙権名簿を使用することにした。昭和十八年（一九四三）三月には、戦時対応化の第八次改正が行われ、太平洋戦争下の挙国一致国防国家体制の整備強化がはかられた。

昭和二十一年（一九四六）九月、終戦後の日本民主主義化への第九次の大改正が行われた。その主要改正点は、従来の公民制を廃し、六カ月以上その市町村に住所を有する二十歳以上の男女に対してすべての選挙権を与え、同じく二十五歳以上の男女に対して、すべて被選挙権が与えられるように変わったことであった。

郷土（揖宿市郡）出身の県議会議員は、次の人々であった。

第一章 行 政

補 欠	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	補 欠	八	七	六	五	補 欠	四	三	二
大正 元、 七	〃 四四、 九	〃 四〇、 九	〃 三六、 九	〃 三三、 九	〃 三一、 九	〃 二九、 三	〃 二七、 三	〃 二五、 三	〃 二三、 九	〃 二三、 四	〃 二一、 三	〃 一九、 一〇	〃 一八、 一	〃 一六、 一一	〃 一六、 七	〃 一六、 一	明治 二四、 五
	三九	三八	三六	三七	三九	二一	二〇	二〇		二〇	一八	一八	一八		三七	二六	五二
	〃	〃	〃	〃	〃	揖 宿郡		穎 娃郡	〃		〃		給 黎郡	穎 娃郡	給 黎郡		給 黎郡
	一	二	二	二	二	二		一	一		一		一	一	一		一
馬 場 助 一	樋 渡 次 右 衛 門	志 々 目 藤 彦	樋 渡 次 右 衛 門	志 々 目 藤 彦	湯 地 市 之 丞	兒 玉 栄 寿	志 々 目 藤 彦	湯 地 市 之 丞	岩 脇 武 男	大 迫 中 一				折 田 兼 至	鮫 島 相 政	折 田 兼 至	新 納 久
指 宿 村	穎 娃 村	喜 入 村	穎 娃 村	〃	喜 入 村	指 宿 村	喜 入 村	指 宿 村	山 川 村					知 覽 郷	穎 娃 郡 郷 村	知 覽 郷	喜 入 郷

二六	二五	補欠	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	補欠	一八	一七								
◇ 三〇、 四	◇ 二六、 四	◇ 二三、 一二	◇ 二三、 四	◇ 一四、 九	◇ 一〇、 九	◇ 六、 九	昭和 二、 九	◇ 一二、 九	◇ 九、 六	◇ 八、 九	大正 四、 九								
六〇	五七		五二	四四	四三	四三	四一	四一		四二	四一								
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	揖宿郡								
三	四	一	三	二	二	二	二	二	一	二	二								
川原新次郎	佐多宗二住	中弘豊住	福吉福行	福吉福行	阿野徳吉	中弘豊住	平田溜右工門	柳村雅亮	山内広介	全右	前田慶吉	柳村雅亮	全右	日高万里彦	前田慶吉	海江田源七	全右	樋渡次右衛門	馬場助一
喜入村	穎娃町	指宿市	指宿町	指宿町	指宿町	山川町	穎娃村	山川町	喜入村	山川町	喜入村	山川村	山川村	山川村	喜入村	山川村	山川村	穎娃村	指宿村

第一章 行政

※以上の指宿市郡出身の議員で県議会議長あるいは副議長の要職につき県政に尽力した人は鮫島相政、志々目藤彦、前田慶吉、佐多宗二である。

三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	補欠	三一	三〇	二九	二八	二七				
〃一五、四	〃一一、四	〃七、四	平成三、四	〃六二、四	〃五八、四	〃五四、四	〃五二、二	〃五〇、四	〃四六、四	〃四二、四	〃三八、四	昭和三四、四				
五四	五四	五七	五七	五七	五七	五六		五六	五六	五八	五九	六〇				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	揖宿郡				
一	一	二	二	二	二	二	一	二	二	二	二	二				
〃	田原鉄可	浜田茂久	田原鉄可	田原鉄可	田原鉄可	紀野鉄可	紀野鉄可	鶴窪和志	佐多宗二	佐多宗二	紀野鉄可	全右	鶴窪和志	佐多宗二	佐多宗二	川原新次郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					穎娃町	開開町	開開町	山川町	山川町	開開町	穎娃町	開開町	山川町	山川町	穎娃町	喜入町

四 郡会と郡会議員の選挙

郡制が敷かれ郡役所が開庁したのは、明治十二年（一八七九）三月であったが、郡会議員の選挙は、明治二十三年（一八九〇）に公布された。明治三十一年（一八九八）郡制施行後さらに翌三十二年（一八九九）三月十六日法律第六五号により新郡制が公布され、明治三十二年（一八九九）十月に第一回の選挙が行われてから、大正八年（一九一九）十月の改選までに八回の選挙が行われた。

旧郡制では、郡会議員を二種にわけ、その一はいわゆる複選制により郡内の町村会において選挙し、他の一は郡内の大地主が選挙することになっていたが、新郡制では、大地主による選挙の制度は撤廃し、また複選法の制度も改め、すべて議員は、郡内の各選挙権者が直接選挙することに改められた。

次に明治三十二年（一八九九）十月二日執行の喜入村選挙区選挙録を転記すると左のとおりである。

郡会議員選挙喜入村選挙区選挙録

一、明治三十二年十月一日喜入村村会議事堂ニ於テ、選挙

ヲ執行ス

二、選挙ノ種類及選挙スヘキ議員ノ員数左ノ通り

定期改選 議員三名

三、選挙長左ノ通り

喜入村長 安楽兼則

四、選挙会ノ事務ニ従事セシ書記左ノ通り

喜入村役場書記 税所源太郎

五、選挙立合人左ノ通り

揖宿郡喜入村中名三百六十九番戸 志々目 栄四郎

揖宿郡喜入村中名三百八十二番戸 新納 積 弥

六、午前第九時選挙長ハ選挙立合人ト共ニ投票ヲ開始スル

タメ投票函ヲ開ギ、其空虚ナルコトヲ検シタル後錠ヲ

卸シ之ヲ立合人ノ列席スル卓上ニ置キタリ

七、巡查部長酒匂弥左エ門、巡查宮下吉二ハ選挙会ニ臨監

セリ

八、午後第三時投票函ヲ閉鎖ス

九、選挙区域内ノ選挙人総数三百六十名

内投票シタルモノ四十三名

十、十月二日午後第三時選挙立合人立合ノ上投票函ヲ開キ

投票ノ総数ト投票人ノ総数ヲ計算セシニ

投票総数四拾参、投票人総数四拾参

投票総数ト投票人総数ト符合セリ

十一、選挙長ハ選挙立合人ト共ニ投票ヲ点検シタリ

十二、選挙長ハ投票ニ記載アル氏名ヲ朗読シ書記名ヲシテ投票ヲ得タル各被選挙人ノ得点ヲ点数簿ニ記入セシメタリ

十三、投票ノ効力ニ関シ選挙立合人ハ左ノ通議決セリ

四拾参票 以上ノ投票ハ有効トス

十四、被選挙人投票ノ得点数ハ左ノ通

拾七点 二見八竹、拾六点 岡本真一

九点 新納積弥、老点 中野十太郎

故ニ二見八竹、岡本真一、新納積弥最多数ノ得点者タルヲ以テ当選者トス

十五、午後第三時三十分、選挙長ハ有効投票ヲ合綴シ、立

合人ト共ニ之ニ封印ヲナシタリ

十六、午後第三時四十分選挙会ヲ閉ツ

十七、選挙長ハ此選挙録ヲ製シ之ヲ朗読シテ選挙立合人ト

共ニ署名シタリ

選挙長 安 楽 兼 則

選挙立合人 志々目 栄四郎

新納 積 弥

五 町村会の開設

町村会議規則が、明治十二年（一八七九）十一月に新しく定められ、翌明治十三年（一八八〇）一月から施行

されることになった。

この町村会は、町村民の協議によるべき諸経費や事業、町村共有物の取扱および町村金穀貸借等に関する事項などを協議決定するために創設されたもので、町村ごとに公選の会員をもつて組織された。この会員の資格は、一般町村民の中で、次の四条件を備えた者の中から選出された。

○現在その町村に住所を有する二十歳以上の男性

○土地および家屋などの不動産を所有する者

○租税その他の公課の滞納なきもの

○身代限の処分を受けたことのない者

この会員の任期は二年とし、一年ごとにその半数が改選されることになっていた。

会の組織は、会頭（議長）主事・会員により成り立っていた。この会頭・主事は、会員の互選によつて選出された。

会議は、戸長が原案を作成し、これを会長に提出するのが原則であったが、会員や会頭も議案の提出ができた。

この町村会法は、その後数回改正された。

明治十七年（一八八四）五月の区町村会法の改正に



町議會の様子

代わつて、新しく数町村統合の戸長所管区域単位の統合町村会が開かれるようになったためであつた。

この統合町村会の議員の定数は、五町村以下は、定員は五ないし一〇名、六以上一〇町村以下は一ないし二〇名で各町村は同数の議員を選出することになつてゐた。なお、この議員の任期は六年で、三年ごとに半数を抽選で改選することになつてゐた。

よつて、その本来の目的である自治的協議機関から戸長の行政上の機関としての色合いが濃くなり、著しく自治性が失われてきた。それは戸長の官選、戸長役場管轄区域の拡大断行による従来の各町村別の町村会に

第三節 町村制の実施と新しい喜入村

一 町村制の改変

明治二十一年（一八八八）四月に公布された町村制は翌明治二十二年（一八八九）四月一日から施行され、ここで新しい村が誕生し、新法律によつて、村會議員ならびに町村理事者の選挙選任が行われた。

このときの選挙の方法は、地方自治制度としては極めて制限された方法で、町村長および助役は、町村会でこれを選び、これを県知事が許可する仕組みになつてゐた。

大正十年（一九二一）の改正では、選挙権が若干拡大された。やがて大正十五年（一九二六）の普通選挙制の実施に伴いこの町村制も改正が行われ、町村長・助役・収入役の知事認可も不要と變つた。

昭和四年（一九二九）には、市町村制の全面的な大改正が断行されて、市町村議会に発案権が認められ、また国家の行政監督の一部が緩和され、府県に市町村の許可

事項の権限が委託されるように変わってきた。

昭和十二年（一九三七）の日華事変の勃発により市町村行政も戦時体制下にはいった。

昭和十六年（一九四一）に太平洋戦争に突入するや市町村の行政は、総力戦の新体制運動の下部末端の機構として、その下部組織の役割を果たさねばならないことになってきた。激しい戦局の進展に伴い町村長の権限責任は強化加重されていったが、逆に町村会議員の権限は弱められていった。

昭和二十一年（一九四六）十月、市町村制の一部が改正された。

また翌昭和二十二年（一九四七）四月には、地方自治法が制定されて、終戦によって急に勃発した新しい民主化の大波に対応するため、従来の地方制度は根本的に改められた。この新制度によって、市町村議会議員の選挙も画期的な大改革が行われることになった。

昭和二十五年（一九五〇）には、公職選挙法が制定された。これらの新制度で、府県と市町村は平等な地方自治体となり、市町村議会議員の選挙も、国会議員や府県会議員選挙と同一条件で行われることとなった。

選挙権は従来の二十五歳から二十歳に引き下げられ、三カ月以上同一市町村に居住する者となり、男女とも平等に選挙権、被選挙権が与えられることになった。また市町村長の選挙も、地域住民の直接選挙制と変わった。そしてこれらの選挙事務は、選挙管理委員会が一切をつかさどるように改変された。

昭和二十二年（一九四七）四月の第一回の選挙から四年ごとに実施された統一地方選挙によって、各市町村長と各市町村議会議員は選出されている。

二 新しい喜入村の発足

明治二十一年（一八八八）四月十七日、市制・町村制の法律が公布され、この新しい町村制は、翌同二十二年（一八八九）四月一日から施行されたことは前にも記したが、喜入村では、喜入郷一円を区域として発足した。そして今まで喜入郷生見村と称していた名称を、郷は村に、村を大字に改め新しく喜入村大字生見と称するように改めた。そこで従来の瀬々串・中名・前之浜・生見の四村は四大字に改められた。そして喜入村にもこの新しい法律の施行によって、新しく村長・村議会議員が選出

されることになった。

明治二十二年（一八八九）五月、初めての村会が二四名で開会され、初代村長に前戸長の松崎十兵衛が選任され、助役には、岡本真一が任命された。

なお村役場は、中名外三村戸長役場内におかれることとなった。

三 区制の実施

この区制は、村内の各小学校の維持管理を学校所在地ごとに分離したために村内を五区に分画せんとしたものである。すなわち瀬々串・中名・宮坂・前之浜・生見に分画するよう請願し、明治二十二年（一八八九）十二月、郡長は区条例を設けた。ここに初めて区が形成されることになった。これより先、明治二十二年（一八八九）六月二十五日の村議会において、学校経済分離の件について協議することとなり、村長は学校経済分離の議案を提案し、議会はこの案を可決した。

△学校経済分離の議案（明治二十二年六月二十一日提出）
給黎郡第一学区各小学校ハ自今在ノ区域ニ從ヒ其經濟ヲ分離スルモノトス。

瀬々串小学区 中名小学区 喜入小学区

一倉簡易小学区 前之浜小学区 生見小学区

この議案提出についての説明をみると、次のように述べられている。

本学区ノ各小学校ハ其初ハ本案ノ区域ノ如ク五区ニ分レ各区内ニ於テ其ノ人民共同シテ設置シタルモノニシテ各自皆特別ニ資産ヲ有シ独立ノ經濟ヲ以テ維持シ居リタルモ果令明治十四年一月文部省第一号達ノ旨趣ニ依リ十六年一月甲第一二六号ノ布達ヲ以テ学区ヲ改正シ給黎郡第一学区トナシ学区内ノ人民共同シテ各学校ヲ維持スルモノトナシタルニ依リ従来独立シタルモノモ遂ニ其經濟ヲ同一ニセザル可ラザルコトニ立至レリ。当村理事者ニ於テハ前布達ハ当地ノ事情ニ適セザル所アルヲ見、其資産經濟ヲ同一ニスルコト能ハザル所以ノ理由ヲ開陳シタルモ遂ニ其意見ヲ貫徹スル能ハズ已ムヲ得ズシテ名義ヲ同一ニシ實際ニ至リテハ従来ノ組織ヲ存シ置クコトト定メ學政上不便ヲ感ジナガラ法律ノタメニ如何トモ為ス能ハズシテ今日ニ至レリ。然ルニ今ヤ町村制実施ニナリテ經濟ヲ同一ニセザルモ差支ナキコトトナリタルヲ於テ同制第一一四條ニ依リ其經濟ヲ分離シ名実相抵触スルノ不便ヲ排除セント欲シ本案ヲ提出スルモノナリ

このようにして、区制が実施されることになったが、

一倉簡易小学区は、宮坂学区の管内に置かれた。そこで各区に区会議員がおかれ、区の財政はもちろん学校の重要な問題については協賛を経ねばならぬことになった。この区会議員の任期は三カ年であった。今ここで各区会の動静について、その一部に触れてみることにする。

1 宮 坂 区

宮坂区の区会議員は一二名であった。

任 期	宮 坂 区 区 会 議 員 の 氏 名		
自明治三三 至々 二五	黒岩勘五右衛門 前田伊右衛門 坂口彦左衛門 前田盛宣	安楽兼則 岩田 甚兵衛 佐藤直助 西村織右衛門	中野 十太郎 中野 儀行 山口五右衛門 肝付兼濟
自明治二六 至々 二八	岡本真一 前田弥七 前田盛宣 黒岩勘五右衛門	松崎 十兵衛 肝付兼濟 前田伊右衛門 池上信重	榎屋兼明 山口五右衛門 中野 十太郎 安楽兼則
自明治二九 至々 三一	志々目 藤彦 大坪茶右衛門 前田盛宣 前田伊右衛門	前田弥七 肝付兼濟 安楽兼則 榎屋兼明	新納積弥 岡本真一 中野 十太郎 山口五右衛門

自明治三二 至々 三四	前田伊右衛門 肝付兼濟 榎屋兼明 岡本真一	大坪茶右衛門 前田弥七 中野 十太郎 山口五右衛門	安楽兼則 黒岩勘五右衛門 志々目 藤彦 新納積弥
自明治三五 至々 三七	肝付兼濟 前田弥七 志々目 藤彦 安楽兼則	山口五右衛門 伊牟田 静三 志々目十次郎 志々目栄四郎	岡本真一 中島 弥藤太 榎屋兼明 大坪茶右衛門
自明治三八 至々 四〇	伊牟田 静三 榎屋兼明 大坪茶右衛門 山口五右衛門	肝付兼濟 志々目栄四郎 志々目十次郎	岡本真一 前田弥七 中島 弥藤太
自明治四一 至々 四三	前田弥七 伊牟田 静三 二見 嘉次郎 浜島 弥彦	志々目十次郎 山口五右衛門 肝付兼濟 星 隈吉二	岡本真一 二見 八竹 前田慶吉 志々目栄四郎
自明治四四 至々 四五	星 隈吉二 志々目栄四郎 伊牟田 静三 二見 八竹	前田 盛也 前田慶吉 肝付兼濟 二見 嘉次郎	浜島 弥彦 岡本真一 税所源次郎 志々目十次郎

やがて明治四十五年（一九一三）になると、現在まで各区で所有していた区有財産を村で統一することとなり、宮坂区会は、同年（一九一三）の二月二十一日に開

明治41年度宮坂区歳入歳出予算書

○歳入の部

科 目	前年度予算	本年度予算	附 記
第1款 財産ヨリ生ズル収入	5,876,145厘	5,709,230厘	資金17,295円一依レ月利1分2厘
1. 貸付金穀利子	2,592,720	2,490,480	農工銀行預金600円一依レ年九分酒当金全上 ニ依レ出用件二分利子
2. 株券利子	673,200	739,200	濱邊銀行預金1,735円一依レ年6分5厘ノ利子
3. 預金利子	104,100	477,410	農工銀行551円一依レ日歩1錢8厘ノ利子
4. 小作料	1,951,125	2,002,140	区有地反別17町9反6畝23歩ニヨル現在小作米 穀238石3斗5升代 (1石ニツキ8円40銭)
第2款 雑収入	18,000	18,000	
1. 不用品払代	8,000	8,000	古品及糞尿等ノ払代
2. 製品払代	10,000	10,000	女子実業補習学校製作品払代及農作物払代
第3款 前年度繰越金	2,000,000	1,500,000	40年度ヨリ繰越金
合 計	7,984,145	7,317,230	

○歳出の部

科 目	前年度予算	本年度予算	附 記
第1款 教育費	6,436,869厘	6,248,560厘	
△喜入尋常高等小学校	5,010,813	4,970,220	
第1項 給 料	3,560,400	3,704,400	
1. 教 員 給 料	3,432,000	3,576,000	尋常科教員月俸18円平均5名、高等科教員 月俸20円平均9名、専科教員月俸14円平均2名
2. 使 丁 給 料	128,400	128,400	使丁月俸5円33銭平均2名
第2項 雑 給 料	280,060	303,040	
1. 学校医手当金	35,000	35,000	
2. 旅 費	99,300	110,000	教員旅費日当
3. 恵 与	34,000	36,000	教員慰勞金
4. 教員恩給基金	35,760	37,440	
5. 講習員費	71,000	79,000	
6. 雇人料	5,000	5,600	職工及雇人員20名ニ付28銭
第3項 需 要 費	1,006,613	907,780	
1. 印刷費	18,000	18,000	
2. 備品費	507,678	373,670	
3. 消耗品費	205,245	210,620	
4. 通信運搬費	5,000	3,000	
5. 手数料	3,000	3,000	
6. 雑費	267,690	299,490	
第4項 常時修繕費	163,740	53,000	
1. 校舎修繕費	150,060	45,000	
2. 教員住宅修繕費	13,680	8,000	
△喜入尋常高等小学校附設 補習学校	368,360	278,270	
第1項 給 料	252,000	216,000	教員月俸14円1名
1. 教員給料	252,000	216,000	教授担任者手当月額2円2名分
第2項 雑給	14,040	15,680	
1. 旅 費	5,000	6,000	
2. 恵 与	3,000	3,000	
3. 教員恩給基金	2,040	2,680	
4. 講習員会費	4,000	4,000	

第一章 行 政

第3項 需 要 費	102,320	46,590	
1. 印刷費	3,000	3,000	
2. 備品費	85,610	30,340	
3. 消耗品費	12,710	12,250	
4. 通信運搬費	1,000	1,000	
△喜入女子実業補習学校	474,600	402,800	
第1項 給 料	288,000	288,000	
1. 教 員 給 料	288,000	288,000	教員月俸8円2名 教授担任者手当月額2円宛4名分
第2項 雑 給	21,700	22,000	
1. 旅 費	8,700	9,000	
2. 恵 与	5,000	5,000	
3. 講習会費	8,000	8,000	
第3項 需 要 費	164,900	152,800	
1. 印刷費	1,000	1,000	
2. 備品費	51,400	39,500	
3. 消耗品費	106,000	105,300	
4. 通信運搬費	1,000	1,500	
5. 手数料	500	500	
6. 雑費	5,000	5,000	
△一倉尋常小学校	583,096	597,270	
第1項 給 料	321,600	330,000	
1. 教 員 給 料	279,600	288,000	
2. 使 丁 給 料	42,000	42,000	
第2項 雑 給	49,626	55,660	
1. 学校医手当金	15,000	15,000	
2. 旅 費	18,100	23,900	
3. 恵 与	4,000	4,000	
4. 教員恩給基金	3,276	3,360	
5. 講習会費	8,000	8,000	
6. 雇人料	1,250	1,400	
第3項 需 要 費	206,870	206,610	
1. 印刷費	3,000	3,000	
2. 備品費	120,070	120,610	
3. 消耗品費	34,060	35,450	
4. 通信運搬費	13,000	13,000	
5. 手数料	500	500	
6. 雑費	36,240	34,050	
第4項 常時修繕費	5,000	5,000	
1. 校舍修繕費	5,000	5,000	
第2款 諸税及負担	246,740	251,612	
第3款 財産管理費	224,260	285,000	
第1項 雑持費	212,260	273,000	
1. 修繕費	212,260	273,000	
第2項 管理費	12,000	12,000	
1. 雑費	12,000	12,000	
第4款 予備費	70,000	70,000	
合 計	6,977,869	6,855,171	

会された区会において原案どおりに区有財産の全部を村に寄付することに決まった。当時の志々目村長の趣旨説明には次のように述べられている。

「区有財産ヲ寄附シ村ニ統一スルハ今日ノ急務ニシテ監督官庁ヨリモシバ訓示セラル。又実際教育ノ齊一ナル進歩発展ヲ計ルニハ是非寄附統一ヲ行ヒ、私情ニコダワラズ、当区ノ如キハ先ンジテ寄附決議セラレタシ」

この区有財産の統一については、相当の異論もあった。宮坂区をはじめとして中名区と生見区は割合に順調にことが進んだが、瀬々串区と前之浜区は議事が紛糾してなかなか決まらず、丸茂郡長をはじめ郡村の当局も数次にわたって会議を重ねた。

2 中名区

中名区は、明治二十八年（一八九五）以前の区会議員の氏名は判明しないので、明治二十九年（一八九六）以降の区会議員をここに記すことにする。

任期	中名区区会議員氏名
自明治二九 至々三一	玉泉助右衛門 樋高六郎 上堀内市次郎 中道 市太郎 永野笹右衛門 釜付佐平 樋高新左衛門

自明治三二 至々三四	上之菌 六郎 玉泉助右衛門 樋高新左衛門 前原金左衛門 樋高六郎 上堀内市次郎 永野笹右衛門 前原 萬太郎
自明治三五 至々三七	永野笹右衛門 釜付佐平 上之菌 六郎 前原貞右衛門 樋高六郎 前原 六兵衛 前原金左衛門 今別府六左衛門
自明治三八 至々四〇	前原金左衛門 前原磯右衛門 前原貞右衛門 樋高六郎 前原 六兵衛 今別府六左衛門 釜付佐平 外菌 助五郎
自明治四一 至々四三	外菌 助五郎 樋高六郎 前原磯右衛門 今別府六左衛門 前原 武雄 釜付佐平 前原貞右衛門 前原 六兵衛
自明治四四 至々四五	前原 武雄 樋高 三太郎 上堀内市次郎 北市太郎 前原 六兵衛 前原貞右衛門 釜付佐平 外菌 助五郎

明治三十三年（二九〇〇）十月二十三日には、学校費の増加によってその財源確保のために中名区有地の売却の件を議決した。そのことが次のように記されている。

「本区教育費八年々増加セザル可カラザルノ場合ナルヲ以テ従来ノ歳入ニテハ来年度以降ノ支出ニ応ズルコト能ハズ。依テ本区有地所ヲ売却シ、其ノ代金ヲ貸付ケ歳入ヲ増

加セントスル

一、田反別 志町九反四畝六歩

此ノ地価 金五二三元一五銭

此ノ地租 金二二円八三銭三厘

此ノ筆数 四二筆

以上のように中名区有地は売却され、中名区有の土地は全くなくなつた。明治四十五年（一九一〇）の区有財産の寄付統合は、同年（一九一〇）二月二十日の区会で議決され、現金五、六四〇円、株券二〇〇円、積立金四、三三一円六八銭の総計一〇、一七一円六八銭也が村へ寄付された。

3 生見区

生見区の区会議員は、明治二十六年（一八九三）から、明治二十八年（一九〇五）までの氏名は不明であるが、判明している分の区会議員を記すと次の人々である。

任期	生見区区会議員氏名
自明治二二 至々 二五	塚田 助五郎 永尾 助太郎 久津輪三四郎 生見 三五郎 帖地 金兵衛 米倉 七兵衛 宮園金左衛門

自明治二九 至々 三一	塚田 助五郎 丸岡 助次郎 帖地 金兵衛 宮園金左衛門 西 次右衛門 石峯 嘉一郎 永尾 助太郎 米倉 七兵衛
自明治三二 至々 三四	東 孫右衛門 生見 三五郎 宮園金左衛門 松原 岩市 丸岡 助次郎 永尾 助太郎 石峯 嘉一郎 米倉 七兵衛
自明治三五 至々 三七	西 次右衛門 松原 岩市 東 甚 助 東 孫右衛門 永尾 助太郎 西 助五郎 丸岡 助次郎 宮園金左衛門
自明治三八 至々 四〇	東 孫右衛門 宮原 岩次郎 米倉 三太郎 石峯 嘉一郎 宮園金左衛門 永尾 助太郎 西 助五郎 西 次右衛門
自明治四一 至々 四三	東 孫右衛門 宮原 岩次郎 米倉 三太郎 西 庄次郎 東 三郎 東 甚 助 宮園金左衛門 松原 岩市
自明治四四 至々 四五	西 庄次郎 森満 岩次郎 生見 誠 記 宮原 袈裟助 東 甚 助 米倉 七兵衛 松原 岩市 東 三郎

明治四十五年（一九一〇）の区有財産の寄付統合については、同年（一九一〇）二月十九日の区会で可決され、

現金六、二九〇円、株券二〇〇円、積立金四、〇一〇円の合計一〇、五〇〇円也を村に寄付することになった。

4 前之浜区

前之浜区も生見区と同じく明治二十八年（二八九五）以前の区会議員の氏名は判明しないので、当区も明治二十九年（一八九六）以降の分について、任期と氏名を次に記することにする。

任期	前之浜区区会議員氏名
自明治二九 至々 三一	鈴東仲右衛門 前蘭 七之助 崎森 徳四郎 比地黒 休市 増永 忠一 横峯吉右衛門 増永 袈裟助 鈴東市右衛門 有村吉右衛門 堀 小太郎 有村 善之助 山下七右衛門
自明治三二 至々 三四	増永 亀助 鈴 権太郎 増永 金次郎 比地黒 休市 堀 小太郎 山下七右衛門 鈴東 東市 鈴 三助 鈴東 正次郎 横峯吉右衛門 有村吉右衛門
自明治三五 至々 三七	有村吉右衛門 増永 金次郎 有村 茂助 増永 亀助 藤久保荘右衛門 鈴 三助 鈴 権太郎 有村 善之助 鈴東 東市 鈴東 正次郎 山下 新作 堀 三助

自明治三八 至々 四〇	有村 三太郎 横峯 喜蔵 増永 金次郎 鈴東仲右衛門 堀 三助 有村 善之助 内蘭 磯太郎 鈴東 東市 藤久保荘右衛門 山下 新作 有村吉右衛門
自明治四一 至々 四三	有村 三太郎 横峯 喜蔵 鈴東 東市 鈴東仲右衛門 前蘭 仙次郎 有村吉右衛門 山下 新作 増永 三五郎 藤久保荘右衛門 増永 金次郎 有村 茂助 堀 三助
自明治四四 至々 四五	有村吉右衛門 山下 新作 増永 三五郎 堀 三助 藤久保荘右衛門 鈴東仲右衛門 有村 三太郎 石川 次郎 横峯 金助 前蘭 仙次郎 内蘭 三太 有村 国雄

明治四十二年（一九〇九）には、学校資金造成のために、衆力山の立木および土地の払い下げ願いを提出している。

この衆力山とは、人別差杉または戸別差杉と称し、山林原野の便利な土地に毎年一戸当たり杉穂または松苗を若干本あて賦役で植栽させたもので、いわば官公造林である。

この衆力山払い下げ願いに見られるように、学校資金の調達には相当の苦心苦勞が重ねられている。

衆力木下附願

揖宿郡喜入村前之浜小字下崩

衆力山立木松下凡六拾本

全郡 全村

全小字上ノ崩

衆力山立木松下凡五拾本

右ハ本村衆力木ニ有之当区ニ於テ取締來候処、今般当区ニ於テハ教育令改正ノ結果校舍増築ノ必要ヲ生ジ区民ノ負担少ナカラズ候ニ付右衆力木ノ村ニ属スル分ハ当地ヘ御下付被成度左スレバ区民ノ負担ヲ軽減シ校舍ノ構造ヲ完全ニナシ得シコトト確信仕候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被下成度尚前記下崩ハ土地共松下致度候ニ付村ノ縁故ニテ特売出願候様是又御許可被下成度此段奉願上候也

前之浜民総代組合世話人

有村三太郎

増永三五郎

鈴木 東市

明治四十二年三月十日

喜入村長 志々目十次郎殿

明治四十五年（一九一三）の区有財産統合の件は、同年（一九一三）二月十九日の区会において可決され、現金八、〇七〇円、株券二〇〇円、積立金一、九八〇円の総計一〇、二五〇円がめでたく村に寄付統合されること

となった。

5 瀬々串区

瀬々串区の場合は、関係書類や資料が散逸しているために、区会議員の任期別の氏名は不明である。次の人々の氏名が散見される。

小村源太郎・浜崎小四郎・追立新左衛門・川原浅右衛門・浜崎幸内など。

四 区有財産の統合と区会制度の解消

明治四十五年（一九一三）三月、ついに各区の区有財産は統合された。前にも記したように、宮坂区・中名区・生見区は、まず順調に進展したが、瀬々串区と前之浜区には、この統合に反対する声が多く、議論が紛糾して、議事がなかなか決しなかつたので、この難題解決について、丸茂郡長をはじめ郡、村の当局者は数次にわたつて会議を重ね、数度の説諭と説得に努め、ようやく円満な解決をみる事ができた。この三月二十九日から五日間という長い日数をかけた村会議において、やつと宮坂・中名・生見・瀬々串・前之浜区の各区有財産及び寄付金採納の難問は可決された。

現金が四七、一二四円、株券が一、五〇〇円、土地が一町九反八畝二歩、寄付金一一、七七〇円であった。これでその後の学校経費は、村予算として一括計上されることに改められ、実務上は明治四十四年（一九一一）度から処置された。この区有財産統合による各区有財産の消滅によつて、明治二十二年（一八八九）以降長年の間実施されてきた区会制度もついに明治四十五年（一九一二）度で自然解散となり発展的解消となった。

五 戸主会の発足

明治二十二年（一八八九）度以来長い間実施されてきた区会制度の発展的解消によつて、新たに戸主会の発足を見るに至つた。この戸主会では、その地区内の税額評定などがなされた。またその他の重要事項の参画には評議員の制度が設置されていた。

六 昭和初期の喜入村行政区画制度

昭和三年（一九二八）四月一日から、村内を五区の行政区画に分割し、各区に区長・区長代理者をおくように決められた。そして同年（一九二八）三月十二日開会の

村会において、次のような行政区画規定が決議され施行されることになった。この行政区画制度は、終戦後の昭和二十一年（一九四六）まで続いた。

その昭和三年（一九二八）に決められた喜入村行政区画規定をここに記することにする。

△喜入村行政区劃規定（昭和三年三月十二日提出）

第一条 本村ハ処務上便宜ノ為メ行政区ヲ左ノ五区ニ別ツモノトス

第一区 大字瀬々串一円

第二区 大字中名ノ内北ハ大字瀬々串境ヨリ南ハ愛宕川迄

第三区 大字中名ノ内北ハ愛宕川ヨリ南ハ大字前之浜ノ

内小字露防ギト西屋敷ノ原トノ境界ヨリ以西ハ前之浜ヨリ穎娃村種子尾ニ通ズル道路以内トシ以東ハ小字川道七曲大迫南ツブシウキメン迫次郎左エ門山野橙木迫五重平鎮ケ迫ミウド尾東鎮ケ迫迫ノ尻坂ノ下迫ノ比良芝掛周左エ門山野中左エ門山野以内トス

第四区 大字前之浜ノ内北ハ第三区境線ヨリ南ハ大字生

見トノ境界線迄トス

第五区 大字生見一円

第二条 各区ニ区長及区長代理者一名宛ヲ置クモノトス

第三条 区長及区長代理者ノ任期ハ二ヶ年トシ再選ヲ妨ゲズ

附 則

第四条 本規定ハ昭和三年四月一日ヨリ実施スルモノトス

この規定に従い同年三月十二日に区長・区長代理者の選任が行われ、次の人々がそれぞれの区の区長・区長代理者に選ばれた。

第 一 区	今 吉 八 兵 衛	今 村 徳 次
第 二 区	釜 付 要 之 進	前 原 佐 平
第 三 区	谷 口 忠 愛	徳 永 慎 吾
第 四 区	増 永 静 雄	増 永 金 之 丞
第 五 区	浜 崎 己 之 助	生 見 誠 記

第一区の区長に選任された今吉八兵衛は、当時瀬々串産業組合長、区長代理に選任された今村徳次は同産業組合書記の多忙な要職にあつたので、この区長・区長代理の職務を遂行することは困難である旨の申し出があり辞任した。そこで、同年三月二十八日に新たに区長には前畑太郎吉・区長代理には今吉英吉の両氏がそれぞれ選任

されている。

その後の各区の区長・区長代理には、次の人々が選任されている。

第一区は、区長に今吉八兵衛・今吉英吉

区長代理に今村徳次・追立仙之助

第二区は、区長代理に樋高市助・前原末敬

第三区は、区長に室田泰・緒方儀正・牧瀬節・志々目

去来雄・海江田彦彦

第四区は、区長に有村国雄

区長代理に前薮周次郎

第五区は、区長に有川三二・生見誠記・生見静次郎

区長代理に宮園精吉・宮原正三郎・帖地岩

助

しかし、この庶務上の便宜のために設置された制度も、終戦後の集落会・町内会の解散によって昭和二十一年（一九四六）三月末日限りで廃止された。

七 太平洋戦時体制下の行政

昭和十二年（一九三七）七月、日華事変勃発、昭和十六年（一九四二）十二月、太平洋戦争突入へと戦火が拡

大激化するに従い、村行政の諸事務もますます増大複雑化してきた。

兵事関係事務・出征軍人家族の援護などの事務が急増してきた。さらに昭和十三年（一九三八）三月、国家総動員法の実施によって、新たに食糧増産対策や配給統制事務などの行政事務が増加されてきた。

また警防団令その他の戦時立法の実施によって、行政事務はますます繁雑化し増加していった。

昭和十五年（一九四〇）十月の集落会・町内会等の整備に関する訓令によって、隣組の住民組織は、官制的な組織となり、戦争協力への強化、国策遂行のための縦の命令系統すなわち国から府県へ、市町村へ、集落会や各種団体へ、そして最下部末端組織の隣組へといういわゆる縦の命令系統が確立されてきた。

また昭和十八年（一九四三）三月の町村制の改正で、町村長の知事認可が決められ、各町村の各種施設の運営に対し知事に指示権が与えられ、町村の軽易の行政事項は議決を要しないこととし、新しく設置された集落会の長は、市町村長の行政事務の一部を援助協力するという官制的な組織すなわち軍と官僚の権威に支配される体制

が確立されていった。この下部組織としての隣組は、次のような広範囲の事項を実行し、その達成に努力せねばならなかった。例えば配給のこと・供出に關すること・回収のこと・生産増強の件・貯蓄のこと・公債の消化のこと、その他防空体制の強化・義勇隊の組織・勤勞奉仕などと広範囲に及ぶものであった。

八 終戦直後の村政

昭和十二年（一九三七）七月に日華事変が勃発してから長い歲月軍事体制下の軍と官憲とに支配されてきた地方行政も、昭和二十年（一九四五）八月の終戦で、新しい民主化の方向に急速に進展していった。すなわち今までの体制はすべて解体解消され、ここに新しい日本の民主化が促進されることになった。

1 政治の民主化

まず政治結社の自由が認められた。選挙法の改正によって女性の参政権が実現された。昭和二十一年（一九四六）十一月新しく日本国憲法が公布され、昭和二十二年（一九四七）五月三日から施行された。この憲法の改正に伴い国家の諸制度や法令も改廃された。民法の改正

によって男女の同権・夫婦中心の原則が生まれ従来の戸主制は廃止された。

また地方自治法の改正では、府県知事や市町村長の公選が行われるようになった。そのほか警察制度・司法制度・官吏制度なども改正され、本県にも三十市町に自治体警察が誕生設置されたが、喜入村は国家警察指宿警察署の管轄下におかれた。

2 経済の民主化

財閥を解体し、独占禁止法と過度経済集中排除法を公布、企業の独占を禁じ、自由競争による国民経済の民主的発展がはかられた。今までの日本の社会に根強く残っていた封建的な諸要素を除去するために、農民解放と画期的農地改革が断行され、従来の地主小作の関係を廃止して、すべて農地は直接耕作している農民に与えられることになった。また今までの農業会や産業組合に代わって、新しく農業協同組合が結成された。

その他戦時中の産業報国会は労働組合に代わり、昭和二十年（一九四五）公布の労働組合法、同二十一年（一九四六）の労働関係調整法、同二十二年（一九四七）の労働基準法のいわゆる労働三法の成立によって労働者に

団結と団体行動の権利が与えられ労働者の地位が確立されることとなった。

3 教育の民主化

従来の教育方針が全面的かつ根本的に改められた。

軍国主義、国家主義的思想の教育は禁じられ、神社神道は宗教として認められることとなり国家の保護から切りはなされた。

また教科目も修身・日本史・地理の授業は停止させられた。教職員の資格審査も行われた。

昭和二十二年（一九四七）に教育基本法と学校教育法が制定され、六・三・三・四制の新学制が発足して、男女共学も始まり国民教育の民主化がはかられた。

なお新しく各府県、各市町村ごとに教育委員会が設置されることになり、従来の文部省を中心として国家統制下におかれた学校教育が、地方の各教育委員会の自主的な管理に委ねられることになった。

また各学校にはPTAが組織され、家庭と学校すなわち親と教師の密接な連絡と協力が重視され、教育効果の高揚がはかられた。

このような民主化の進展に伴い行政上の委員会も前に

述べたもののほかに選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会などが新しく設置され、民主政治の基礎はますます確立されていったが、税務・厚生・復員・農務などの事務は急増してきた。また前述の新しい六・三・三・四制の学制の発足によつて財政上の負担も増大した。

またポツダム宣言によつて、従来の町内会・集落会の制度は解散されたが、それぞれ自治会などの自主的な組織をつくり、住民の連携を保つ従来の事務を受け継ぎ、現在に至っている。

このような急激な社会情勢の大変化、大改革で一種の社会不安や、自由と放恣^{ほうし}とを混同同一視した一部の人々による社会秩序の混乱などを憂慮させるような事態や一面も見られた。

九 町制の施行

昭和三十一年（一九五六）十月十五日、町制が施行されることになり、ここに新しく喜入町の誕生を見た。

明治二十一年（一八八八）の町村制の法律公布、翌二十二年（一八八九）に喜入村として発足以来六十有余年間続いてきたこの村制は、ここに終止符をうち、新しく

希望に満ちた喜入町として発足した。

総合振興計画

昭和三十一年（一九五六）に町制が施行され四五年が経過した。四五年間の本町行政の歴代町長の振興計画を列記してみる。

昭和四十一年（一九六六）川原町長は五カ年の喜入町振興計画を策定した。

施策として、次の五つを掲げている。

- 1 農業の振興
- 2 産業基盤の整備
- 3 教育の振興
- 4 環境整備
- 5 観光の振興

昭和四十五年（一九七〇）川原町長は過疎地域振興計画として次の四つの目標を定め、町の人口増の政策を進めた。

- 1 健全なる企業の誘致
- 2 産業の近代化、特に農業の安定をはかる
- 3 健全で明るく住みよい町づくりを推進する
- 4 新時代に対応できる近代人の養成を積極的にす

すめる

同じく昭和四十五年（一九七〇）、川原町長は喜入町総合開発基本構想を策定した。その基本構想の五つの課題は次の五つである。

- 1 健全なる企業の誘致
- 2 産業の近代化
- 3 健康で明るい住みよい町づくり
- 4 新時代に対応できる人づくり
- 5 目標達成のための行財政

昭和五十五年（一九八〇）、釜付町長は第一次喜入町総合振興計画を策定し、十カ年計画に取り組んだ。

目標 豊かで自然と調和した魅力ある町

目標達成の基本的方向を三つ設定している。

- (1) 自然と調和した活力ある町づくり
- (2) 快適で住みよい生活環境づくり
- (3) 豊かな知性と徳性・体力を備えた人づくり

平成二年（一九九〇）、釜付町長は第二次喜入町総合振興計画を策定した。目標や目標達成の基本的方向の柱は、昭和五十五年の第一次と、ほとんど同じである。

目標 豊かで自然と調和した魅力ある町

方向と施策は一つふえ、四つを掲げている。

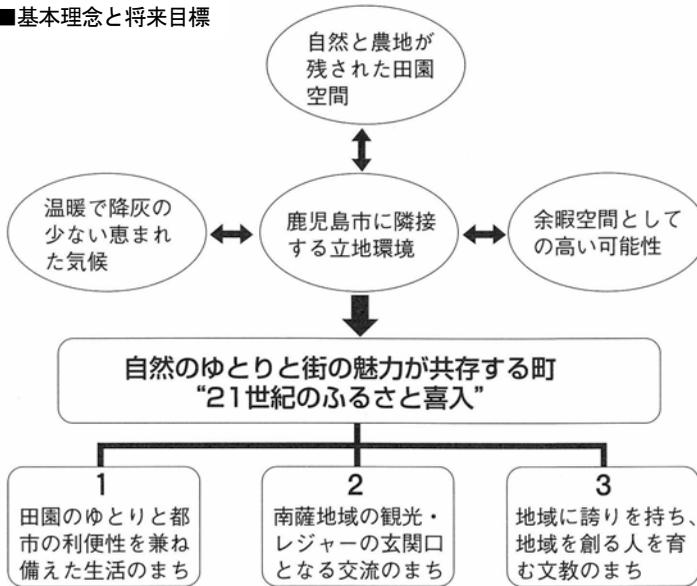
- (1) 自然と調和した活力ある町づくり
- (2) 快適で住みよい生活環境づくり
- (3) 豊かな知性と徳性・体力を備えた人づくり
- (4) 行財政計画

平成十二年（二〇〇〇）、日高町長は第三次喜入町総合振興計画を策定した。

基本理念を「自然のゆとりと街の魅力が共存する町（二十一世紀のふるさと喜入）」として、スローガンを「ホットな人・海・山 ほっと新呼吸のまち」とした。基本理念を実現するため、次の三つの目標を掲げている。

- (1) 田園のゆとりと都市の利便性を兼ね備えた生活のまち
- (2) 南薩地域の観光・レジャーの玄関口となる交流のまち
- (3) 地域に誇りを持ち、地域を創る人を育む文教のまち

■基本理念と将来目標



一〇 平成の市町村合併

合併特例法（正式名称は「市町村の合併の特例に関する法律」）は昭和四十年（一九六五）に制定された。当初、一〇年間の期限立法だったが延長を重ねて、平成七年の改正により平成十七年三月三十一日までを最終期限とした。

平成十三年五月（二〇〇一）、本町は鹿児島地区市町村合併調査研究会と指宿市郡市町合併調査研究会の両方の研究会に出席して検討を重ねた。

その後、二つの地区との合併について、具体的な協議を進める必要があるとの判断から、任意合併協議会の設置を検討した。

平成十四年（二〇〇二）四月、指宿地区では、任意合併協議会が設置され、職員一名を派遣し、合併問題について、具体的な話し合いをはじめた。

しかし鹿児島地区においては、合意が得られず、任意合併協議会は、設置せず合併調査研究会での協議を続けることになった。

平成十四年七月、十八歳以上の住民にアンケートを实

施した。その内容は、『鹿児島圏域』と「指宿圏域」のどちらの法定合併協議会に参加するか、どちらにも参加しない』三つの選択肢である。

その結果、鹿児島圏域（喜入町・鹿児島市・吉田町・桜島町・松元町・郡山町）六二・三％、指宿圏域（喜入町・指宿市・山川町・開聞町・穎娃町）二五・五％、喜入単独一・一％、無回答一・一％で、「鹿児島圏域」の希望が多かった。町長は鹿児島圏域と合併を進めるとの表明となった。

その結果、四月から進められていた指宿地区任意合併協議会からは、八月離脱することになった。

平成十五年（二〇〇三）一月、鹿児島地区合併協議会（法定協議会）が設立され、鹿児島市、喜入町、吉田町、松元町、郡山町、桜島町の一市五町が新市町村計画（案）や事務事業について具体的作業を進めている。（平成十五年三月現在）

合併に関する喜入町のスケジュール

平成14年度				平成13年度		
12月～9月	8月	7月～5月	4月	3月	1月	5月
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会へ鹿児島地区合併協議会設置の提案 ○ 一市五町すべての議会で可決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島地区合併準備協議会設置（六日） ○ 合併協議を行う枠組み決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 喜入町の方針表明（十二日） ○ 指宿地区任意合併協議会脱会（十六日） ○ 第二回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体合併説明会 ○ 合併懇話会設置 ○ 第一回アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各集落説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区合併説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指宿地区市町村合併調査研究会設置 ○ 鹿児島地区市町村合併調査研究会設置
	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町</p>	<p>第2回アンケート結果 鹿児島圏域 62.3% 指宿圏域 25.5% 参加しない 11.1% その他 1.1%</p>				<p>各地区公民館長、各種団体代表など40人の委員で構成し、年4回開催</p>

平成14年度		
3月	2月	1月
○集落合併説明会	○第二回鹿兒島地区合併協議会(十四日) 合併の目標期日、将来のまちづくり計画原案策定方針の提案	○鹿兒島地区合併協議会設置(二十四日) ○第一回鹿兒島地区合併協議会(三十一日) ①合併方式、②新市の名前、③役所の所在地決定 ①編入合併 ②鹿兒島市 ③現在の鹿兒島市

第四節 役場庁舎の変遷

明治初期の地頭仮屋・常備隊の軍務所は、現在の喜入小学校の敷地内にあった。

明治五年(一八七二)に常備隊が解散され、新たに戸長役所が設置された。そのころ、喜入では、瀬々串・中名を上村と称し、前之浜と生見とを下村と称していたの

で、二つの戸長役所があった。

上村の戸長役所は、旧軍務所跡で、下村の戸長役所は現在の善行寺の場所です、それぞれ諸事務をつかさどっていました。

明治十二年(一八七九)郡制が布かれた時、戸長役所は戸



現在の町役場



昭和37年までの役場

長役場と改称されることになり、今までの上村、下村が廃止されて、瀬々串村・中名村・前之浜村・生見村の四村が生まれ、戸長役場は、四村戸長役場として上村戸長役所跡に設置された。

明治十五年（一八八二）八月に至って

再度戸長役場の分割が行われることになり、瀬々串・中名を一つにしてその戸長役場は四村戸長役場跡に、前之浜・生見を一つとしてその戸長役場は善行寺の場所に置かれた。

しかし明治十七年（一八八四）になると、戸長は一律に官選戸長に変わり、役場も中名外三村戸長役場と改称されて、喜入小学校敷地内にあった四村戸長役場跡で業務をつかさどっていた。

明治二十九年（一八九六）六月二十二日、現在の庁舎敷地（宮坂区の区有地）を一、五一一円で買収し、同年八月十四日の村議会において、村役場移転の件を可決、同年十一月四日これの建築着工、翌同三十年（二八九七）に庁舎は竣工した。

ここで戸長役場を新庁舎に移すすべての業務をこの新庁舎で開始した。

この新しい庁舎は、当時県内でも最も優美な庁舎と評され、各地からの視察参観者が多かった。現庁舎の玄関前のアメリカカデイゴ（海紅豆）の老木は、当時村長室に鉢に植えられ飾られていたものを庭木として後年移植されたもので、今、根まわり二メートルの、県内では古木に属するアメリカカデイゴである。

その当時は最も優美と評され、幾多の業績を残したこの庁舎も六十有余年の永い歳月を経て、だんだん老朽化がひどくなってきたので、昭和三十六年（一九六一）、庁舎を新築することになり、翌三十七年（一九六二）九月三十日に完成竣工した。

この新庁舎の建築工事の概要は次のとおりであった。

○ 敷地面積 二、七一四平方メートル

- 構造 本館鉄筋コンクリート二階建て、一部三階、塔屋五階
 - 外装 モルタル塗、セメント吹き付け仕上げ
 - 内装 床は人造石研き出しエスタル（二部は板張り）
壁は一階プラスチック、二階ベニヤ板張り
天井はプラスチック防火板（二部吸音テックス）
 - 照明電灯は蛍光灯および白熱灯使用
 - 給水は井戸水自動給水設備（現在は町水道）
 - 便所は水洗式
 - 総事業費 三、五七五万円
 - 内訳・建築費 三、一五〇万円
 - ・電話費 五〇万円
 - ・整地費 自転車置場工事費 一〇五万円
 - ・備品費 一七〇万円
 - 工事期間は、着工が昭和三十六年十月一日で、完成が昭和三十七年九月三十日
- なお、また昭和六十一年一月全面改築がなされた。
- ※この役場所在地を「イバ」とよんでいるのは、藩政時代にこの地が、弓の練習場、射撃の稽古場けいこであった



現在の庁舎内

たので「射場いば」の呼び名が今に残って使用されているのである。

第五節 役場業務機構の推移

前に記したように戸長役所から戸長役場、戸長役場から村役場、さらに町役場へと変遷へんせんするに従い、行政事務も複雑多様化し、かつ著しく増大してきた。国や県の委

託事務の増加などで、役場の業務機構も、事務分業制から掛制かかりとなり、さらに課制へと変わり、吏員りいんの定数もだんだん増加していった。

明治二十二年（一八八九）、町村制施行時の初代村長は松崎十兵衛、助役は岡本真一、収入役は大坪

茶右衛門の各氏で、吏員の定数は六名であつた。

その事務の分担は、戸籍その他に一名、徴兵・学務・衛生に二名、収入租税その他国税に三名が配置され、事務分業制の人員配置がなされていた。

当時の村長の報酬は年額一五〇円、助役が九六円で一般吏員の月額給料は五円であつた。

明治二十五年（一八九二）になると初めて掛制に変わり次の六掛が設置され、それぞれの事務分掌の規程が新しく決められた。

○ 庶務掛

- 一、役場庶務規定ノ取締ニ関スル事
- 二、役場吏員ノ願、届等ニ関スル事
- 三、役場中ノ文書類保存ニ関スル事
- 四、役場ノ告示揭示等ニ関スル事
- 五、衆議院県会村会等ノ議員選挙ニ関スル事
- 六、衛生事務ニ関スル事
- 七、戸籍事務ニ関スル事
- 八、役場印並ニ村長印等ヲ監守スル事
- 九、出勤簿調査及当直交番ニ関スル事
- 十、村有財産及營造物ニ関スル事
- 十一、村条例及規則並ニ区条例ニ関スル事

十二、社寺ニ関スル事

十三、村歳入歳出予算ニ関スル事

十四、統計ニ関スル事

十五、各掛ノ主掌ニ属セザル事

○ 農商務掛

- 一、博覧会品評会等ニ関スル事
- 二、水陸産物ニ関スル事
- 三、農工商業ニ関スル事
- 四、土木ニ関スル事
- 五、道路掃除ニ関スル事
- 六、農工商業ノ統計ニ関スル事

○ 兵事掛

- 一、徴兵ニ関スル事
- 二、陸海軍兵事ニ関スル事
- 三、徴発物件ニ関スル事
- 四、兵事会等ニ関スル事

○ 学務掛

- 一、学校ニ関スル事
- 二、学事諸表ニ関スル事
- 三、学事ニ係ル会議ニ関スル事

○ 稅務掛

- 一、国税県稅及村稅等ノ徵收事務ニ関スル事
- 二、土地ニ関スル事

三、諸税滞納処分ニ関スル事

○ 収入掛

一、国税県税及村税等受領ニ関スル事

二、村ノ経済ニ属スル決算ニ関スル事

三、会計ニ関スル事

四、役場中一切ノ用度品ニ関スル事

右のような事務分掌にもとづいて、各掛に主任一名ずつが配置され、助役および書記がこれに充てられていた。

助役は農商務掛の主任に、収入役は収入掛の主任に規定されていた。

※ 参考資料

明治二十五年（一八九二）の喜入村の処務規程上申書を参考資料として、ここに転記することにする。

庶甲第五号

処務規定上申書

当村役場処務規定別冊之通相定候条御認可相成度此段及上申候也

明治二十五年九月七日

給黎郡喜入村

村長 松崎十兵衛

給黎郡長 面高成三殿

規程第七号

給黎郡喜入村役場処務規程

第一章 分科 組織

第一条 事務分掌ノ為メ左ノ掛ヲ置ク

庶務掛

農商務掛

兵事掛

学務掛

稅務掛

収入掛

第二条 各掛ニ主任各一人ヲ置キ助役及書記ヲシテ之ニ充ツ

但収入掛ノ主任ハ収入役トス

第三条 臨時ノ事務ハ便宜分掌ヲ定メ処理セシメルコトアルベシ

第二章 各掛章程

各掛ノ事務分掌左ノ如シ

第四条 庶務掛外五掛ノ分掌事務は前記の通りである

ので、ここでは之を省略する。

第三章 執務順序

第五条 凡ソ役場ニ收受スル書類ハ人民ノ願届ヲ除クノ

外村長之ヲ受ケ開減ノ上附属員ヲシテ第一号書

式ノ受付簿ノ記入ト書類ニ收受番号ノ記入ヲナ

サシメ検印ヲナシ自ヲ処理スルモノノ外掛員ニ

配布セシム

各掛ノ管掌ニ属スル人民ノ願届等ハ其主任之ヲ受ケ第一号書式ノ受付簿ニ記入シ收受番号ヲ記シ検印ヲナシ村長ノ檢閲ヲ經テ第六條ノ手續ヲナスヘシ

当宿直ニ於テ收受シタル書類ハ宿直簿ニ其差出人等ヲ記シ人民ノ願届等ヲ除クノ外村長ニ差出シ村長ハ第一項ノ例ニ依リ配付セシメ人民ノ願届等ハ各掛ノ主任ニ差出シ其主任ハ第二項ノ手續ヲナスヘシ

親展書ハ封ノ儘之ヲ宛書ノ者ヘ配付スヘシ

第六條 書類ヲ受ケタル者ハ至急ヲ要スルトキハ即日其他ハ遅クトモ二日以内ニ其処分按(第二号書式)

ヲ起草シ回議ニ付スヘシ若シ期限内ニ処分シ能ハサルトキハ村長ニ其旨ヲ申告シテ猶予ヲ乞フヘシ

第七條 凡ソ回議ノ文案ハ楷行ノ二体ヲ用ヒ専ラ簡明正確ヲ主トシ徒ニ冗長紛雜ニ涉ラサルヲ要ス

第八條 凡ソ起草ノ文案ハ同僚檢印ノ後村長ヘ出スヘシ其他掛ニ聯涉スルモノハ掛員合議ノ後其掛ニ移スヘシ

但事件ノ急施ヲ要スルモノハ主任自ら携帶シテ合議ヲ取ルヘシ

第九條 村長決判済ノ文書ハ掛員ニ於テ淨写シ發送簿

(第三号書式)ニ登錄シテ發送ノ手續ヲ為スヘシ

第十條 期日アル調モノ等ハ必ラス期日内役場ヲ發送スヘシ若シ止ムヲ得サル事故ニ依リ期日經過スル場合ハ予メ延期上申等ノ手續キヲ為スヘシ

第十一條 收受注發送文書ハ其件数毎月未製表(第四号書式)ノ上村長ノ檢閲ニ供シ尚之ヲ一周年分累計シテ村事務報告書ニ添付スヘシ

第四章 服務雜則

第十二條 役場ノ執務時間ハ群衙ノ例ニ拠リ之ヲ定ム但シ出勤ハ定時ヲ過クヘカラス

第十三條 出勤簿ハ定所ニ備置キ村長以下ノ出勤ノ即時捺印スヘシ

第十四條 病氣忌引等ニ依リ不参又ハ遅参スルトキハ出勤刻ヨリ一時間内ニ其旨届出ツヘシ

但早退セントスルトキハ村長ノ承諾ヲ受クヘシ村長助役忌引ニ係ルトキハ監督官庁ニ届出ツルモノトス

病氣引籠七日以上ニ及フ時ハ七日毎ニ医案ヲ添

へ届出ツへシ

第十五条 前条不参ノ場合ニ於テ緊急事務ノ未タ処分ヲ

了セサルモノアルトキハ見込ヲ付シ同僚ニ托ス

へシ

第十六条 私事旅行等ノ為メ公務ニ従事スルヲ得サルト

キハ村長及助役ハ監督官庁、書記以下ハ村長ノ

認可ヲ受クへシ

第十七条 転免出張等ノ場合ハ其担任事件ハ総ア件名目

録ヲ添へ事務ノ引継ヲ為スへシ

但村長助役及収入役交代ノ場合ハ二十四年

六月本県達第九十五号ニ拠ルへシ

第十八条 公務ニ関スル諸帳簿ヲ関係ナキモノニ閲覧セ

シムルトキハ村長ノ許諾ヲ受クへシ

第十九条 退散ノ時ハ主管書類等ハ散乱セサル様格護ス

へシ

第二十条 事務繁劇ナルトキハ執務時間外ト雖モ事務ニ

従事スへシ

第二十一条 風水火災其他事変アルトキハ吏員一同速ニ

出場シテ諸般ノ防衛ヲナスへシ

第二十二条 執務時間後及休暇日ニハ宿直ヲ為スへキモ

ノトス

○第一号書式 受付簿

号番受収		
号	第	件
名		
配付月日	収受月日	發送人
月 日	月 日	何 某

○第二号書式 回議用紙

發議	明治〇年〇月〇日	○ 掛主任	○ 〇
決判	〃	取 扱 員	○ 〇
扱 済	〃		
村長	○ 〇	關係吏員	○ 〇
助 役	○ 〇		

○第三号書式 發送簿

月 日	番 号	件 名

○第四号書式 給黎郡喜入村役場收受(發送)月表

種 別	庶務掛	農商務	兵事掛	学務掛	稅務掛	收入掛
県 庁 各 部						
所 轄 郡 役 所						

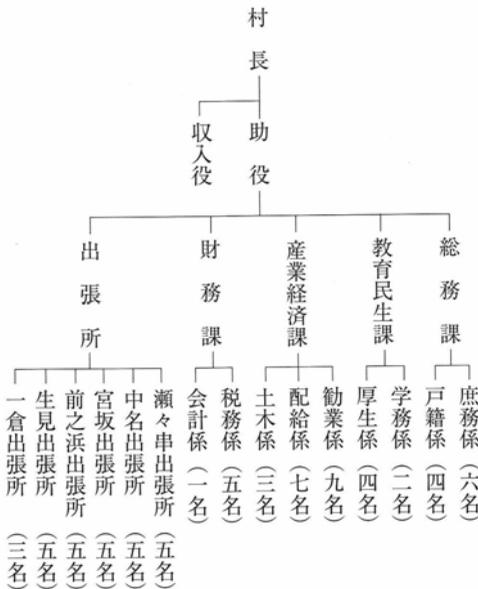
合計	人		願 (指令)	右ノ外 本県諸官 衛	各府県 郡市役場 町村役場	本県市町村 役場	各警察署	各裁判所
	其他	届(達)						

明治三十七年（一九〇四）の事務機構による各掛の人員の配置は次の表のようになっていた。



この掛制は、昭和五年（一九三〇）まで続いていたが、その間に収入掛を會計掛に、農商務掛を勸業掛と名称を改め、新しく衛生掛を新設して七掛制が採用されてきた。

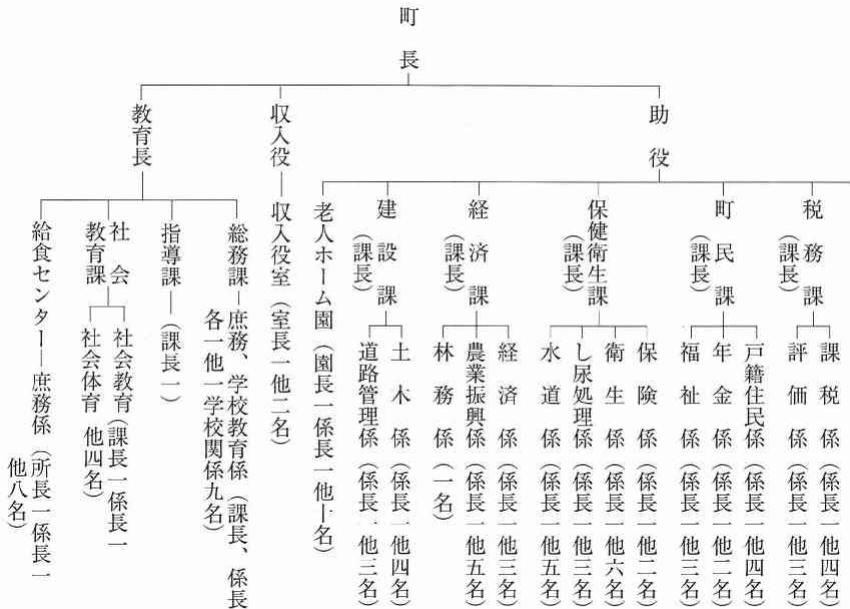
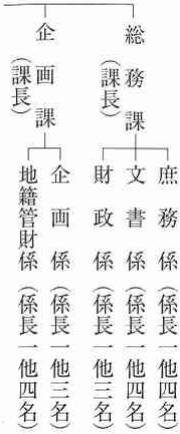
しかしこの七掛制も、昭和五年（一九三〇）に、係・主任制に改められた。
 この係・主任制は、昭和二十一年（一九四六）の五月まで続いた。同年六月一日、従来の係・主任制を改めて課制を実施し、また各小学校区ごとに出張所が設置されるようになり次のような機構に変わった。

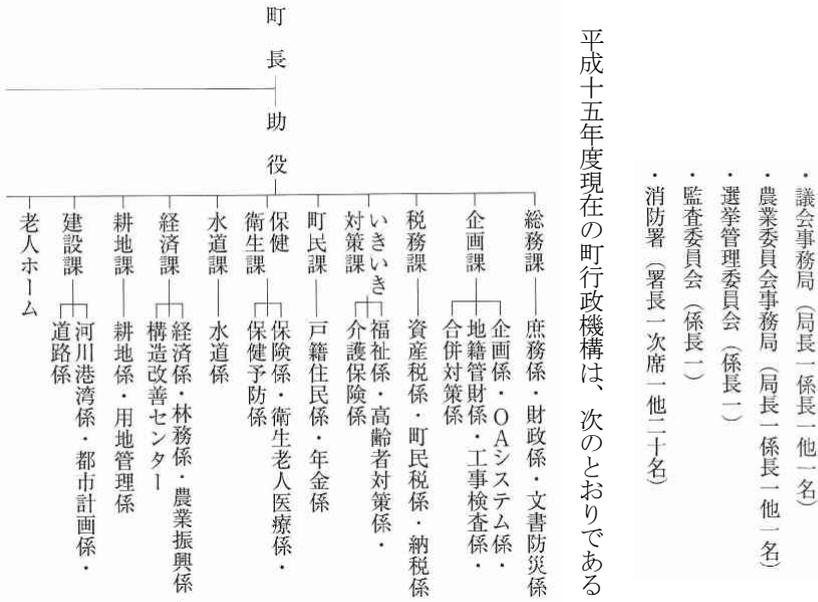


この各小学校区ごとに設置された出張所は、昭和三十一年（一九五六）の四月に廃止され、一名ずつの職員を残置して日常の業務のみを処理させていたが、これも昭和三十三年（一九五八）三月をもって全廃された。

また、産業経済課の中の配給係は廃止され、新たに林務係が置かれた。さらに昭和三十四年（一九五九）四月には、土木行政の複雑化に伴い土木係を土木課に昇格し、従来の産業経済課は経済課と改称されることになった。

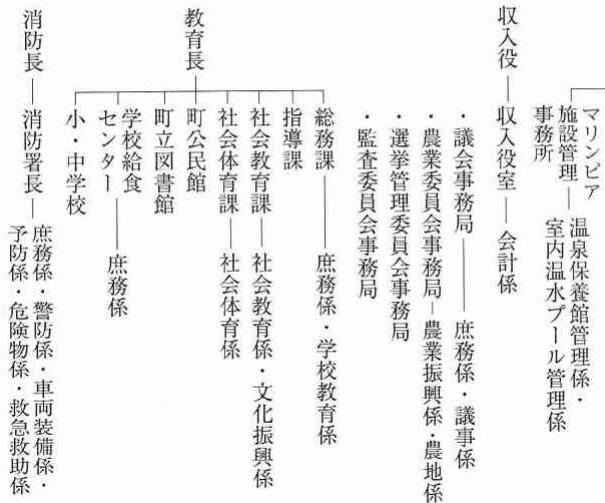
なお昭和二十七年（一九五二）には、学制の大改革によって、教育委員会が新しく発足したので、今まで教育民生課が主管していた教育行政事務は、新発足の教育委員会に移管されることとなり、今までの教育民生課は、厚生課と改称され、衛生係が設けられることになった。以上のような数回にわたる大小の改革、変遷を経て昭和五十三年当時の行政機構および人員配置は次のようになった。





第六節 喜入町(村)の行政に
参画した人々

町制が施行された明治二十二年以降の歴代村長、町長



助役、収入役は、次のとおりである。

一 歴代の村長・町長

歴代町(村)長 ※昭和31年10月15日町制施行

歴代	氏名	在任期間
13	日高保	平成7年4月～現在
12	釜付健二郎	50年4月～平成7年4月
11	川原新次郎	40年5月～50年3月
10	白浜重任	28年5月～40年5月
9	山下芳徳	22年4月～28年3月
8	園田吉次郎	昭和18年10月～21年10月
7	前田慶吉	14年11月～昭和18年10月
6	二見八竹	大正2年2月～14年10月
5	志々目十次郎	38年4月～大正2年1月
4	安楽兼則	37年7月～38年4月
3	岡元真一	33年7月～37年7月
2	安楽兼則	27年6月～33年7月
1	松崎十兵衛	明治22年5月～27年5月

平成15年5月現在

歴代村・町長



6	5	4	3	2	1	歴代
二見八竹	志々目十次郎	白浜重敬	大坪茶右衛門	安楽兼則	岡元真一	氏名
38年5月～大正2年1月	34年2月～38年4月	31年6月～34年2月	27年6月～31年6月	25年8月～27年5月	明治22年5月～25年8月	在任期間

二 歴代の助役

12代



釜付 健二郎

10代



白浜 重任

13代



日高 保

11代



川原 新次郎

2	1	歴代
塚崎静吉	大坪茶右衛門	氏名
27年6月～36年3月	明治22年5月～27年5月	在任期間

三 歴代の収入役

平成15年5月現在

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
今別府健司	日高保	増永忠行	堀之内貞久	釜付健二郎	浜田嘉三	志々目寅三	岩城重秋	牧瀬幸夫	吉国祐二	緒方儀正	園田吉次郎	山本七弥	前田慶吉
平成7年6月～現在	62年9月～平成6年12月	58年9月～62年9月	50年9月～58年9月	44年10月～50年3月	42年12月～44年8月	32年8月～40年5月	28年6月～32年6月	26年6月～28年3月	22年5月～26年5月	18年11月～22年1月	昭和2年6月～18年10月	9年12月～昭和2年5月	大正2年2月～9年12月

14	前畑重信	平成7年6月～現在
13	北重雄	62年10月～平成7年4月
12	日高保	58年9月～62年9月
11	増永忠行	53年1月～58年9月
10	弓指一男	44年10月～53年1月
9	志々目実春	36年10月～44年10月
8	玉利孝之輔	32年8月～36年8月
7	志々目寅三	31年1月～32年8月
6	肝付兼愛	26年5月～30年5月
5	室田泰	昭和13年10月～25年10月
4	緒方休太郎	大正3年10月～昭和13年9月
3	白浜七郎	36年4月～大正3年9月

平成15年5月現在

四 歴代の議長・副議長

前に記したように明治二十二年の町村制施行により、各町村に議会が開設されることになり、議員の選挙が行われた。当時の有権者は、直接国税二円以上を納入する二十五歳以上の男性となっていたので、喜入村の明治三十七年（一九〇四）末の有権者数は一、五三三名であった。

歴代	氏名	在任期間
初代	馬場勇蔵	昭和21年9月～22年5月
2	弓指与吉	22年5月～26年4月
3	飯屋崎岩吉	26年5月～30年4月
4	山崎武二	30年5月～32年6月
5	弓指与吉	32年7月～34年4月
6	弓指与吉	34年5月～38年4月
7	内木場清内	38年5月～40年4月
8	永尾秋憲	40年5月～42年4月
9	内木場清内	42年5月～44年4月

歴代議長

喜入村では二四名の村会議員が選出された。なお昭和二十二年（一九四七）以前は村長が議会の議長の仕事も兼任していた。喜入村では、昭和二十二年（一九四七）四月十七日の法律第六十七号をもって公布された地方自治法に基づく村議会が正式に成立発足するまでの間、暫定的に仮議長として馬場勇蔵が議会の運営にあたった。議長・副議長の任期は、本来議員の任期中の四年間であるが、議員の申し合わせにより二年間になっている。

第一章 行 政

歴代議長

11・12代



野元 勘助

7・9・10代



内木場 清内

3代



仮屋崎 岩吉

初代



馬場 勇蔵

13代



川畑 春吉

8代



永尾 秋憲

4代



山崎 武二

2・5・6代



弓指 与吉

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
増永力夫	増永力夫	内木場重記	内木場重記	内木場重記	生見詮治	生見詮治	内藺国武	尾上栄吉	尾上栄吉	尾上栄吉	前原与吉	前原与吉	北金之助	前原与吉	川畑春吉	野元勘助	野元勘助	内木場清内
平成15年5月現在	13年5月～15年4月	11年5月～13年4月	9年5月～11年4月	7年5月～9年5月	5年5月～7年4月	3年5月～5年5月	平成元年5月～3年4月	62年5月～平成元年4月	60年5月～62年4月	58年5月～60年4月	56年5月～58年4月	54年5月～56年4月	52年5月～54年4月	50年12月～52年4月	50年5月～50年12月	48年5月～50年4月	46年5月～48年4月	44年5月～46年4月

平成15年5月現在

27・28代



増永 力夫

22・23代



生見 詮治

18・19・20代



尾上 栄吉

14・16・17代



前原 与吉

24・25・26代



内木場 重記

21代



内蘭 国武

15代



北 金之助

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	初代	歴代	歴代副議長
																氏名	在任期間	
追立善夫	追立善夫	有村健治郎	浜田源二	川畑春吉	川畑春吉	宮園誠二	宮園誠二	浜田源二	宮園誠二	岩下佐吉	中道熊助	浜田源二	浜田源二	岩下佐吉	池上信好	有村国雄		
52年5月～54年4月	50年12月～52年5月	50年5月～50年12月	49年5月～50年4月	48年5月～49年4月	46年5月～48年4月	44年5月～46年4月	42年5月～44年5月	40年5月～42年4月	38年5月～40年5月	34年5月～38年4月	32年7月～34年4月	30年5月～32年6月	26年5月～30年4月	24年2月～26年4月	22年5月～24年2月	昭和21年9月～22年5月		

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
仮屋洋一	浜田道治	樋高清治	増永力夫	増永力夫	樋高清治	内木場重記	牧蘭三男	内蘭国武	内蘭国武	今吉知利	尾上栄吉	竹下近義	竹下近義	
平成15年5月現在	15年5月～現在	13年5月～15年4月	11年5月～13年5月	9年5月～11年4月	7年5月～9年5月	5年5月～7年4月	3年5月～5年5月	平成元年5月～3年4月	62年5月～平成元年4月	60年5月～62年4月	58年5月～60年4月	57年3月～58年4月	56年5月～57年3月	54年5月～56年4月

五 町村制施行後の議会

「町議会・村議会」の名称が公式に用いられるようになったのは、第二次世界大戦後の昭和二十二年（一九四七）四月、地方自治法が制定されてからのことで、それまでは「町会・村会」と呼ばれていた。

明治二十二年（一八八九）四月、町村制が施行されると同時に、町村会議員の選挙が行われるようになった。村制を施行した喜入村でも、公選による村会議員選挙が行われた。当選者の議員は、次のとおりである。

以後、公選による議会が運営されて今日に至っている。

明治二十二年 第一回選挙

岩田甚兵衛・前田伊右衛門・有川郷右衛門・前田盛宣・佐藤直助・岡本真一・丸山泰輔・山口五右衛門・佐藤彦松・西村織右衛門・浜島千緒・松崎才輔・大坪茶右衛門・安楽兼則・中野儀行・黒岩勘五右衛門・前原六助・日高八郎右衛門・永岩仙左衛門・永尾助太郎・松崎十兵衛・日高剛輔・坂口彦左衛門・肝付兼濟

明治二十五年 改選

日高剛輔・小村市兵衛・黒岩勘五右衛門・松崎才

輔・肝付兼濟・永岩仙左衛門・松崎十兵衛・鈴東市右衛門・池上信重・山口五右衛門・前田伊右衛門・永尾助太郎・増永甚八・中島弥藤太・坂口彦左衛門・安樂兼則・中野儀行・前田弥七・前田盛宣・岡本真一・榎屋兼明・伊牟田静八・中野十太郎・前原六助

明治二十八年 改選

小村市兵衛・山口五右衛門・増永甚八・安樂兼則・池上信重・前田伊右衛門・中島弥藤太・前田弥七・岡本真一・榎屋兼明・中野十太郎・肝付兼濟・西村織右衛門・黒岩勘五右衛門・二見嘉次郎・前原六助・永尾助太郎・竹内新五右衛門・丸山泰輔・志々目藤彦・大坪茶右衛門・牧瀬孝左衛門・永野佐五右衛門・伊牟田静八

明治三十一年 改選

岡本真一・中野十太郎・池上信重・小村市兵衛・山口五右衛門・牧瀬孝左衛門・永尾助太郎・大坪茶右衛門・黒岩勘五右衛門・安樂兼則・前田弥七・中島弥藤太・二見嘉次郎・有村善之助・丸山泰輔・西村織右衛門・伊牟田静八・竹内新五右衛門・永野佐五右衛門・赤崎宗行・志々目藤彦・肝付兼濟・新納積弥・榎屋兼

明

明治三十四年 改選

前田弥七・丸田十太郎・伊牟田静三・赤崎宗行・岡本真一・白浜重敬・中島弥藤太・中野十太郎・榎屋兼明・前原金左衛門・崎森権平・志々目藤彦・大坪茶右衛門・志々目栄四郎・小川市太郎・肝付兼濟・安樂兼則・二見嘉次郎・湯浅源次郎・小村市兵衛・有村善之助・志々目十次郎・山口五右衛門・永尾助太郎

明治三十七年 改選

伊牟田静三・志々目藤彦・安樂兼則・山下新作・有村善之助・榎屋兼明・小村市兵衛・山口五右衛門・丸田十太郎・湯浅源次郎・二見嘉次郎・志々目栄四郎・星隈吉二・岡本真一・中島弥藤太・塚崎静吉・小川市太郎・赤崎宗行・永尾助太郎・肝付兼濟・志々目十次郎・前原金左衛門・崎森権平・大坪茶右衛門

明治四十年 改選

崎森権平・岡本真一・税所源太郎・山口五右衛門・星隈吉二・前田慶吉・中野儀慎・丸田十太郎・二見嘉次郎・伊牟田静三・追立新左衛門・志々目栄四郎・室田矢八・二見八竹・永尾助太郎・肝付兼濟・有村善之

助・小川市太郎・志々目十次郎・前原武雄・山下新作・浜島弥彦・松崎熊太郎・塚崎静吉

明治四十三年 改選

丸田十太郎・山口五右衛門・肝付兼濟・松崎熊太郎・二見八竹・永尾助太郎・志々目十次郎・税所源太郎・小川市太郎・山下新作・前田慶吉・伊牟田静三・前原武雄・室田矢八・星隈吉一・宮園金左衛門・志々目栄四郎・浜島弥彦・追立新左衛門・矢崎鉄太郎・前田盛也・岡本真一・塚崎静吉・二見嘉次郎

大正二年 改選

永野五郎・川原浅右衛門・二見嘉次郎・追立新之助・志々目栄四郎・釜付佐平・浜崎幸内・東三郎・志々目十次郎・伊牟田静三・塚崎静吉・二見源次郎・堀三助・馬場正次郎・赤崎宗行・増永金次郎・松原岩市・山野三次・有村吉右衛門・室田矢八・前原武雄・小川市太郎・大山八五郎・浜島弥彦

大正六年 改選

東甚助・川原浅右衛門・内木場助右衛門・松崎重治・外園助五郎・岩田精嘉・浜崎幸内・岩城勇次郎・前原武雄・二見嘉次郎・馬場正次郎・税所源次郎・内

木場末吉・浜島弥彦・志々目十次郎・前原市五郎・志々目栄四郎・増永三五郎・宮原袈裟助・山本仲市・山下新作・有村国雄・鈴東仙次郎・大山八五郎

大正十年 改選

前田慶吉・二見嘉次郎・村尾彦助・増永三五郎・前原武雄・川原浅右衛門・有川三三・岩田精嘉・前原市五郎・丸田直市・山崎伊太郎・鈴東正次郎・大山八五郎・志々目栄四郎・有村国雄・内園勇吉・地頭園十太郎・黒岩甚吾・釜付要之進・志々目十次郎・西庄次郎・森満岩次郎・内木場末吉・今吉英吉

大正十四年 改選

丸田直市・宮原袈裟助・堀三助・大山八五郎・有川三三・前畑太郎吉・志々目新太郎・石峯嘉一郎・今村徳次・今吉英吉・鈴十次郎・樋高竹次郎・志々目十次郎・地頭園十太郎・前田慶吉・釜付要之進・二見源次郎・内園勇吉・小川市太郎・浜崎寅吉・前園周次郎・永野五郎・有田栄次郎・浜田松之助

昭和四年 改選

浜田松右衛門・永野正高・追立新太郎・前畑太郎吉・伊牟田幾次郎・丸田直市・堀三助・浜島洋・釜付

要之進・志々目新太郎・今村徳次・牧瀬 節・増永静雄・今吉八兵衛・浜崎寅吉・小川市太郎・前原佐平・生見誠記・鈴 十次郎・地頭蘭五次郎・有村盛之助・樋高竹次郎・志々目十次郎・中島栄次郎・黒岩甚吾

昭和八年 改選

釜付要之進・有村盛之助・丸田直市・前畑太郎吉・志々目新太郎・鈴 十次郎・有村国雄・米倉岩次郎・中島栄次郎・生見誠記・浜崎寅吉・今吉英吉・今吉八兵衛・浜田松右衛門・前畑竹次郎・前原佐平・宮園清吉・伊牟田幾次郎・牧瀬 節・堀 甚之助・増永静雄・矢崎戸太郎・増永金之丞・北 次郎助・志々目十次郎

昭和十二年 改選

前畑竹次郎・丸田直市・仮屋三吉・宮園清吉・生見誠記・伊牟田幾次郎・山崎武二・豊倉弥八・北 次郎助・牧瀬 節・鎮守浅助・有村国雄・前園喜三次・谷口市二・米倉岩次郎・釜付要之進・志々目新太郎・前畑太郎吉・前原佐平・鈴 十次郎・前畑善太郎・増永静雄・追立新太郎・馬場勇蔵

昭和十七年 改選

鈴 十次郎・丸田直市・追立仙之助・増永静雄・北次郎助・牧瀬 節・前原佐平・小村常吉・有村盛之助・有村国雄・今吉英吉・宮園清吉・米倉岩次郎・生見誠記・仮屋崎森吉・有村助次郎・緒方儀正・堀 甚之助・樋高市助・釜付要之進・小村喜之助・弓指与吉・浜田源二・馬場勇蔵

昭和二十二年 改選

前原末敬・前原正雄・仮屋崎森吉・生見静次郎・田貫喜蔵・松久保勝海・追立仙之助・有田徳一・浜田源二・山崎武二・岩下佐吉・坪口浅市・米倉静蔵・弓指辰己・白尾嘉熊・鮫島 馨・小村平次郎・堀之内覚太郎・樋高助次郎・弓指与吉・内蘭鶴吉・中道熊助・横峯順吉・宮園清吉・馬場勇蔵・池上信好

昭和二十六年 改選

小村平次郎・前原正雄・追立武治・前原末敬・北園佐兵衛・米倉末吉・前園喜三次・横峯順吉・米倉静蔵・山崎武二・生見 勝・浜田源二・浜崎貞吉・山崎功・弓指与吉・前原藤雄・中道熊助・鈴 勘助・前園伝吉・仮屋崎岩吉・田川邦吉・松久保勝海・谷上広吉・松久保栄助・前畑市太郎・前園善吉

昭和三十年 改選

生見 勝・前畑市太郎・宮園誠二・田貫喜藏・内木場清内・岩下佐吉・堀 幸雄・今釜岩吉・中道熊助・松久保勝海・野元勘助・前原末敬・海江田益雄・浜田源二・福永新助・山崎 功・松久保栄助・弓指与吉・前
藪善吉・山崎武二・浜藪盛藏

昭和三十四年 改選

福永新助・永野 清・鎮守五月・岩下佐吉・前畑市太郎・釜付健二郎・内木場清内・有村健治郎・永尾秋憲・山崎武二・前藪彌吉・宮園誠二・浜田源二・仮屋常吉・川畑春吉・樋高伊太郎・有村富雄・弓指与吉・永野正馬・堀 幸雄

昭和三十八年 改選

野元勘助・鎮守五月・前畑市太郎・弓指与吉・前原末敬・福永新助・海江田益雄・樋高 巧・堀 義隆・有村健治郎・釜付健二郎・永尾秋憲・宮園誠二・竹下近義・川畑春吉・小川 操・有村富雄・内木場清内・浜田源二・仮屋崎茂吉・山崎武二・仮屋常吉

昭和四十二年 改選

野元勘助・浜田源二・山崎武二・北 金之助・小川

操・前畑市太郎・内木場清内・竹下近義・東 武雄・

永尾秋憲・弓指矢岳・前原與吉・仮屋常吉・追立善夫・堀 義隆・野元慶吉・釜付健二郎・宮園誠二・川畑春吉・有村富雄

昭和四十六年 改選

有村富雄・竹下近義・内木場清内・内藪国武・浜田源二・中道秀雄・堀 義隆・徳永慎雄・永尾秋憲・有村健治郎・仮屋常吉・川畑春吉・野元勘助・前畑寅一・浦田繁憲・追立善夫・尾上栄吉・北 金之助・前原三郎・前原與吉

昭和五十年 改選

小川 操・追立善夫・前原與吉・北 金之助・有村健治郎・竹下近義・川畑春吉・浜田 彰・弓指正幸・牧藪三男・鈴 七之助・今吉知利・玉泉国雄・米倉豊・樋高政義・内藪国武・浦田繁憲・尾上栄吉・前原三郎・前畑寅一

昭和五十四年 改選

今吉知利・前畑寅一・尾上栄吉・浦田繁憲・牧藪哲也・宮原五三・追立善夫・内藪国武・川畑春吉・米倉豊・浜田 彰・樋高清治・竹下近義・弓指正幸・前原

與吉・鈴 七之助・有村健治郎・中道 勉・丸岡治男・牧藪三男

平成七年 改選

昭和五十八年 改選
宮原五三・樋高清治・中道 勉・丸岡治男・牧藪哲也・弓指正幸・牧藪三男・前原三郎・内藪国武・前畑寅一・尾上栄吉・今吉知利・古殿章一・仮屋洋一・生見詮治・増永力夫・内木場重記・外藪辰己・横峯芳盛・仮屋崎 巖

内木場重記・増永力夫・山崎 力・岡元一喜・有村国昭・勝目育男・樋高 允・今村 豊・淵田 攻・仮屋崎正治・小川純信・前藪次治・前原信義・山下洋子・浜崎 肇・浜田道治・牧藪和典・前畑 勇・仮屋洋一・外藪辰己・樋高清治

平成十一年 改選

昭和六十二年 改選

生見詮治・増永力夫・内木場重記・外藪辰己・宮原五三・樋高清治・中道 勉・鈴 七之助・弓指正幸・牧藪三男・尾上栄吉・内藪国武・山下洋子・浜崎 肇・浜田道治・牧藪和典・弓指昭雄・前畑 勇・古殿章一・仮屋洋一

平成十五年 改選

内木場重記・樋高清治・追立實意・玉泉照雄・赤崎富男・鎮守清孝・山崎 力・岡元一喜・有村国昭・勝目育男・樋高 允・今村 豊・淵田 攻・前藪次治・山下洋子・有村功三郎・仮屋洋一・増永力夫

平成三年 改選

生見詮治・樋高清治・淵田 攻・仮屋崎正治・前藪次治・前原信義・山下洋子・浜崎 肇・浜田道治・牧藪和典・弓指昭雄・前畑 勇・古殿章一・仮屋洋一・増永力夫・内木場重記・外藪辰己・宮原五三・弓指正幸・牧藪三男

第二章 財 政

第一節 明治時代の財政

一 町村制施行前の財政

政府は、明治六年（一八七三）に地租改正条例を公布し、府県税として、本税の三分の一以内の課税が規定されていた。続いて同八年（一八七五）六月、国税と地方税の区分が規定され、さらに同十一年（一八七八）七月には地方税規定が公布された。この地方税規定の公布によって、府県財政と町村財政とが区分独立し、府県税は、地方税をもって支弁することになったが、その税目は、地租・営業税・戸数割の三種目であった。

しかし鹿児島県においては、西南戦役の混乱によって、この地租改正も同十二年（一八七九）一月に至ってようやく着手するという状況であったので、この地租割・戸

数割については、同十三年（一八八〇）六月にやっと規則を公布する運びになった。しかしこの時機にも、町村の財政については、いまだ明確な規定はなく、町村財政の運営は、維新以来慣用されてきた協議的民費によって運営されることになった。明治十七年（一八八四）五月に町村会法が改正され、この時に、町村費用の費目を、戸長役場費・会議費・土木費・教育費・衛生費・救助費・災害予防費の七目としたが、同年（一八八四）七月に勸業費が追加されて八項目となった。以上の八項目以外の費目については、県令の許可を必要とし、神社祭典費のような住民の申し合わせに任すべきものは、すべて歳出費目には加えることはできないものとされていた。

歳入においては、地価割または反別割、営業割、戸数割としたほか、雑収入として学資金または共有金および利子・不用品払下代などは、町村会の議決を経て歳入費用とすることができるかとされていた。なお同十九年（一八八六）度からは、四月一日から翌年三月三十一日までを会計年度と改正された。また款・項・目・節の科目に区分されることになり、款の流用は禁止された。さらに同二十二年（一八八九）度からは、経常部・臨時部の予

算に区分され、前年度に比し、その増減の理由説明を付記することになった。

次に明治二十一年（一八八八）度の喜入村の財政規模を歳入歳出予算表によつて見ると次のようになつてい

△ 歳入の部

- 1、村税 二七六円二八銭六厘
 - ・地価割 地価一円につき二厘五毛
 - ・戸別割 一戸につき一〇銭七厘
 - ・営業割 税金一円につき一〇銭
 - 2、財産よりの収入 三、一七三円七四銭五厘
 - 3、前年度繰越金 六三三円三銭九厘
- 合 計 三、六一三円七銭

この予算書によると、歳入の八〇パーセントは財産から生ずる収入であり、その財産の内容は、次のようなものであつた。

- ・村有地としての水田および畑地の六四町一反余の耕地を民間人に貸しつけ、小作料として二、一七七円余りを徴収していた。
- ・また他には、額面一一、九〇〇円の公債があり、その利息金六四二円等が主なものであつた。

次に歳出の状況を見ると、次のとおりであつた。

△ 歳出の部

- 1、戸長役場費 二四〇円六六銭五厘
 - 2、衛生費 二五円
 - 3、土木費 一三円
 - 4、救助費 五円四二銭
 - 5、勸業費 五五円二四銭
 - 6、教育費 三、二七二円七四銭五厘
 - ・喜入尋常高等小学校 一、九七五円六二銭五厘
 - ・ 〃 一倉分校 六五円
 - ・ 中名尋常小学校 二六五円二六銭
 - ・ 瀬々串尋常小学校 二九九円五〇銭
 - ・ 前之浜尋常小学校 三九二円五一銭
 - ・ 生見尋常小学校 二七四円八五銭
- 合 計 三、六一二円七銭

二 明治中期以降の財政

1 役場財政

明治二十二年（一八八九）に町村制が施行されることになつて、町村の財政制度もようやく確立されてきた。従前と異なる点を列挙すると次のような点であつた。

○財産より生ずる収入を原則とすること。

○特定の個人に対する事務処理については、規定の手
料を徴収すること。

○地租税・所得税などの国税附加税に対し、すべて制
限を付したこと。

○特別税は、監督庁の許可をうけなければならないこ
と。

○地方債について、監督が加えられたこと。

喜入村の、明治二十二年（一八八九）の自治体発足以
来同四十四年（一九一〇）度までの歳入、歳出の決算状
況は、次の表のとおり（第一表歳入決算、第二表歳出決
算）である。

第一表（三三三ページ）の歳入決算の一覧表で見られ
るように、歳入源の大部分を占めているのは、村税であ
った。この村税として賦課された税目は、地価割・営業
割・戸別割・所得税附加割・営業税附加割であったが、
明治四十五年（一九一〇）度からは、新たに売薬営業税
附加割が賦課されるようになった。たとえば明治四十二
年（一九〇九）度における村税についてみると、その額
は五、〇八二円九三銭五厘となっているが、税目別にみ

ると次のとおりになっている。

○地価割 一、四一九円三三銭九厘

○営業割 一、三四四円〇六銭六厘

○戸別割 二、一八七円六二銭五厘

○所得税附加割 一〇四円七八銭三厘

○営業税附加割 三〇円五七銭六厘

この五税目の賦課は、次のような基準によつて課せら
れていた。

○地価割は、地価一円につき三〇銭

○営業割は、本税（県税営業税）一円につき六〇銭

ただし賦課に当たつては村内の業者を二〇等
級に区分し、等級差をつけ、税額を決めるこ
ととした。この営業割を賦課されていた者は、
一三三人であつてその内容を見ると次のとお
りであつた。

旅人宿業兼物品販売業	三	左官職	四
紙製造業	二	白灰職	三
桶 職	九	履物職	一
牛馬具職	二	物品販売業	九九
商業兼製造業	一	木挽職	一四
鍛冶職	一一	屋根葺職	八

紺屋職	一	皮革細工職	一
入歯細工	一	帽子製造業	一
運送業	一	石工職	一
大工職	三五	畳刺職	一一
理髪業	七	かさ職	四
樟脳製造業	二		

明治四十二年（一九〇九）度前期の賦課は次の表の通りであった。

等級	戸数	賦課額	等級	戸数	賦課額
一	五	三、七〇錢	一三	一五六	一、三六錢
二	三	三、四六	一四	一五九	一、二一
三	三	三、二一	一五	二一九	一、〇六
四	五	二、九八	一六	一九六	九二
五	四	二、七七	一七	一八六	七八
六	二	二、五五	一八	一五六	六六
七	二〇	二、三六	一九	一四五	五五
八	四〇	二、一七	二〇	一三七	四五
九	五四	一、九九	二一	一〇一	三六
一〇	四五	一、八二	二二	一六	二八
一一	七五	一、六六	二三	九三	二一
一二	七八	一、五一	二四	一三〇	一七

○所得税付加税は、本税（国税）一円につき三五銭
 ○営業税付加税は、本税（国税）一円につき三五銭であった。

○戸別割は、貧富について等差を査定し、二四等級に区分して、上の表のような賦課額が定められていた。この賦課額は、前期後期の二期に分けて査定せられていた。

村税以外の歳入源としては、財産収入、使用料および手数料、雑収入、寄附金、国・県交付金、県補助金などがあつた。

○財産収入は、貸付金に対する利息・預金利子が主なものであつた。

○使用料および手数料は、明治三十年（一八九七）に喜入村手数料徴収条例が制定され、翌三十一年（一八九八）から戸籍閲覧および謄本・抄本などの手数料が徴収されるようになった。

○雑収入は、竹木の売却代・^{はせ}櫛実の売却代が主たるものであつた。年度によって差異が見られるのは、例えば明治二十九年（一八九六）度の上昇は、財産を処分した売却代金であり、また同三十五年（一九〇二）度の増加は、竹木売却代の収入増によるものであつた。

○国・県交付金は、国税の徴収につき一定の率で徴収

費として交付されるものであり、また地方税交付金は県税の徴収に対して徴収費として交付されたものである。

○県補助金は、土木・衛生・勸業事業などに対して補助されるもので、明治三十三年（一九〇〇）度の補助金は決算後に交付されたもので、翌三十四年（一九〇一）度の分が急増しているのである。また同四十年（一九〇七）度の上昇は、土木事業に対する補助金の増加によるものであった。

次に第二表（三二五ページ）の決算一覧表で、その決算状況を見ると、明治二十二年（一八八九）から同三十九年（一九〇七）ごろまでの財政の規模は、大体一、〇〇〇円台であったが、それ以降の年度は、四、〇〇〇円から五、〇〇〇円台に増加している。同二十九年（一八九六）に四、〇〇〇円台に上昇したのは、村役場の新築による庁舎や議事堂の建設費と瀬々串避病舎の建築等による事業経費の増加によるものであった。同四十年（一九〇七）に二三、〇〇〇円台に急増しているのは、堤防改修費として、六、八〇〇余円が投入され、鈴海岸の約一八〇問の大改修が行われたためであった。

○役場費の総歳出に対する割合は、明治二十二年（一八八九）度は九七パーセントの高率であるが、同三十二年（一九〇九）度には七五パーセント、同四十二年（一九一九）度には五六パーセントと下降はしているが、いまだ相当に高い比率を示している。この役場費の主なものには人件費である。明治二十九年（一九〇六）度の上昇は、前にも記したように庁舎・議事堂の建築費に係るものであった。すなわち同年八月十四日の村議会において、現在の庁舎敷地（当時の宮坂区有地）に村役場を新築移転の件を議決し、庁舎建築費に九九七円八三銭三厘、議事堂建設費として八〇六円を要したためであった。同三十二年（一九〇九）度における上昇は、土地台帳および名寄帳などの加除訂正のため、その写字料として筆耕雇費一、一六八円三二銭を要したためのものであった。

○会議費は、需要費が主なもので、明治二十九年（一九〇六）度に八〇〇円台に急増したのは、議事堂の建築費に八〇六円を要したためであった。また同三十九年（一九〇六）度に二六〇円弱となったのは、議事堂の修繕費として二二五円四六銭二厘を要したためであった。

○土木費は、道路橋梁費・治水堤防費であるが、明治四

十年（一九〇七）度に七、〇〇〇円弱に急増したのは、前にも記したが、鈴海岸一八〇間の堤防工事費六、八五七円五九銭三厘によるもので、その財源は、県税土木費補助金三、三六九円七二銭一厘と一般財源からの不足分充当によって処理された。

○衛生費は、消毒薬購入費・種痘費・トラホーム予防費などが経常経費であった。明治二十八年（一八九五）および同二十九年（一八九六）度の激増は、瀬々串および喜入（宮坂）の避病舎の建設に要した経費が主なもので、その土地代および整地費ならびに建築費として六三三円二〇銭が同二十八年（一八九五）度に支出され、翌二十九年（一八九六）度には建築費として一、一六〇円八九銭四厘も支出された。明治四十年（一九〇七）度の上昇は、伝染病の大流行による諸経費八三二円一〇銭八厘が主なものであった。

○警備費は、明治二十八年（一八九五）に提灯・水桶・法被・頭巾などを新調購入して消防組を新しく編成し、器具も購入した。その購入費一九四七銭二厘也と団員手当五円也が支出された。それ以来団員の火災出動の際には、出動手当が支弁されるようになった。

本町に初めて腕用ポンプが導入されたのは明治四十四年（一九一三）で、その購入費は二五〇円七〇銭であった。

○勸業費は、明治二十八年（一八九五）度から計上されている。同年十一月の村議会において、農業技手を採用する件を議決し、熊本県から石寺技手を聘用した。その人件費と病虫害の防除費が主たるものであった。同三十三年（一九〇〇）度から喜入村農会に対して、補助金が支出されることになった。また生産組合への補助金支出は明治三十九年（一九〇六）度からで、同四十四年（一九一三）度には、桑苗一万本代二〇〇円・柑橘苗購入費一一〇円が種苗購入費として補助されている。また先進地の視察費として二二〇円も計上されている。

○雑支出は、明治四十年（一九〇七）度に三九九円八三銭也が支出されているが、これは同年十二月十一日から喜入郵便局に電信事務が開始されることになったので、その電信架設に対する寄付金として支弁されたものであった。

○教育費は、各校区ごとに学校予算で処置されていたことは前に述べたが、明治三十五年（一九〇二）度に支弁されている一八〇円は、村教育会に対する補助金であつ

(第一表) 歳入決算状況

項目	財産収入	雑収入	繰越金	国庫交付金	村税	地方税交付金	寄附金	使用材料及び手数料	県補助金	合計
年度	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘
明治22	5,184	15,290	189,195	31,604	796,663	28,367	26,584	68,600	5,416	1,007,332
23	10,576	31,604	31,474	31,604	1,186,244	46,005	771,912	95,600	64,992	1,259,898
24	26,039	7,941	63,012	24,976	1,082,411	56,778	68,008	85,300	64,992	1,228,534
25	18,539	2,250	30,876	26,632	1,258,142	37,765		64,500	58,522	1,464,204
26	18,577	3,482	69,980	31,504	1,057,911	44,522		63,400		1,225,976
27										
28	18,577	5,178	60,107	43,262	1,853,576	28,367	26,584	95,600	5,416	2,041,067
29	12,559	1,200	87,689	32,871	2,433,055	46,005	771,912	85,300	64,992	4,569,912
30	6,350	13,445	188,702	26,497	2,771,472	56,778	68,008	64,500		3,198,244
31	49,210	40,238	703,116	60,245	2,691,575	85,507	77,424	68,600	125,832	3,901,738
32	93,990	1,200	637,013	33,472	3,252,427	116,929	463,675	95,600		4,694,308
33	226,881	268,773	645,662	5,310	2,891,975	129,815		85,300	80,175	4,333,893
34	227,630	3,599	526,113	6,594	3,146,559	150,226		64,500	241,775	4,063,369
35	301,723	1,192,640	771,569	5,941	3,159,069	320,465		63,400	58,522	5,773,329
36	353,433	8,780	327,816	6,559	3,441,590	187,251		69,800	187,252	4,395,629
37	379,475	33,105	360,964	12,246	3,449,570	170,517		82,850	14,648	4,503,375
38	375,966	6,790	274,928	23,000	3,480,520	155,820		97,000	26,154	4,475,547
39	508,856	16,348	347,898	43,210	4,261,850	145,404		112,000	70,091	5,505,657
40	500,892	135,255	1,189,028	49,200	6,805,031	96,971	967,500	141,036	3,625,880	13,520,793
41	574,800	205,567	138,455	11,920	5,022,655	117,159	767,800	133,700		6,972,056
42	500,670	223,865	176,988	13,660	5,082,935	134,090		131,500		6,263,708
(予算) 43	622,401	2,300	400,000	53,040	673,182	242,760		120,500	360,764	8,476,447
(%) 44	528,071	2,300	200,000	53,200	10,605,060	255,920		130,500	365,541	12,150,592

た。この村教育会は、同三十一年（一八九八）十月就学の出席を督励する機関として設立され、各区に組長副組長が置かれ、その下に議員若干名をおいて発足した。

その後同四十一年（一九〇八）十二月その組織を改編し、各大字ごとに組合を設立し、就学・出席の勧誘督励、その他社会教育事業の推進に努めることになった。同四十一年（一九〇八）度における八一〇円八〇銭は、教育会への補助四三円と土地購入費七六七円八〇銭であった。

2 学校財政

この学校費は、各校区の区有財産より生ずる収入および授業料などが主な財源となつて運営されてきていたが教育関係の章節で詳細にその経緯が記されたように、明治四十五年（一九一三）の三月に、各校区の区有財産はすべて村に一括寄付採納されたので、その後の学校予算は、村の一般予算として計上されることになった。各学校別の明治二十二年（一八八九）度の決算状況は次の一覽表（第三表）（三二七ページ）のようになつてゐる。

この各学校の歳入・歳出の決算書によつてわかるよう

に歳入の主なものは、財産より生ずる収入であつた。この年代の小作料は、大部分が現物納入で、水田は畝当たり一斗六升、畑地は粟納入で畝当たり五升一合前後であつた。

籾もみは一俵（三斗五升）が一円五銭で、粟は一俵（三斗二升）が八〇銭であつた。

この学校教育費は、年々増加の一途をたどり、明治十四年（一九一三）度には、村内各学校の通算額は、一六、五六二円二二銭の巨額に急増している。

同四十五年（一九一三）度からは学校財政も一般予算として計上されることになった。同年度の財政収入は、三一、九四三円五二銭一厘となつており、それを科目別に見ると次の表（第四表）（三三〇ページ）のようになつてゐる。

(第二表) 歳出決算状況

項目 年度	役場費 円 厘	会議費 円 厘	土木費 円 厘	衛生費 円 厘	救助費	警備費 円 厘	勸業費 円 厘	諸税及び負担 円 厘
明治22	822,339	3,998	33,745	1,600				14,176
23	1,162,209	375	23,005	280				10,669
24	1,035,555	9,823	10,666					11,202
25	1,046,505	1,550	288,817					10,732
26	1,066,095	234	15,526	2,775				11,041
27								
28	1,163,280	1,805	11,656	685,285		24,622	31,980	10,917
29	2,017,345	807,695	1,010	1,229,094		10,300	124,800	7,050
30	1,341,409	41,973	39,550	238,180		13,960	120,000	5,286
31	1,803,783	32,910	96,554	708,617		5,000	128,433	404,069
32	3,049,245	99,400	20,000	503,715		7,600	69,440	172,024
33	2,256,751	21,000	20,000	937,885		5,000	238,378	381,810
34	2,225,800	17,180	33,691	44,040		56,000	394,280	249,544
35	2,354,607	24,000	316,397	254,311		62,000	458,380	361,739
36	2,402,320	26,430	124,980	96,591		5,000	584,490	352,571
37	2,542,875	84,595	94,080	118,880		5,000	554,990	300,550
38	2,548,481	33,430	60,300	299,530		2,500	588,201	339,066
39	2,683,368	259,483	43,190	78,166		2,000	617,365	330,785
40	2,916,917	21,750	6,927,972	899,558		3,600	900,065	362,770
41	2,879,254	11,480	43,200	340,985		2,000	695,432	558,967
42	3,226,728	24,080	46,815	604,242		32,860	710,630	534,472

(第二表つゞき)

年度	項目	財産管理費	救荒貯蓄費	基本財産貯蓄費	神社供進費	雑支出	予備費	教育費	その他	合計
		円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘
明治22										
23							1,350			975,858
24						41,430	6,000			1,196,886
25						40,620				1,108,674
26						37,280				1,364,224
27										1,132,751
28		23,815								1,953,360
29		20,000								4,831,130
30		15,000								1,793,128
31		18,000								3,197,365
32		15,000								4,048,664
33		100,000				265				4,076,299
34		15,000	100,400			1,149,185				3,085,820
35		15,000	107,019					28,800	180,000	5,076,038
36		15,000	112,355	177,189						3,861,916
37		15,000	117,745	150,599						4,150,814
38		3,750	160,376	83,149						4,118,795
39		1,300	152,966	157,997						4,306,629
40		14,505	150,370	165,000	20,000	399,830				13,773,336
41			157,950	225,000	20,000			810,800		5,745,068
42		10,650	165,910	350,000	20,000					5,726,387

(第三表) 明治22年度学校別決算

※単位(注): 1町=約99アール、1反=約9.9アール、1畝=約0.99アール

学年	校名	明治22年度決算		明治22年度決算	
		喜入尋常高等小学校(一倉分校ヲ含ム)	附記	瀬々申尋常小学校	附記
歳入の部	第一款 財産ヨリノ収入	1,529,508		227,598	
	1 小作料	887,258	所在地41町7反3畝歩の小作料	77,550	所在地8町5反3畝7歩の小作料
歳入の部	2 公債・貸付金ノ利息	642,250	公債額面11,900の利息	150,048	
	第二款 雑収入	387,359		16,995	
歳入の部	1 授業料	200,000		42,900	
	2 利息滞納金	187,359		104,095	
合計		1,916,867		374,593	
歳出の部	第一款 学費	1,413,326		291,900	
	1 諸給料	1,201,229	校長給60円、職員給1,073円22銭9厘小使給68円	264,900	校長給15円、教員給263円40銭小使給12円
歳出の部	2 諸旅費	27,300		6,500	
	3 備品修繕費	34,369		4,000	椅子、腰掛
歳出の部	4 消耗品購入費	43,100		8,000	
	5 書籍購入費	85,828	新聞、雑誌、参考書	2,000	
歳出の部	6 雑費	21,500	教員慰勞、生徒賞与	6,500	教員慰勞、生徒賞与
	第二款 諸税金及び財産取扱費	419,004		57,193	
歳出の部	1 所有地国税	260,351		30,907	
	2 地方税	95,029		11,286	
合計	3 地所取扱其ノ他雑費	63,624	破損修理その他	15,000	田畑破損等
		1,832,330		349,093	

(第三表つづき)

歳入出	学 校 名	明治22年度決算 中名尋常小学校		明治22年度決算 前之浜尋常小学校	
		円 厘	附 記	円 厘	附 記
歳入	第一款 財産ヨリノ収入	186,076		263,500	
	1 小 作 料	119,300	所有地 4 町 2 反 2 畝14歩の小作料	177,600	所有地 6 町 5 反 1 畝14歩の小作料
	2 公債・貸付金ノ利子	66,776	貸付金463円75銭 3厘の利子	85,960	貸付金717円利子
歳入の部	第二款 雑 収 入	73,417		122,698	
	1 授 業 料	38,274		70,125	
	2 利 息 滞 納 金	35,143		52,573	
	合 計	259,493		386,258	
歳出の部	第一款 学 校 費	198,150		309,900	
	1 諸 給 料	180,000	校長給15円、職員給153円 小使給12円	284,900	校長給15円、教員給257円90銭 小使給12円
	2 諸 品 修 繕 費	4,500	椅子腰掛の修繕	5,000	
	3 備 品 修 繕 費	2,000		4,000	
	4 消 耗 品 買 入 費	5,150		8,000	
	5 書 籍 購 入 費	2,000	参考書	2,000	参考書
	6 雑 費	4,500	教員慰勞費及生徒賞与費	6,000	教員慰勞費及生徒賞与費
	第二款 諸税金及び財産取扱費	61,143		74,358	
	1 所 有 地 税	37,467		43,485	
	2 地 方 税	13,676		15,873	
	3 地 所 取 扱 其 他 雑 費	10,000		15,000	
	合 計	259,293		384,258	

(第三表つづき)

歳入出	学校名	明治22年度決算 生見尋常小学校	
		円 厘	附 記
歳入の部	第一款 財産ヨリノ収入 1 小作料 2 公債・貸付金ノ利子 第二款 雑収入 1 授業料 2 利息 合 計	132,735 83,950 48,785 133,894 39,000 94,894 266,629	所有地 3 町 9 畝11歩の小作料 貸付金406円の利子
歳出の部	第一款 学 校 費 料 1 諸 給 料 2 諸 旅 給 料 3 備 品 修 繕 費 4 消 耗 品 買 入 費 5 書 籍 購 入 費 6 雑 費 第二款 諸税金及び財産取 投費 1 所 有 地 国 税 2 地 方 税 村 税 3 地 所 取 扱 其 ノ 他 雑 費 合 計	232,500 213,300 4,500 2,000 5,200 3,000 4,500 42,176 16,038 16,138 10,000 274,6736	校長給15円、職員給182円40銭 小便給15円90銭 椅子、腰掛 参考書 教員慰勞、生徒賞与

(第四表) 明治45年度学校財政(科目別財政収入)

科目	金額	説明
村税	15,254.813	47パーセントの高率を占めているがその主体は戸数割の11,569円5銭6厘で、その他地価割営業割の順となっている。
郡費補助金	70.000	
県税交付金	244.493	府県税徴収法第1条第2項により県税徴収額の $\frac{4}{100}$ の額である。
国庫交付金	117.123	国税徴収法第5条第2項により、地租徴収額の $\frac{7}{1000}$ に相当する額である。
県税補助金	941.465	市町村伝染病予防費補助規定第1条による衛生費補助および公有林野植樹補助金である。
前年度繰越金	1,380.000	
雑収入	700.180	
使用料・手数料	180.500	
財産収入	13,054.948	41パーセントの高率を占めている。小作米代金2,516円5銭と貸付金および株券の利子10,170円33銭6厘がその主なものである。小作地は11町9反8畝2歩であった。

第二節 大正時代の財政

明治の後期以降に勃興^{ぼっこう}してきた各種の産業は、大正時代になつてますます隆昌^{りやう}発達充^{ちゆう}されてきた。わが喜入村でも五つの産業組合を中心として耕地整理組合・養蚕組合・煙草耕作組合・園芸組合・馬匹^{ばひつ}組合・漁業組合などの各部門、ごとの組合が結成され品種改良・生産技術の改善向上に努力した。

また教育の面においても明治末期以来^{とみ}頓に教育熱は急上昇し、義務教育の延長・高等科の設置などとして現れてきた。

まず大正五年(一九一六)、中名小学校に実業補習学校が併設されたのを皮切りに、各校区に次々に開設され、勤労青年の教養の高揚が図られた。大正十三年(一九二四)には、村立の実科高等女学校も設立されて女子の中等教育も実現した。このように諸産業の発展振興、教育熱の向上により、村の財政を著しく膨張させることになった。

さらに第一次世界大戦後の全国的な経済界・産業界の

活況は、ついに物価の急騰を招き必然的に村の財政の拡大膨張を余儀なくさせる結果となった。残念ながら大正時代の財政状況は、資料の不備、不足のため、これ十分に詳らかにすることはできないが、次の大正十三年（一九二四）度の歳入・歳出の決算で、大体の状況は類推できるであろう。なお、歳入・歳出の内訳は、次のページ以降に掲載する。（A表）

◎大正拾参年度鹿儿岛県揖宿郡喜入村歳入歳出決算

△歳 入	
一、金 拾万六千参百五拾壹円	歳入予算高
一、金 拾壹万千弍百五拾七円七拾九銭八厘	歳入決算高
△歳 出	
一、金 九万九千九百参拾四円	歳出経常部予算高
一、金 八万五千参百五拾八円拾七銭	全上決算高
一、金 壹万四千四百拾七円	歳出臨時部予算高
一、金 壹万四千五百五拾六円四拾九銭	全上決算高
合計金拾万六千参百五拾壹円	歳出予算高
合計金九万九千五百拾四円六拾六銭	同上決算高

歳入、出差引金 壹万七千七百四拾参円拾参銭八厘
 内壹万七千七百四拾参円拾参銭八厘年度へ繰越金
 八厘ハ基本財産へ編入

(A表) 歳入決算 (大正13年度)

科 目	予 算 高	決 算 高	増 △ 減	附 記
△財産ヨリ生スル収入	11,676.000	11,473.300	△202.700	
1 基本財産収入	11,676.000	11,473.300		
△使用料及手数料	486.000	596.310	110.310	
1 手数料	482.000	591.050	109.050	
2 使用料	4.000	5.260	1.260	
△交付金	1,775.000	1,736.190	△38.810	
1 国税徴集交付金	968.000	965.870	△21.30	
2 県税徴集交付金	807.000	770.320	△36.680	
△報償金	23.000	23.200	200	
1 報償金	23.000	23.200		
△国庫下渡金	9,951.000	10,023.400	72.400	
1 義務教育費下渡金	9,951.000	10,023.400	72.400	
△県補助金	1,880.000	1,187.580	△692.420	
1 伝染病予防費補助	24.000	66.580	42.580	
2 トラホーム予防費補助	16.000		△16.000	
3 実業補習学校費補助	1,600.000	1,029.000	△571.000	
4 小学校教育住宅費補助	240.000		△240.000	
5 煙草作奨励補助		80.000	80.000	
6 図書館費補助		12.000	12.000	
△寄附金	38.000	70.140	32.140	
1 借地料指定寄附	38.000	28.140	△9.860	
2 喜入尋常高等小学校教員俸給寄附		42.000	42.000	
△財産売払代	5.000		△5.000	
1 土地売払代	5.000		△5.000	
△繰越金	5,696.000	13,589.288	7,893.288	
1 前年度繰越金	5,696.000	13,589.288	7,893.288	
△雑収入	1,720.000	814.720	△905.280	
1 役場雑入	88.000	16.050	△71.950	
2 小学校雑入	70.000	89.400	19.400	
3 伝染病院雑入	171.000		△171.000	
4 諸雑入	1,065.000	692.710	△372.290	
5 繰越金戻入	5.000		△5.000	
6 過年度収入	321.000	16.560	△304.440	
△村税	73,101.000	71,743.670	△1,357.330	
1 地租附加税	5,430.000	5,402.400	△27.600	
2 国税営業税附加税	969.000	965.140	△3.860	
3 所得税附加税	402.000	296.860	△105.140	
4 鉦業税附加税	40.000	44.550	4.550	
5 砂鉦区税附加税	1.000	300	△700	
6 戸数割附加税	57,384.000	57,360.230	△23.770	
7 県税営業税附加税	1,512.000	1,448.010	△63.990	
8 県税雑種税附加税	7,363.000	6,226.180	△1,136.820	
歳入合計	106,351.000	111,257.798	4,906.798	

第二章 財 政

歳出決算 (大正 13 年度)

科 目	予 算 高	決 算 高	増 △ 減	附 記
△役 場 費	14,299.000	13,888.630	△410.370	
1 報 給 酬	1,635.000	1,632.810	△2.190	
2 給 料	7,992.000	7,848.160	△143.840	
3 雜 給	3,329.000	3,035.570	△293.430	
4 需 要 費	1,298.000	1,344.260	46.260	
5 修 繕 費	45.000	27.830	△17.170	
△会 議 費	376.000	257.170	△118.830	
1 費 用 弁 償	345.000	234.000	△111.000	
2 需 要 費	6.000	440	△5.560	
3 修 繕 費	25.000	22.730	△2.270	
△土 木 費	615.000	535.800	△79.200	
1 治 水 堤 防 費	250.000	171.600	△78.400	
2 道 路 橋 梁 費	365.000	364.200	△800	
△喜入尋常高等小学校費	17,805.000	17,579.910	△225.090	
1 給 料	13,836.000	13,640.610	△195.390	
2 雜 給	1,587.000	1,522.540	△64.460	
3 需 要 費	2,008.000	1,987.610	△20.390	
4 修 繕 費	359.000	414.150	55.150	
5 児 童 獎 励 費	15.000	15.000		
△瀬々申尋常高等小学校費	9,475.000	9,316.180	△158.820	
1 給 料	7,230.000	7,109.160	△120.840	
2 雜 給	664.000	658.580	△5.420	
3 需 要 費	1,386.000	1,360.120	△25.880	
4 修 繕 費	150.000	143.600	△6.400	
5 児 童 獎 励 費	45.000	44.720	△280	
△中名尋常高等小学校費	8,630.000	8,261.180	△368.820	
1 給 料	6,336.000	5,997.400	△338.600	
2 雜 給	635.000	610.110	△24.890	
3 需 要 費	1,411.000	1,414.500	3.500	
4 修 繕 費	338.000	329.420	△8.580	
5 児 童 獎 励 費	10.000	9.750	△250	
△前之浜尋常高等小学校費	11,916.000	11,543.730	△372.270	
1 給 料	9,204.000	8,811.890	△392.110	
2 雜 給	820.000	819.150	△850	
3 需 要 費	1,585.000	1,565.510	△19.490	
4 修 繕 費	292.000	340.740	48.740	
5 児 童 獎 励 費	15.000	6.440	△8,560	
△生見尋常高等小学校費	9,512.000	9,308.090	△203.910	
1 給 料	7,068.000	6,842.990	△225.010	
2 雜 給	722.000	716.830	△5.170	
3 需 要 費	1,352.000	1,359.530	7.530	
4 修 繕 費	345.000	363.740	18.740	
5 児 童 獎 励 費	25.000	25.000		

△小学校共通費		2,618.000	2,276.810	△341.190
1 雑 給	料	1,921.000	1,705.390	△215.610
2 需 要	費	254.000	220.060	△33.940
3 教員恩給基金納金		443.000	351.360	△91.640
△喜入実業補習学校費		1,865.000	1,848.890	△16.110
1 給	料	1,500.000	1,496.000	△4.000
2 雑 給	給	232.000	223.000	△9.000
3 需 要	費	133.000	129.890	△3.110
△瀬々申実業補習学校費		507.000	479.640	△27.360
1 給	料	360.000	358.500	△1.500
2 需 要	費	147.000	121.140	△25.860
△中名実業補習学校費		1,656.000	1,584.290	△71.710
1 給	料	1,380.000	1,343.700	△36.300
2 雑 給	給	109.000	99.560	△9.440
3 需 要	費	167.000	141.030	△25.970
△前之浜実業補習学校費		1,620.000	1,590.720	△29.280
1 給	料	1,320.000	1,311.330	△8.670
2 雑 給	給	109.000	100.530	△8.470
3 需 要	費	191.000	178.860	△12.140
△生見実業補習学校費		488.000	452.510	△35.490
1 給	料	360.000	335.100	△24.900
2 需 要	費	128.000	117.410	△10.590
△実業補習学校共通費		72.000	125.610	53.610
1 雑 給	給	72.000	70.000	△2.000
2 教員恩給基金			55.610	55.610
△喜入実科高等女学校費		4,767.000	3,762.650	△1,004.350
1 給	料	2,880.000	2,126.650	△753.350
2 雑 給	給	820.000	570.050	△249.950
3 需 要	費	1,067.000	1,065.950	△1.050
△図書館費		100.000	112.200	12.200
1 図 書	費	100.000	106.000	6.000
2 需 要	費		6.200	6.200
△伝染病予防費		157.000	27.350	△129.650
1 給	料	68.000	40.000	△28.000
2 雑 給	給	27.000	180	△26.820
3 需 要	費	62.000	23.170	△38.830
△伝染病院費		1,288.000	40.040	△1,247.960
1 給	料	200.000		△200.000
2 雑 給	給	399.000	5.000	△394.000
3 需 要	費	679.000	5.150	△673.850
4 修 繕	費	10.000	29.890	19.890
△衛生諸費		86.000	86.400	400
1 トラホーム予防費		86.000	86.400	400
△勸業諸費		121.000	127.060	6.060
1 害虫駆除予防費		22.000	20.200	△1.800
2 奨 励	費	99.000	87.840	△11.160
3 獣 疫 予 防	費		19.000	19.000

第二章 財 政

△救助費	21.000		△21.000
1 貧困者救助費	5.000		△5.000
2 罹災救助費	16.000		△16.000
△警備費	632.000	426.900	△205.100
1 雜費	508.000	320.900	△187.100
2 需要給費	124.000	106.000	△18.000
△財產費	1,294.000	1,128.720	△165.280
1 管理費	1,104.000	1,039.930	△64.070
2 維持費	190.000	88.790	△101.210
△諸稅及負擔	461.000	456.860	△4.140
1 諸稅	461.000	456.860	△4.140
△神社費	120.000	120.000	
1 神饌幣帛料	120.000	120.000	
△雜支出	363.000	27.030	△335.970
1 繰替金	363.000		△363.000
2 過年度支出		27.030	27.030
△予備費	1,070.000		△1,070.000
1 予備費	1,070.000		△1,070.000
○經常部合計	91,934.000	85,358.170	△6,575.830
△土木部	87.000		△87.000
1 道路橋梁費	87.000		△87.000
△尋常高等小学校營繕費	1,070.000	1,047.330	△23.670
1 建築費	970.000	950.380	△19.620
2 修繕費	100.000	96.950	△3.050
△実科高等女学校營繕費	6,129.000	6,123.360	△5.640
1 建築費	6,129.000	6,123.360	△5.640
△財產費	3,000.000	3,000.000	
1 土地購入費	3,000.000	3,000.000	
△寄附建築費	690.000	690.000	
1 寄附建築費	690.000	690.000	
△訴訟費	10.000		△10.000
1 訴訟費	10.000		△10.000
△補助費	1,927.000		△1,927.000
1 勸業補助費	446.000	444.000	△2.000
2 県道敷地被買者補助	107.000		△107.000
3 教育補助費	864.000		
4 聯合青年會補助	200.000		
5 兵事會費補助	150.000		
6 産業組合理部會費補助	160.000		
△勸業諸費	404.000	377.800	△26.200
1 奨励費	404.000	377.800	△26.200
△雜支出	1,100.000	1,100.000	
1 基本財産繰入	300.000	300.000	
2 選奨費	800.000	800.000	
○臨時部合計	14,417.000	14,156.490	△260.510

(B表) 明治45年度と大正13年度決算比較表

科目 年度	役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	救助費	警備費	勸業費
明治 45	4,299. 66	100. 40	36. 21	6,991. 30	106. 55	17. 00	292. 75	1,822. 20
大正 13	13,888. 63	235. 17	535. 80	75,822. 86	153. 79	0	426. 90	12,688. 60

科目 年度	諸税及 負担	財産費	蓄積費	社 社 供進費	予備費	雑支出	合 計
明治 45	1,308. 70	2,109. 67	612. 48	28. 00	309. 00		31,240. 05
大正 13	456. 86	4,128. 72	0	120. 00	0	2,391. 71	99,514. 66

大正十三年（一九二四）度の本村の基本財産は次のとおりであった。

- ・村基本財産蓄積金は、一、三〇五円六六銭
- ・村救荒予備蓄積金が、二六〇円八五銭

合計金 一、五六六円五一銭

またこの（B表）明治四十五年（一九二二）と大正十三年（一九二四）の決算比較表で見られるように、明治四十五年（一九二二）度においては、収入総額に占める村税の割合は四七・七パーセントであったものが、大正十三年（一九二四）度には六四パーセントに増加している。村税の科目別では、戸数割附加税がその主体をなし、五七、三六〇円二三銭で村税総額に占める割合は、八〇パーセントの高率となっている。

歳出状況は、前にも記したように各種産業の勃興、教育熱の高揚によって必然的に財政の膨張を余儀なくされその結果大正末期における歳出の総額は、明治末期の歳出額の約三倍にも達する額に激増している。

第三節 昭和時代の財政

一 昭和初期の財政

大正十五年（一九二六）と昭和二年（一九二七）の税制改正の中で市町村税関係の主な改正事項は次のようなものであった。

○府県税・家屋税が新設されることとなり、これに対して市町村は、付加税の賦課ができることになったこと。

○従来ので府県税戸数割を市町村の独立税とし、課率は原則として町村税予算総額の百分の六〇を限度としたこと。

○府県税に特別地税が新設され、市町村は本税の百分の八〇以内の特別地税付加税を賦課することができるようになったこと。

○国税の営業収益税付加税の制限率が引き下げられたこと。

○市町村の所得稅付加税は府県に移してその税率を引

き下げたこと。

昭和四年（一九二九）にアメリカ合衆国で起こった世界恐慌の波は、ついにわが日本の経済界にも波及、大きな影響を与え、その経済不況は市町村の財政を窮迫に追い込み、市町村行政にも大きな支障をもたらした。加えて自然の災害も農村の疲弊に追い打ちをかけ、大打撃をうける結果になった。

二 戦争下の財政

昭和十二年（一九三七）には日華事変が勃発、やがて昭和十六年（一九四一）の十二月になると太平洋戦争へと発展、万事は戦争遂行の完全な戦時体制下へと突入した。

このため市町村財政にも大きな影響を及ぼし地方財政は圧迫され大きな負担となってきた。昭和十五年（一九四〇）三月には、地方団体間の財政力の不均衡を是正し、地方財政を確保する目的で地方税の体系改正が行われた。この改革で地方税の体系は、県および市町村が付加税や独立税として直接課税するものと、国が徴収した特定の租税を地方分与税として交付する間接的なものに

分けられることとなった。昭和十五年（一九四〇）以降は、義務教育費が県の負担となり、また教員の給料も県費支出と変わったので各市町村の教育費は半減してきた。

三 昭和時代 二十年以降の財政

太平洋戦争の終わった翌昭和二十一年（一九四六）十一月、新憲法が公布、ついで翌同二十二年（一九四七）四月、地方自治法が制定され、これに伴って地方財政制度も逐次改正改善されてきた。昭和二十三年（一九四八）七月には、次のような地方財務規則と地方財政法が制定された。その財政面の改正点は、次のとおり。

- 地方債の起債は所管行政庁の許可を要しない。
- 継続費を認める。
- 暫定予算を認める。
- 地方議会に予算の増額修正を認める。
- 監査委員を設置する。
- 年二回以上財政事情を公表する。
- 国の委任事務については財源は国が必要な措置をする。

○ 宗教団体等に公金を支出してはならない。

また、この地方財政法の骨子は、次のようなものであった。

- 地方団体の経費は、必要最小限度にとどめる。
- 寄付金を住民に割当強制徴収してはならない。
- 特別な場合を除き歳出は地方債以外の歳入をもつてその財源とする。
- 政令で定める公営企業は特別会計とし、独立採算制を建前とする。
- 剰余金はその半分以上を債務の償還に充てること。
- 国の財政と地方の財政との関係についてその費用の負担区分を明確にすること。
- 以上のような地方財政制度の整備とともに、地方税法も数次にわたり改正が加えられたが、その主な点は、三月と七月の改正で、次のようなものであった。
- 地租・家屋税・営業税の三税を府県の独立税とし、市町村はこれに付加税を課する。
- 国税たる釵区税・遊興税ゆうきょうを地方に委譲する。
- 全国共通性のある税を法定独立税とし、府県では、不動産取得税・電話加入権税・軌道税・入場税・自

自動車税・船舶税を、また市町村には、船税・広告税を新たに法定独立税として追加した。

○住民税の一人平均賦課額を府県民税は一二〇円、市町村民税を八〇円に倍増した。

○従来の還付税の名称を廃止して、分与税の財源を増強した。

○国税たる入場税と狩猟免許税を地方に委譲した。

○府県に新たに事業税・特別所得税・鉱産税・酒消費税・電気ガス税・木材取引税を設けた。

○市町村に新たに使用人税・余裕住宅税を設け、府県独立税に対し同率程度の付加税を賦課することができさる。

○地租・家屋税・住民税・不動産取得税・鉱区税を増税することにした。

○府県税の芸妓税は廃止し、市町村に接客人税として芸妓・ダンサーなどにも課税し得るほか、自動車税・荷車税・金庫税も賦課できるようにした。

○課税に対する監督官庁の許可権限を廃止して罰則を強化した。

○地方分与税を廃止して配付税に改め、市町村への配

付額を増額した。

以上のような大改正によって国税に対する府県の付加税を廃止し、多くの税種を新設して税源を広くし、大衆課税の方法を採用することにした。

また昭和二十四年（一九四九）の二月には、アメリカのドッジ公使が来日し、日本経済安定の九原則を指示し、三月には、それを具体化した昭和二十四年度超均衡予算を日本政府におしつけた。続いて五月には、さらにシャープ博士が来日し、いわゆる「シャープ勧告」が行われた。この勧告の税制改革のねらいは、地方に独立財源を与え、地方財政の自立化をはかることであった。すなわちドッジラインの強化であり、歳入面の抜本的改革がそのねらいであった。その内容の大略は次のようなものであった。

○独立税主義を採りいれ、都道府県は事業税・入湯税・遊興飲食税を、また市町村は住民税と固定資産税を税制の根幹とした。

○地方配付税の代わりに地方財政平衡交付金制度も採り入れ、各地方団体の基準財政需要額と基準財政収入額の差額を普通交付税として国が交付する。

この改革による地方税体系の市町村税は次のとおり

なった。

- ・市町村民税
- ・固定資産税
- ・自転車税
- ・荷車税
- ・電気ガス税
- ・鉱産税
- ・木材引取税
- ・広告税
- ・入湯税
- ・接客人税
- ・法定外普通税(犬税)
- と

目的税の水利地益税

やがて昭和三十年代になると、わが国の経済は、急速に進展し世界にも稀まれな高度成長をとげ、国民所得は急に大きく伸張した。

昭和四十二年(一九六七)十一月には、本町に世界最大を誇る日本石油喜入基地(センター・ターミナル・ステーション)の建設工事が着工、同四十四年(一九六九)九月には操業を開始した。これによる特別とん譲与税収入額は、次の表のとおりで、町の財政に大きく貢献している。

特別とん譲与税 (千円)

年 度	収入額
昭和44	30,808
45	66,711
46	68,748
47	113,985
48	152,652
49	145,638
50	159,580
51	189,208
52	193,284
53	196,129
55	290,823
57	174,907
59	191,601
61	179,378
63	131,017

次ページの年次別歳入歳出決算状況表(昭和の一桁代は資料不足のため省略、十年代は十年度、二十年代は二十年度、二十一年度、二十三年度、二十五年度、三十年代は三十年度、三十五年度、四十年代は四十年度、四十五年度、四十八年度、五十年代は五十年度、五十二年度、五十三年度分)から大要が察知できるように、この昭和時代の財政は、時勢の進展、社会情勢の変化、経済状態の変動、生活文化の変遷などによってますます膨張増大してきた。

特に終戦後は、地方制度の改正が着々と進み、住民の福祉に直結する自治行政が推進され、諸施策が実施されてきた。すなわち文化の発展、生活の向上、環境の整備、学校などの諸施設設備の充実等々、町民の福祉は、年とともにますます充実し、増進向上してきた。これらの成果は、町内道路の近年の拡幅舗装の状況、学校校舎の整備、体育館、プールなどの近代的施設設備の普及充実、図書館、武道館、町民会館、各地区公民館、憩いの家、老人ホーム、歯科診療所などの新設完備、薬剤撒布、塵芥処理、し尿処理場などの保健衛生対策の整備充実、水道設備や学校給食センターの完備、救急車、消防署の

第二章 財 政

歳入歳出決算状況 (昭和10年~25年)

年度別 科目別		昭和10 (単位千円)	昭和20 (単位千円)	昭和21 (単位千円)	昭和23 (単位千円)	昭和25 (単位千円)
歳 入	村 税	67	132	381	8,374	2,873
	国 県 税 附 加 税		22			606
	独 立 税		20			7,668
	地 方 配 付 税		90			10,135
	公 営 企 業 財 産 収 入	18	10	452	253	242
	使 用 料 及 び 手 数 料	1	1	6	46	391
	国 庫 支 出 金	37	46	390	5,456	10,803
	県 支 出 金	7	2	29	761	504
	寄 附 金		3	170	1,701	120
	繰 越 金	14	35	43	223	2,283
	雑 収 入	1	22	8	32	367
	財 産 売 払 代 金		1			
	村 債	1		123	1,490	2,300
歳 入 合 計	146	384	1,602	18,336	38,292	
歳 出	議 会 費	1		3	265	614
	役 場 費	18	91	373	4,347	7,032
	消 防 費	1	14	10	265	788
	土 木 費	8	1	2	172	5,955
	教 育 費	92	43	407	6,960	11,145
	社 会 及 び 労 働 施 設	1	2	174	2,273	3,372
	保 健 衛 生	1	2	17	157	433
	産 業 経 済	6	2	44	904	1,866
	財 産	2	3	14	197	431
	統 計 調 査	1	7	7	169	188
	選 挙	1		6	168	356
	公 債	1	6	7	139	510
	諸 支 出 金	1	2	47	1	3
	神 社 費		2			
	地 方 改 良		1			
	負 担 金			6		
	戦 時 特 別 費		6			
寄 附 金						
補 助 金		7				
歳 出 合 計	134	189	1,111	16,017	32,693	

歳入歳出決算状況 (昭和30年～40年)

年度別		昭和30	昭和35	年度別		昭和40
科目別		(単位千円)	(単位千円)	科目別		(単位千円)
歳入	町 税	15,622	19,834	町 税	25,723	
	地方交付税	1,266	24,189	地方交付税	75,377	
	公営企業及び財産収入	5,737	13,397	分担金及び負担金	808	
	分担金及び負担金		34	使用料及び手数料	1,142	
	使用料及び手数料	1,041	1,294	国庫支出金	7,543	
	国庫支出金	8,832	5,662	県支出金	19,704	
	県支出金	1,373	2,853	財産収入	21,264	
	寄附金	416	625	寄附金	1,480	
	繰入金			繰越金	7,170	
	繰越金	3,692	3,782	諸収入	2,521	
	雑収入	679	2,188	町 債	1,249	
	町 債	3,800	5,400			
	歳入合計	42,458	79,258	歳入合計	163,981	
歳出	議会費	1,201	2,002	議会費	5,871	
	役場費	9,735	14,313	総務費	31,859	
	消防費	3,270	2,002	民生費	5,959	
	土木費	10,062	3,986	衛生費	4,001	
	教育費	8,035	21,354	労働費	18	
	社会及び労働施設	318	400	農林水産業費	37,292	
	保健衛生費	4,716	1,433	商工費	582	
	産業経済費	4,824	12,264	土木費	9,391	
	財産費	3,696	7,247	消防費	4,853	
	統計調査費	101	260	教育費	37,534	
	選挙費	422	633	災害復旧費	4,641	
	公債費	1,871	3,733	公債費	6,386	
	諸支出金	679	4,766	諸支出金	3,960	
	予備費	0	0			
	歳出合計	48,930	74,393	歳出合計	152,347	

第二章 財 政

歳入歳出決算状況 (昭和45年～53年)

年度別		昭和45	昭和48	昭和50	昭和52	昭和53
科目別		(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)
歳入	町 税	187,870	305,615	515,252	654,162	677,048
	地方譲与税	66,711	157,806	170,372	214,812	218,105
	自動車取得税交付金	2,755	5,376	9,787	12,201	14,407
	地方交付税	42,555	38,011	2,194	116,725	236,886
	交通安全対策特別交付金	140	782	1,293	1,453	1,493
	分担金及び負担金	3,912	12,449	13,116	18,262	27,233
	使用料及び手数料	1,630	2,357	2,589	4,474	13,612
	国庫支出金	27,737	92,335	147,965	297,518	468,861
	県支出金	16,705	73,705	64,903	90,650	285,278
	財産収入	34,021	59,115	34,086	27,572	35,168
	寄附金	0		1,430		
	繰越金	24,953	47,000	57,568	79,335	34,830
	繰入金	0	50,903	35,500	48,378	141,867
	諸収入	19,422	5,659	47,327	72,268 (含寄附金)	52,944
	町債	10,800	63,800	70,400	187,500	572,400
歳入合計	439,211	914,913	1,173,782	1,825,310	2,780,132	
歳出	議会費	11,351	25,000	34,057	53,583	47,931
	総務費	112,907	172,942	209,289	347,222	469,266
	民生費	42,670	198,853	250,370	317,394	358,320
	衛生費	11,213	34,386	62,299	111,462	560,132
	労働費	23	23	48	59	39
	農林水産業費	54,812	119,360	139,729	200,858	268,766
	商工費	1,481	2,494	6,407	3,305	5,310
	土木費	23,712	77,246	69,638	165,252	192,345
	消防費	9,407	15,124	37,048	62,874	167,363
	教育費	91,204	161,676	236,419	407,572	511,525
	災害復旧費	7,685	4,458	15,311	50,413	39,664
	公債費	9,583	17,495	29,544	43,860	71,954
	諸支出金	11,100			6,626	12,703
歳出合計	387,148	829,057	1,090,159	1,770,480	2,705,318	

歳入歳出決算状況 (昭和55年～63年)

年度別		昭和55	昭和57	昭和59	昭和61	昭和63
科目別		(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)
歳入	地方税	939,416	994,085	1,014,232	1,065,657	1,118,577
	地方譲与税	323,960	210,196	228,272	216,065	170,783
	特別とん譲与税	290,823	174,907	191,601	179,378	131,017
	消費・自動車重量・地方道路	33,137	35,289	36,681	36,687	39,776
	利子割交付金					4,375
	ゴルフ場利用税交付金					
	自動車取得税交付金	14,518	15,524	16,478	17,092	20,598
	地方交付税	172,750	360,538	521,146	583,040	866,216
	普通交付税	132,811	314,887	477,187	531,902	800,383
	特別交付税	39,939	45,651	43,959	51,138	65,833
	交通安全対策特別交付金	779	870	1,245	938	2,551
	分担金及び負担金	44,805	44,444	43,813	55,294	55,660
	使用料及び手数料	73,643	80,340	79,799	31,158	29,045
	国庫支出金	359,424	241,038	259,685	136,021	158,259
	県支出金	434,093	389,290	381,713	331,731	416,903
	財産収入	23,320	26,972	43,509	137,295	52,053
	寄付金	52,450	309,727	1,960	5,100	28,750
繰入金	364,000		360,516	89,603	214,807	
繰越金	75,839	62,997	47,294	51,844	61,591	
諸収入	18,608	10,311	16,588	65,493	25,537	
地方債	478,400	59,700	262,600	117,100	240,000	
新日本石油基地関係	969,460	833,423	836,807	795,738	739,707	
合計	3,376,005	2,806,032	3,278,850	2,903,431	3,465,705	
日石基地関連の占める割合	28.7%	29.7%	25.5%	27.4%	21.3%	
歳出	議会費	58,746	62,818	69,942	75,449	80,258
	総務費	637,951	751,567	812,495	614,401	706,683
	民生費	390,326	449,801	337,579	336,823	347,577
	衛生費	168,008	186,988	185,917	139,575	194,022
	労働費	39	20	22	25	40
	農林水産費	410,686	404,397	399,174	377,845	573,051
	商工費	5,542	5,939	5,997	6,545	9,671
	土木費	205,950	159,465	273,876	265,610	358,586
	消防費	102,756	113,865	137,987	166,067	170,712
	教育費	842,111	285,698	569,449	361,339	422,980
	災害復旧費	68,204	38,342	46,697	34,766	6,931
	公債費	166,885	242,441	281,846	284,406	268,284
	諸支出費	10,258	20,715	57,404	93,670	211,111
	歳出合計	3,067,462	2,722,056	3,178,385	2,756,521	3,349,906

新設、諸団体の育成に対する援助等々は、財政の膨張増大の成果と事実を物語っている。

第四節 平成の財政

一 平成期の一般会計歳入の推移

平成になってからの歳入決算額の推移は第一表のとおりである。

平成元年（一九八九）度の決算額は四二億一、五三〇万八、〇〇〇円であり、この年度より、町有林を貸し付けオープンしたゴルフ場利用に係るゴルフ場利用税交付金が創設され六四六万三、〇〇〇円が交付されている。

また、平成九年（一九九七）度から地方分権・地域福祉の充実など地方税源の充実を図るため、消費譲与税に代えて地方消費税交付金が創設され二、三〇七万九、〇〇〇円が交付されている。

平成期の歳入決算額を見ると平成八年（一九九六）度の六六億七、八七九万円が最高で、平成二年（一九九〇）度の四一億三、三〇一萬一、〇〇〇円が最少である。

なお、平成十三年（二〇〇一）度の決算額は、五六億一、四二九万九、〇〇〇円となり、今後も町税収入などの歳入の増加は期待できないなど厳しい状況にある。

この歳入に占める新日本石油基地㈱関連の歳入の依存度は大きく、平成元年（一九八九）度は、特別とん譲与税一億三、一八五万二、〇〇〇円を含め関連決算総額が、七億六八三万五、〇〇〇円で歳入全体の一六・八%を占めている。

平成十二年（二〇〇〇）度の基地関連額は八億九二〇万二、〇〇〇円で、歳入全体の一四・六%で、平成期の新日本石油基地㈱関連の歳入決算の占める割合は一二%から一七%の範囲で推移しており、本町にとつて安定した歳入財源となっている。

このことは、第二表の税別の収入状況においても顕著で、たとえば平成元年（一九八九）度において町民税収入額三億三、三〇六万六、〇〇〇円のうち、新日本石油基地㈱関連の税収は一億二、二九一萬二、〇〇〇円となり、町民税収入額の三七%を占めている。また、固定資産税六億八、二三五万三、〇〇〇円のうち新日本石油基地㈱関連の固定資産税四億四、六二〇万六、〇〇〇円で、

六五%を占めている。

一 平成期の一般会計歳出の推移

平成期の歳出決算の状況は第三表のとおりである。平成元年（一九八九）度の決算額は四〇億八、七二九万五〇〇〇円である。また、平成十三年（二〇〇二）度は五四億四、三二八万三、〇〇〇円となっている。

この平成期の歳出面では、平成元年（一九八九）度に塵芥処理場建設費として五億六、五七四万二、〇〇〇円が歳出されている。

平成三年（一九九二）度は、八幡川河口開発事業の一環としてマリンプリア喜入の道路整備、多目的温泉保養館の新築が進められ、マリンプリア喜入建設事業債三億八、六六〇万一、〇〇〇円をはじめ一五件の起債がなされ、平成四年（一九九二）度末の町債残額は三五億七〇八万円の前年度に対して六億九、八〇三万六、〇〇〇円の増となっている。

平成八年（一九九六）度には、老人ホームの移転新築、平成十一年（一九九九）度に学校給食センターの移転新築が行われている。

平成の一三年間に、歳出面では、民生費は、平成元年（一九八九）度の三億四、五六〇万一、〇〇〇円から、九億五、一一九万三、〇〇〇円の約一七五%増となったほか、衛生費は、平成元年度の七億二、九七一万一、〇〇〇円から、一一億五、一一九万七、〇〇〇円の約五八%増となっている。これに伴い公債費は、平成元年度の二億八、一一六万六、〇〇〇円から七億一、四三〇万円の一五四%増となっている。

なお、平成十四年（二〇〇二）度の自主財源と依存財源構成図は第四表となり、性質別歳入・歳出の構成図は第五・六表に示すとおりである。

三 財政規模および財政力等の状況

平成期の財政規模および財政力等の状況は第七表に示すとおりである。

この表に示された項目のうち、まず実質収支比率が財政の健全性を確保するため、実質収支額が黒字であることが必須の条件となる。その黒字額は標準財政規模に対する実質収支の割合が標準値三%〜五%程度が望ましいとされている。

この数値は本町では四・五%〜六・九%の範囲で推移している。平成十一年（一九九九）度から二年連続で標準値をこえていたが、平成十三年（二〇〇一）度には、四・六%の標準値となっている。

財政の健全性を示す他の指標として、経常収支比率があげられ、財政構造の弾力性を示す指標として使われ、経常経費充当一般財源を経常一般財源額で除して一〇〇を乗ずることで求められる。

経常経費である人件費、扶助費、公債費などの義務的経費に、町税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかという割合で、当該団体の、財政構造の弾力性を判断することができる。

この数値は、平成元年（一九八九）から平成五年（一九九三）度にかけては、標準値以下であり、これ以降は漸増し、標準値内の指数となり、ついに、平成九年（一九九七）度を境に適正とされる標準値（七〇%〜八〇%）を超え、なお、経常収支比率は上昇し平成十三年（二〇〇一）度では八二・八%となっている。このことは財政の弾力性が年々厳しい状況に推移していることを示している。

また、地方公共団体の財政力の度合いを求めるものに財政力を示す指標が財政力指数であるが、この数値は一に近くあるいは、一を超えるほど財源に余裕があり、財政力が強くそれだけ余裕がある財源を確保していることを示すことになるものである。

この数値は、平成元年（一九八九）度には、〇・五四であったが、年々漸減の傾向にあり、平成十三年（二〇〇一）度は、〇・四二まで低減してきている。

この指数の推移に示すとおり、平成十三年度の財政収支では単年度収支マイナス八、二七二万九、〇〇〇円で、基金積立金をプラス要素とし、基金取り崩しをマイナス要素とした実質単年度収支はマイナス一億九、二〇〇万二、〇〇〇円となった。このように平成に移行してから黒字であったのは、平成二年・六年・十二年の三年度のみで、他の年度は赤字額となっている。

四 町有財産

地方公共団体が所有する財産は公有財産と呼ばれ、行政目的のために供される行政財産とそれ以外の普通財産とに区分される。

(歳入)

第一表 科目別歳入決算の状況

(単位：千円)

区分	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
地方税	1,072,787	1,120,783	1,173,216	1,212,700	1,236,698	1,221,339	1,289,098	1,261,588	1,296,837	1,233,639	1,238,613	1,240,631	1,244,432	1,237,257
地方譲与税	210,206	238,604	222,612	240,328	251,841	283,168	244,929	232,896	195,538	176,382	219,794	265,217	224,047	263,890
特別と入譲与税	131,852	153,295	130,625	141,399	145,751	173,071	135,688	120,800	111,832	108,995	150,524	191,789	172,322	191,723
港費・自動車重量・地方道路	34,546	39,187	38,881	44,616	106,090	110,097	109,241	112,096	83,706	67,387	69,224	71,428	71,725	72,167
地方消費税	11,217	25,679	27,173	19,751	22,133	28,035	22,290	12,692	10,383	9,443	8,576	39,891	44,123	12,523
地方消費税交付金														
地方消費税交付金	6,463	22,452	26,512	25,134	26,911	25,998	24,619	24,525	24,115	100,566	93,210	96,124	92,682	81,492
ゴルフ場利用税交付金	22,455	23,465	26,422	26,004	26,807	29,179	27,785	28,137	26,316	25,494	23,664	24,461	24,236	20,519
自動車取得税交付金														
地方特例交付金											21,334	28,568	32,629	31,134
地方交付税	1,210,099	1,375,484	1,614,785	1,656,206	1,714,810	1,618,320	1,673,403	1,837,249	1,958,673	2,041,405	2,100,754	2,044,836	1,877,592	1,747,654
普通交付税	1,130,360	1,287,743	1,523,532	1,556,437	1,608,487	1,519,801	1,573,783	1,726,227	1,841,773	1,895,427	1,937,497	1,873,466	1,715,937	1,590,744
特別交付税	79,739	87,741	91,253	99,769										
交通安全対策特別交付金	2,190	2,388	2,534	2,508	2,592	0	2,521	2,717	2,561	2,452	2,550	2,078	1,984	1,929
分担金及び負担金	53,584	64,790	69,152	99,707	180,848	197,871	201,101	210,724	228,723	226,663	218,138	185,146	190,733	198,809
使用料及び手数料	31,708	35,589	31,508	56,114	98,836	118,982	108,651	105,823	106,459	105,393	102,354	102,090	97,267	102,909
国庫支出金	253,523	173,562	298,972	392,849	540,495	487,990	380,712	520,588	468,407	463,893	617,616	321,876	396,790	264,372
県支出金	392,675	489,490	466,652	653,889	609,798	598,369	512,440	616,920	563,099	514,583	508,361	548,187	432,626	475,284
財産収入	57,275	78,990	83,120	112,453	63,109	52,593	63,803	41,289	39,221	37,013	30,408	29,874	30,096	29,140
寄付金	36,850	2,850	2,880	10,477	2,850	3,850	2,980	6,550	3,150	4,250	2,850	19,150	3,000	2,270
繰入金	210,001	125,987	435,776	419,092	363,981	207,688	408,921	454,409	387,697	397,867	205,321	179,893	286,957	265,775
繰越金	57,341	64,013	78,794	101,584	67,214	75,405	105,298	77,998	70,000	45,001	111,354	30,001	33,855	39,572
諸収入	18,577	41,775	45,845	17,903	39,431	18,912	10,952	78,685	76,470	15,501	20,097	26,683	20,784	29,680
地方債	538,400	247,200	545,300	947,300	771,100	529,800	412,300	1,166,000	545,300	355,000	633,300	342,800	563,800	377,500
新日本石油関係の合計	706,835	703,755	812,958	810,609	845,823	869,459	846,022	801,808	785,223	711,272	740,158	800,202	759,851	792,042
合計	4,215,308	4,133,011	5,151,253	5,995,999	6,019,454	5,497,499	5,493,803	6,678,790	6,027,038	5,778,534	6,180,672	5,546,564	5,614,299	5,196,747
新日本石油基地開発関連の百の五割部分	16.8%	17.0%	15.8%	13.5%	14.1%	15.8%	15.4%	12.0%	13.0%	12.3%	12.0%	14.6%	13.5%	15.2%

第二表 町税収入状況

上段は新日本石油基地(株)関連の収入額を示す

(単位：千円)

区分	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
町民税	122,912	107,962	107,801	101,833	126,813	113,006	121,848	76,921	69,625	49,743	54,412	76,782	62,294	74,833
	333,066	339,843	371,799	390,724	413,275	372,151	402,504	371,436	401,545	335,382	334,560	363,715	342,518	346,212
固定資産税	446,206	442,498	449,672	457,926	446,882	449,645	463,288	479,150	477,724	451,324	414,958	410,419	402,301	398,283
	682,353	726,037	745,666	766,204	764,871	787,808	822,827	826,187	819,072	824,292	826,372	798,760	803,311	811,335
軽自動車税	13,160	13,828	14,309	14,540	14,807	15,643	16,243	16,899	17,821	18,624	19,392	20,140	21,063	21,964
たばこ税	34,608	41,075	41,442	41,232	43,745	45,737	47,524	47,066	57,399	55,341	58,289	58,016	57,536	57,745
特別とん釀与税	131,852	153,295	130,625	141,399	145,751	173,071	135,688	120,800	111,832	108,995	150,570	191,789	172,322	191,723
電気税	5,156	廃止												
特別土地保有税	1,007													
新日本石油基地関連の計	706,126	703,755	688,098	701,158	719,446	735,722	720,824	676,871	659,181	610,062	619,940	678,990	464,595	473,166
合計	1,204,639	1,274,078	1,303,841	1,354,099	1,382,449	1,394,410	1,424,786	1,382,388	1,407,669	1,342,634	1,389,183	1,432,420	1,224,433	1,237,257
新日本石油基地関連が占める割合%	58.6	55.2	52.7	51.8	52.0	52.8	50.6	49.0	46.8	45.4	44.6	47.4	37.9	38.2

★特別とん釀与税

日石啓入基地には、世界各国から原油を積んだ大きなタンカーが入港しています。入港したタンカーは純トンの数に応じて、税金が課税されます。

各国から来たタンカーは、1トンあたり36円の税金がかかります。そのうちの20円が本町に入ってきます。例えば、10万トンのタンカーが入港すると200万円という計算になります。

(歳出) 第三表 科目別歳出決算の状況

	平成15年度	平成22年度	平成30年度	平成40年度	平成50年度	平成60年度	平成70年度	平成80年度	平成90年度	平成100年度	平成110年度	平成120年度	平成130年度	平成140年度
議 会 費	86,707	90,306	100,704	112,690	108,677	107,289	118,063	116,492	116,745	117,682	107,554	108,204	107,948	110,700
総 務 費	763,037	989,646	1,407,398	1,694,584	1,272,362	944,094	1,058,430	1,135,037	1,067,124	970,111	1,077,283	951,552	994,478	871,526
民 生 費	345,600	370,185	429,156	560,522	844,239	792,507	847,818	1,825,173	957,290	997,012	1,145,293	909,244	951,193	1,005,031
衛 生 費	729,711	188,428	271,295	280,901	453,347	753,484	566,026	643,423	762,825	898,006	723,154	850,777	1,151,197	602,518
労 働 費	35	40	25	36	52	20	34	44	27	20	28	20	28	20
農林水産業費	535,763	777,727	783,057	1,132,169	826,796	952,918	806,462	790,619	841,870	682,300	685,941	656,813	468,846	579,633
商 工 費	23,816	24,932	9,522	10,291	12,006	10,350	12,585	12,656	13,227	13,547	13,338	13,605	13,558	13,947
土 木 費	425,642	430,314	498,247	528,027	524,382	538,138	622,313	584,704	601,180	391,746	550,457	359,632	321,683	328,971
消 防 費	186,898	178,694	177,314	194,334	197,289	199,222	207,107	232,463	241,914	242,393	241,791	233,132	226,613	232,828
教 育 費	435,615	459,383	736,712	784,558	865,338	454,978	522,936	540,770	536,552	457,059	738,088	475,746	475,974	499,093
災害復旧費	128,877	50,795	50,115	11,374	317,858	40,420	18,578	40,434	87,248	101,195	13,330	28,719	17,465	5,496
公 債 費	281,166	310,260	344,483	384,271	430,117	484,974	542,969	586,740	628,589	671,872	685,102	709,600	714,300	691,784
諸 支 出 金	144,428	112,729	138,641	167,259	7,265	7,268	7,273	7,277	6,115	4,627	3,149	1,655	0	0
合 計	4,087,295	3,983,439	4,955,669	5,861,016	5,859,728	5,285,662	5,330,594	6,515,862	5,890,706	5,547,570	5,594,508	5,298,709	5,443,283	4,941,547

(単位：千円)

平成14年度歳入歳出決算額

(単位：円)

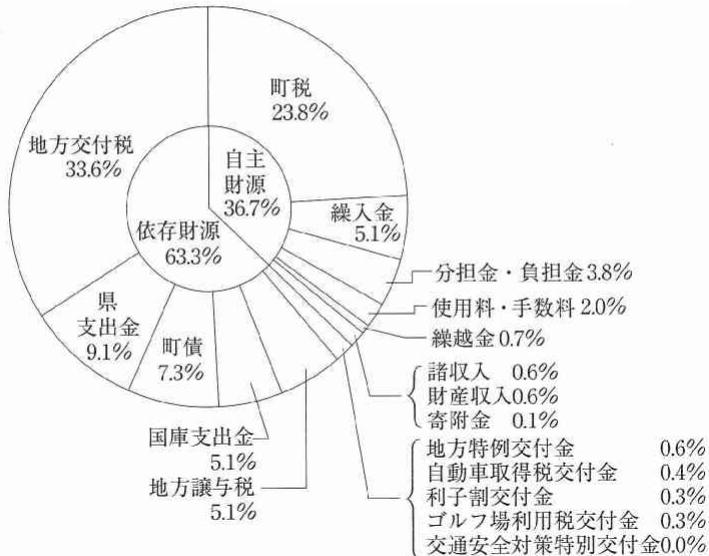
会 計	予算現額	決 算 額		差引残額	執行率%	
		収入済額	支出済額		収入	支出
一 般	5,103,570,000	5,196,747,313	4,941,547,199	255,200,114	101.8	96.8
国 保	1,252,858,000	1,312,999,117	1,152,684,669	160,314,448	104.8	92.0
老 保	1,928,670,000	1,886,193,900	1,858,921,445	27,272,455	97.8	96.4
介 護	1,224,148,000	1,237,381,899	1,195,255,759	42,126,140	100.1	97.6
簡 水	251,316,000	254,013,969	243,917,989	10,095,980	101.1	97.1
合 計	9,760,562,000	9,887,336,198	9,392,327,061	495,009,137	101.3	96.2

五 平成十四年度の決算状況

平成十四年度の
決算状況は上の
とおりである。

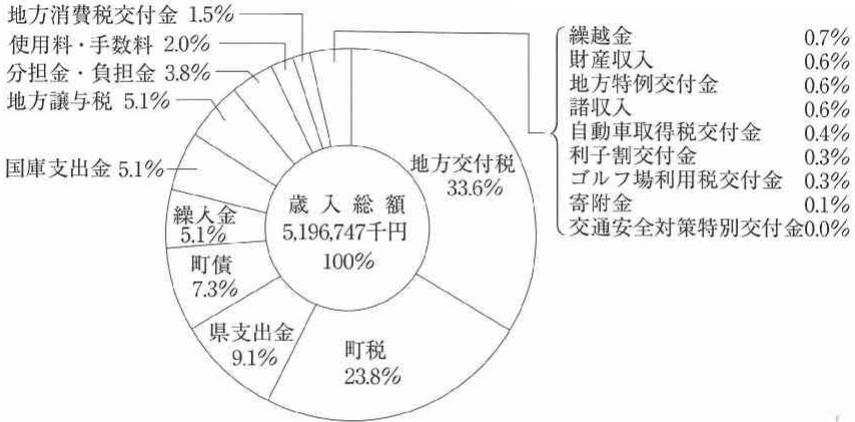
第四表 自主財源と依存財源の構成図

(平成14年度一般会計決算)



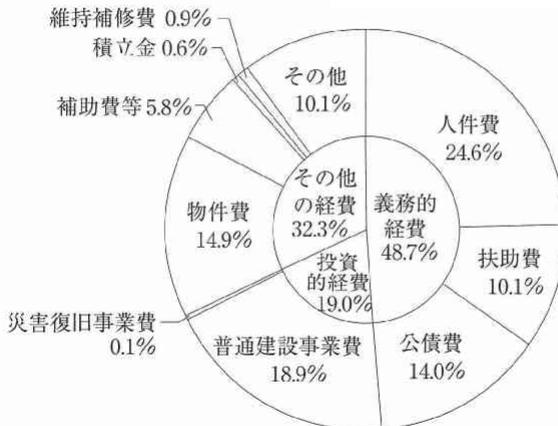
第五表 歳入面における構成図

(平成14年度一般会計決算)



第六表 性質別歳出の構成図

(平成14年度一般会計決算)



第七表 財政規模及び財力等の状況（普通会計）

（単位：千円，％）

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
財政力指数	0.54	0.49	0.45	0.43	0.43	0.44	0.45	0.44	0.43	0.41	0.40	0.40	0.42	0.44
標準財政規模(A)	2,415,480	2,654,373	2,962,687	3,025,770	3,176,302	3,144,221	3,248,911	3,357,880	3,476,798	3,533,959	3,518,185	3,530,756	3,502,401	3,249,781
基準財政収入額	1,002,658	1,069,056	1,135,047	1,141,887	1,232,402	1,269,419	1,317,252	1,267,981	1,268,795	1,270,772	1,234,791	1,309,179	1,417,274	1,300,395
基準財政需要額	2,133,018	2,355,120	2,660,763	2,703,505	2,846,112	2,793,743	2,893,920	2,994,208	3,113,364	3,168,200	3,173,953	3,182,645	3,135,533	2,892,919
経常一般財源収入額(B)	2,491,043	2,779,743	3,061,230	3,116,848	3,205,029	3,140,692	3,210,310	3,313,459	3,445,210	3,493,631	3,602,079	3,625,956	3,431,519	3,475,968
実質収支比率(G)/A)	5.3	6.0	6.3	4.5	5.0	6.8	5.0	4.9	4.8	5.0	5.6	6.9	4.6	7.3
経常一般財源比率(B)/A)	103.1	104.7	103.3	103.0	100.9	99.9	98.8	98.7	99.1	98.9	102.4	102.7	98.0	107.0
経常収支比率	67.1	64.6	63.1	67.6	68.6	73.4	77.1	78.4	80.0	82.1	80.9	81.8	82.8	85.1
公債費比率	9.6	10.2	10.3	11.3	12.1	13.9	14.9	15.4	15.9	16.4	16.4	16.5	16.3	16.4
地方債許可制限比率	8.0	8.2	8.1	8.5	9.1	10.2	11.2	12.0	12.1	12.2	12.3	12.5	12.5	12.6
地方債現在高	2,395,921	2,463,223	2,797,345	3,507,080	4,021,395	4,254,254	4,315,615	5,085,843	5,203,138	5,079,986	5,207,516	5,010,662	5,013,783	4,840,364
積立金現在高	545,202	856,195	857,500	947,265	1,002,145	1,085,843	955,686	777,619	654,983	567,576	770,631	831,517	905,411	883,913
歳入総額(C)	4,215,308	4,142,011	5,151,253	5,995,999	6,019,454	5,499,554	5,493,803	6,678,790	6,027,038	5,778,924	6,180,672	5,545,764	5,614,299	5,136,747
歳出総額(D)	4,087,295	3,983,439	4,955,669	5,861,015	5,859,728	5,286,662	5,330,594	6,515,862	5,860,706	5,547,570	5,984,508	5,297,909	5,443,283	4,941,547
歳入歳出差引(E)=(C)-(D)	128,013	158,572	195,584	134,984	159,726	214,292	163,209	162,928	166,332	231,354	196,164	247,855	171,016	255,200
要年度繰り越すべき額(B)	1,000	0	8,547	63	613	1,990	922	0	0	53,011	0	3,682	9,572	18,142
実質収支(G)=(E)-(F)	127,013	158,572	187,037	134,921	159,113	212,202	162,287	162,928	166,332	178,343	196,164	244,173	161,444	237,058
単年度収支(H)	11,214	31,559	28,465	△52,116	24,192	53,189	△50,015	641	3,404	12,011	17,821	48,009	△82,729	75,614
基金積立金(I)	29,750	223,762	120,420	191,120	175,692	80,596	87,357	89,890	49,669	57,328	53,423	39,425	43,590	17,913
繰上償還金(J)	0	0	0	4,653	1,712	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金取り崩し額(K)	117,000	87,000	319,300	333,300	280,000	60,000	261,000	294,000	242,000	129,400	127,000	86,291	152,863	180,000
実質単年度収支(L) (H)+(I)+(J)-(K)	△76,036	168,321	△170,415	△189,643	△78,404	73,785	△223,658	△203,469	△188,927	△60,061	△55,756	1,143	△192,002	△86,473

